

# 川島町環境基本計画

美しい景観・自然との調和

～今、私たちにできること～

平成26年12月

川 島 町



(町長あいさつ)



# 目 次

	Page
I 環境基本計画 .....	1
第1章 計画の基本的事項 .....	3
第1節 計画策定の目的と背景 .....	4
第2節 計画の位置づけ .....	5
第3節 計画の対象 .....	6
第4節 計画の期間 .....	7
第2章 地域の概要 .....	9
第1節 地域の概況 .....	10
1 位置・地勢 .....	10
2 地形・気候 .....	11
第2節 人口・世帯数の動向 .....	13
1 人口・世帯数の推移 .....	13
2 人口に関する特徴 .....	14
3 世帯数に関する特徴 .....	15
第3節 産業の動向 .....	16
1 地域経済、就業者数 .....	16
2 産業の概要 .....	17
第4節 土地利用の動向 .....	18
1 土地利用の状況 .....	18
2 交通の状況 .....	20
第5節 町の将来計画 .....	22
1 総合振興計画の概要 .....	22
2 将来人口 .....	24
第3章 環境の現状と課題 .....	25
第1節 自然環境の現状と課題 .....	26
1 農地、自然景観 .....	26
2 河川、水辺 .....	28
3 動植物、生態系 .....	31
4 自然とのふれあい .....	34
第2節 生活環境の現状と課題 .....	35
1 大気環境 .....	35
2 水環境 .....	37
3 騒音・振動 .....	39
4 その他公害防止 .....	40

第3節 快適環境の現状と課題	41
1 公園・緑地	41
2 歴史・文化	42
3 廃棄物、リサイクル	43
4 環境美化、不法投棄対策	45
第4節 環境保全活動の現状と課題	47
1 地球温暖化防止	47
2 省エネ・省資源	48
3 環境教育・環境学習	49
4 環境保全活動	50
<b>第4章 望ましい環境像</b>	<b>51</b>
第1節 望ましい環境像	52
第2節 基本方針	53
第3節 施策体系	54
<b>第5章 環境保全の目標</b>	<b>57</b>
第1節 自然環境の保全の目標	58
1 自然景観	58
2 河川、水辺	59
3 動植物、生態系	60
4 自然とのふれあい	61
第2節 生活環境の保全の目標	62
1 大気環境	62
2 水環境	63
3 騒音・振動	64
4 その他公害防止	65
第3節 快適環境の保全の目標	66
1 公園・緑地	66
2 歴史・文化	67
3 廃棄物、リサイクル	68
4 環境美化、不法投棄対策	70
第4節 環境保全活動の推進の目標	72
1 地球温暖化防止	72
2 省エネ・省資源	73
3 環境教育・環境学習	75
4 環境保全活動	77

<b>II 一般廃棄物処理基本計画</b>	<b>79</b>
<b>第1章 計画の基本的事項</b>	<b>81</b>
第1節 計画策定の目的と背景	82
第2節 計画の位置づけ	82
第3節 計画の対象	83
第4節 計画の期間	84
第5節 廃棄物・リサイクル関連の動向	85
1 法制度	85
2 国の動向	86
3 県の動向	88
<b>第2章 ごみ処理基本計画</b>	<b>89</b>
第1節 ごみ処理の現状と課題	90
1 ごみの分別区分と排出方法	90
2 ごみ処理の流れ	93
3 ごみの排出抑制、リサイクル推進のための取り組みの状況	94
4 ごみ排出量	95
5 ごみの処理・処分	98
6 ごみ処理施設の状況	103
7 ごみ処理の評価	106
8 ごみ処理の課題	108
第2節 ごみ処理量の予測	112
1 ごみ処理量の予測方法	112
2 ごみ排出量の予測結果	112
3 ごみの処理・処分量の予測結果	115
第3節 ごみ処理基本計画	117
1 基本理念と基本方針	117
2 数値目標	119
3 施策体系	121
4 ごみの減量化と資源化の推進【減量化・資源化計画】	122
5 適正なごみ処理事業の推進【収集・運搬計画、処理・処分計画】	127
6 ごみ減量化・資源化推進のための取り組み	131
<b>第3章 生活排水処理基本計画</b>	<b>137</b>
第1節 生活排水処理の現状と課題	138
1 生活排水処理の概要	138
2 生活排水処理施設の状況	139
3 生活排水の適正処理のための施策	142
4 生活排水の排出・処理の状況	144
5 生活排水処理の課題	147

第2節 生活排水処理量の予測	148
1 生活排水処理量の予測方法	148
2 生活排水処理形態別の人口の予測結果	148
3 し尿・浄化槽汚泥の処理量の予測結果	149
第3節 生活排水処理基本計画	150
1 基本理念と基本方針	150
2 数値目標	150
3 生活排水処理基本計画	151
4 し尿・浄化槽汚泥処理基本計画	152
5 生活排水対策の推進のための取り組み	153
 III 計画推進のしくみ	 155
第1節 計画の推進体制	157
第2節 計画の進行管理	159

# I 環境基本計画



# **第1章 計画の基本的事項**

## 第1節 計画策定の目的と背景

環境基本計画は、環境の保全に関する施策を総合的かつ長期的に推進するための計画です。

国においては、環境基本法に基づき、平成6年に「第一次環境基本計画」が策定されました。平成24年4月には、「第四次環境基本計画」が閣議決定され、目指すべき持続可能な社会の姿として、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」、これらの社会の基盤として「安全が確保される社会」が掲げられました。

県や市町村においても、自治体ごとに条例に基づき「環境基本計画」を策定し、国に準じた施策やその他独自の施策を地域において自主的に推進・展開しています。

川島町（以下『本町』と呼びます。）においては、環境に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保することを目的として、平成25年4月に「川島町環境保全条例」（以下『本条例』と呼びます。）を施行しました。

本条例では、生活環境や自然環境の適正な保全についての基本理念を定め、町、町民、事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項その他の必要な事項を定めています。

また、本条例に基づき、平成27年3月に「川島町環境基本計画」（以下『本計画』と呼びます。）を策定しました。

本計画は、川島町環境保全条例の基本理念をに基づき、町、町民、事業者が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来における安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的とします。

### 川島町環境保全条例の基本理念

1. 環境の保全は、現在及び将来の町民が安全で快適な生活を営むことができる良好な環境を確保されるよう推進されなければならない。
2. 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない持続的な循環型社会を構築されるよう推進されなければならない。
3. 環境の保全は、日常生活及び事業活動において、地域の環境はもとより、地球環境にも配慮した自発的な取組により推進されなければならない。
4. 環境の保全は、町、町民及び事業者との協働を大切にしつつ推進されなければならない。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「第5次川島町総合振興計画」に示された将来像を環境面から具現化していくためのものです。

同時に、「川島町環境保全条例」の基本理念の実現に向け、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものであり、本計画に基づき、町の各部門における環境の保全に関する各種の施策が立案・実施されます。

また、町、町民、事業者が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針となるものです。

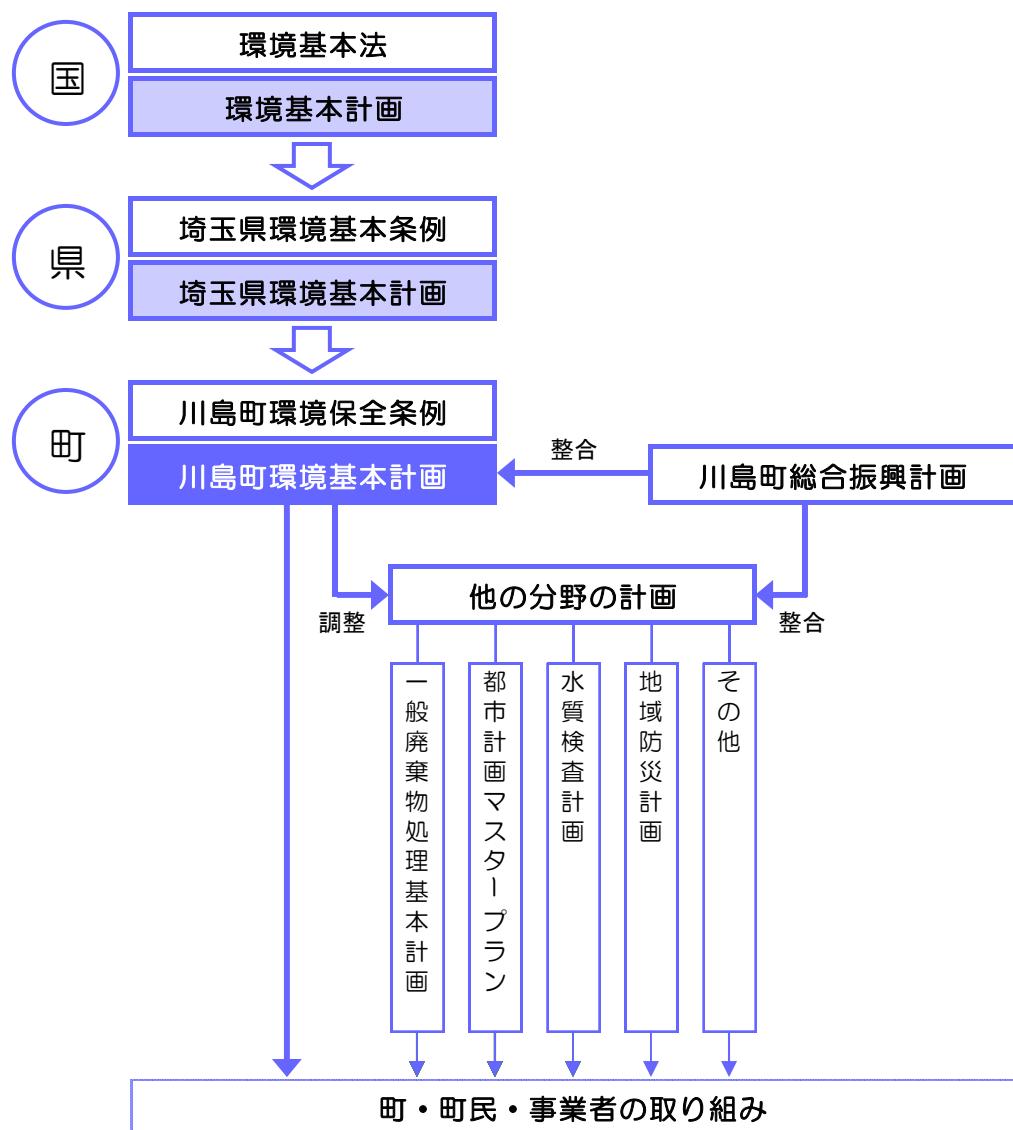


図 1-1-1 本計画の位置づけ

## 第3節 計画の対象

### 対象とする地域

本計画が対象とする「地域」は、原則として川島町全域とします。

ただし、河川などのように流域としてとらえる必要がある場合や、大気汚染のように広域的な対応が必要なものなどについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

### 対象とする環境

本計画が対象とする「環境」は、①自然環境、②生活環境、③快適環境、④環境保全活動の4分野とします。

本計画では、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

#### ①自然環境

農地、自然景観  
河川、水辺  
動植物、生態系  
自然とのふれあい

#### ②生活環境

大気環境  
水環境  
騒音・振動  
その他公害防止

#### ③快適環境

公園・緑地  
歴史・文化  
廃棄物、リサイクル  
環境美化、不法投棄対策

#### ④環境保全活動

地球温暖化防止  
省エネ・省資源  
環境教育・環境学習  
環境保全活動

## 第4節 計画の期間

本計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、平成27年度（2015年度）を初年度、平成41年度（2029年度）を目標年度とする15年間とします。

なお、本計画は5年毎に見直しを行う予定です。また、本町を取り巻く社会経済情勢、環境の変化や計画の進捗状況により、見直しの必要性が生じた場合にも、適宜柔軟に対応するものとします。

平成27年度（2015年度）から平成41年度（2029年度）までの15年間



図 1-1-2 本計画の期間



## **第2章 地域の概要**

# 第1節 地域の概況

## 1 位置・地勢

本町は埼玉県のほぼ中央に位置し、北は「市野川」を境として吉見町に、東は「荒川」を境として北本市・桶川市・上尾市に、南は「入間川」を境として川越市に、西は「越辺川・都幾川」を境として坂戸市・東松山市に接しており、まさに“川に囲まれた島”そのものといえます。

東西約11km、南北約8kmで面積は41.72km<sup>2</sup>となっています。

標高は平均14.5mで高低差はほとんどなく、かつては見渡す限り水田地帯でした。

本町の地域に人々が集落を形成して生活を営むようになったのは、奈良時代の少し前ごろからとみられており、町内にはそのころの様子がうかがえる「塚」や「塚の跡」が残っています。江戸時代になると川越藩の支配の中で農業生産が高まりましたが、反面、荒川の流れを現在の場所に変えたことで、たびたび水害に悩まされるようになりました。その後、時代が進むにつれ、河川改修や堤防の築造によって徐々に水害を克服してきました。

昭和29年、川島領と呼ばれた中山・伊草・三保谷・出丸・ハツ保・小見野の6つの村が合併して川島村が誕生しました。以後、中学校の統合や上水道の敷設など、積極的な村づくりを進め、昭和47年11月に町制を施行しました。

現在、首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジの供用開始に伴い、インター周辺開発が進み、町は変革のときを迎えています。



図1-2-1 川島町の位置

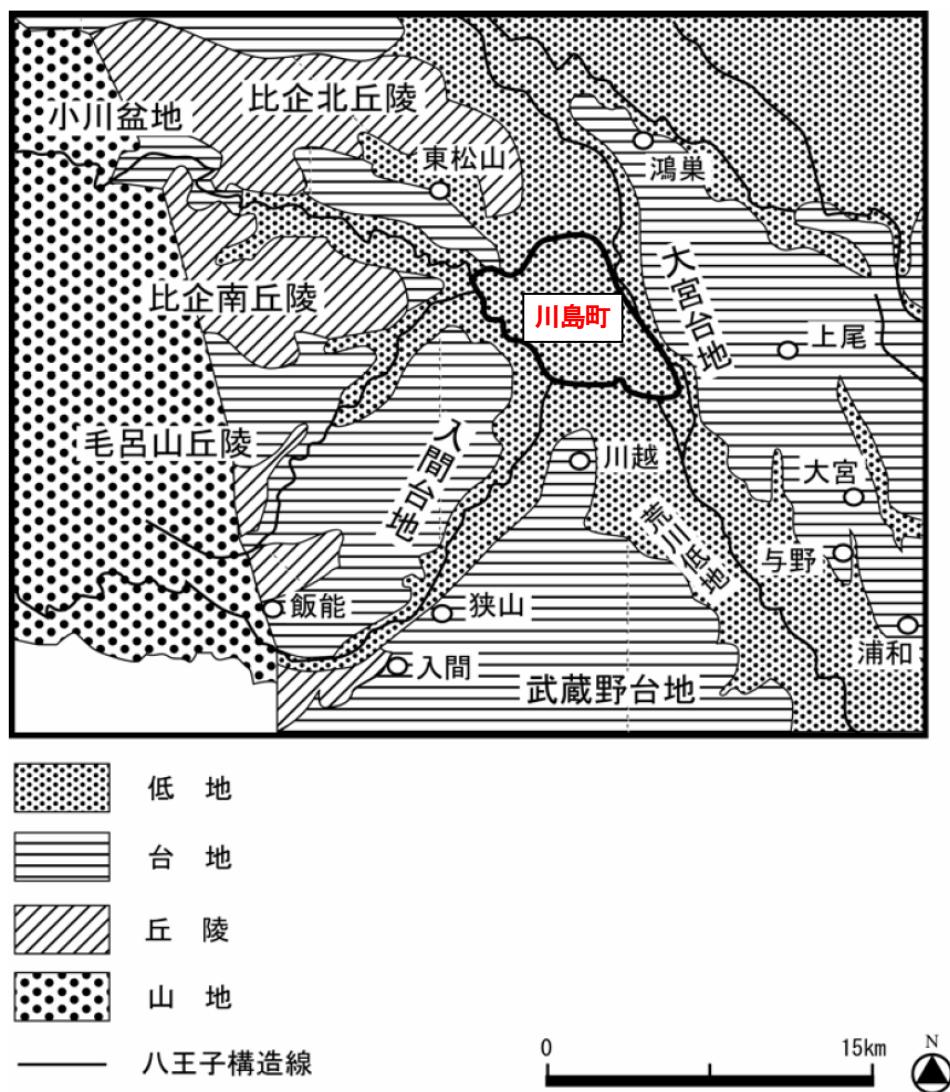
## (1) 地形

本町は、大宮台地と入間台地、比企丘陵に囲まれた荒川流域の低地に位置し、四方を河川に囲まれた輪中になっています。

地形は、旧河道沿いに形成された自然堤防（微高地）を除いて低湿な氾濫原が広い面積を占めています。地形勾配は、西部の中山地区から東部の出丸地区に向かって 1,000 分の 1 程度となっています。

町内の地形は大きく 3 つに分けられ、自然堤防（微高地）、旧河道地域、氾濫原からなり、水と緑豊かな田園環境を形成しています。自然堤防上には集落が発達し、屋敷林など良好な集落景観を形成しています。旧河道地域や氾濫原は、水田として利用されています。

なお、本町には「200 万分の 1 日本列島活断層図」に記載されている活断層、推定活断層は見られません。



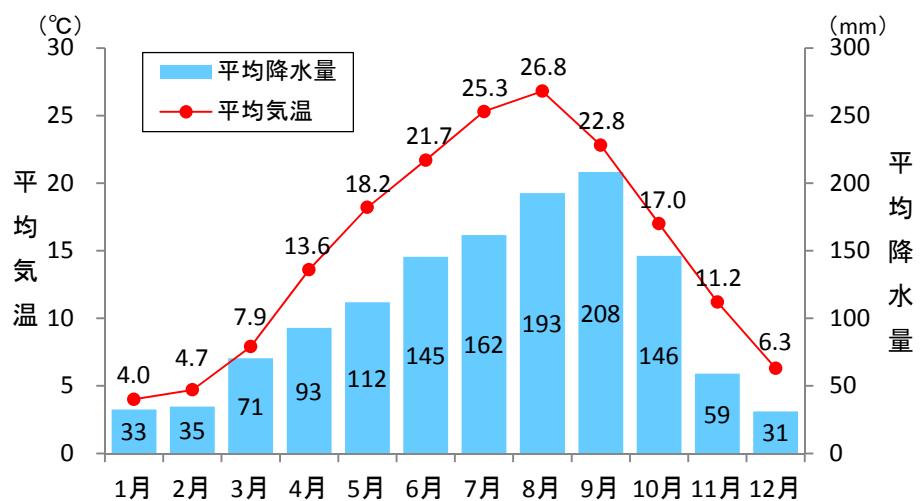
資料：埼玉県の地理と歴史

図 1-2-2 本町と周囲の地形

## (2) 気候

気候は、気温の日較差、年較差がやや大きいものの、温暖な内陸的気候を示す典型的な日本式気候です。また、内陸に位置するため、夏の高温と冬の乾燥が厳しいことも特色です。平均気温は15°C前後で、夏期の雷雨は他の地域を通り抜けることが多く、降水量は全国的には少ない地域に属します。

なお、農家集落に見られる屋敷林は、冬の空つ風と土ぼこりを防ぐために植えられたもので、本町の特色ある気候風土景観となっています。



注：観測データは1981～2010年の30年間の平均値を示します。  
資料：気象庁

図 1-2-3 各月の降水量と気温（熊谷地方気象台）

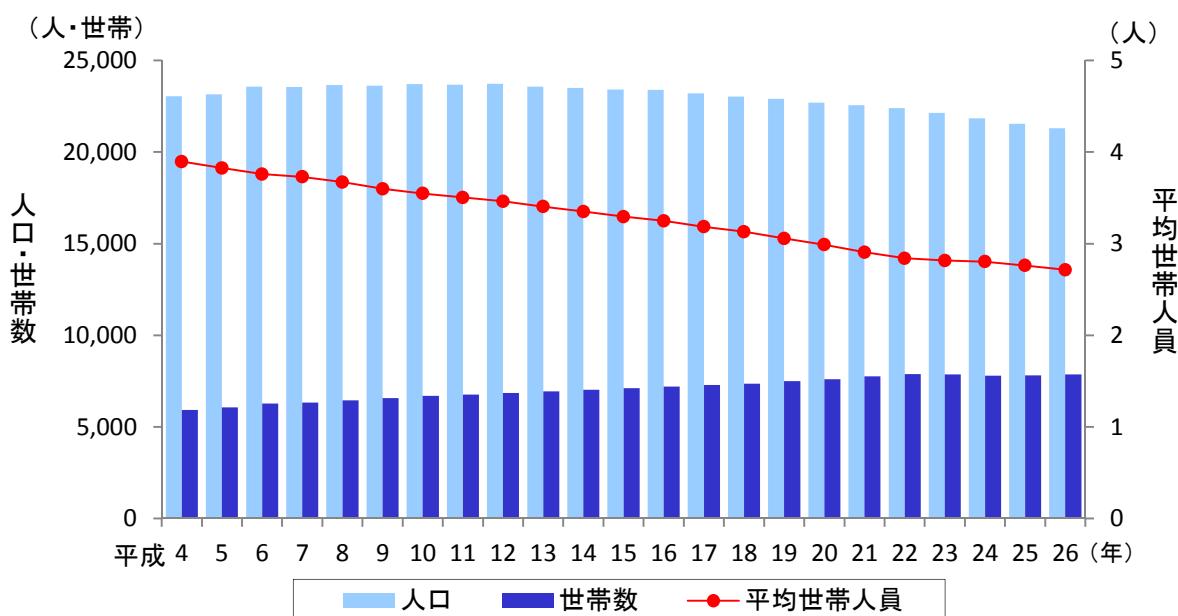
## 第2節 人口・世帯数の動向

### 1 人口・世帯数の推移

平成 26 年 10 月 1 日現在の本町の人口は 21,309 人、世帯数は 7,852 世帯、平均世帯人員（1 世帯当たりの人数）は 2.7 人です。

本町の人口は、平成 4 年以降、2 万 3 千人台で推移してきましたが、平成 12 年の 23,732 人をピークに、以後減少傾向で推移しています。

一方で世帯数は一貫して増加傾向で推移しており、平成 4 年から平成 26 年までの 23 年間で 1.3 倍以上となりました。このため、平均世帯人員は、減少傾向で推移しており、平成 20 年に 3 人を割り込みました。



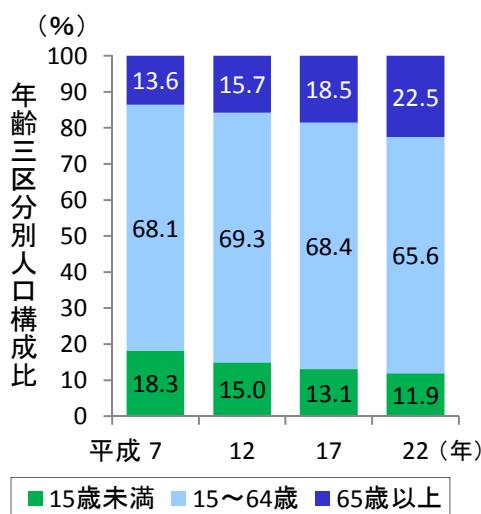
注. 住民基本台帳 各年 10 月 1 日

資料：町民生活課

図 1-2-4 人口と世帯数の推移

## 人口に関する特徴

人口の構成比をみると、15歳未満と15～64歳の人口の構成比が減少する一方で、65歳以上は増加しています。

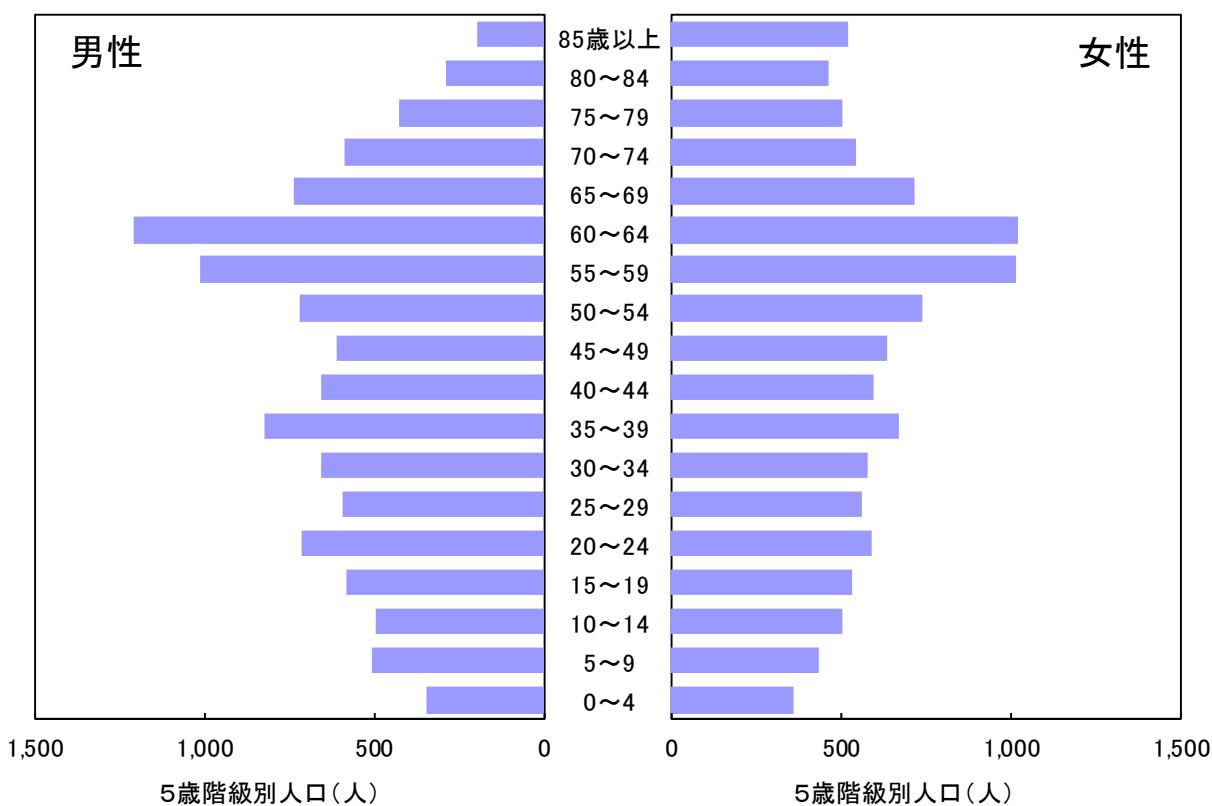


注：各年10月1日現在の人口構成比を示します。

資料：国勢調査

図 1-2-5 年齢3区分別人口構成比の推移

また、平成22年現在の5歳階級別の人口の分布状況より、将来における顕著な高齢者の増加と若年者の減少が予測されます。



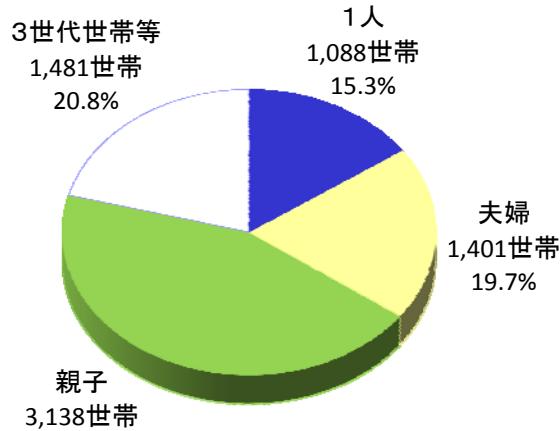
資料：国勢調査

図 1-2-6 5歳階級別人口（平成22年）

### 世帯数に関する特徴

本町の平成 22 年における一般世帯の構成比をみると、1人世帯（単独世帯）が 15.3%、夫婦世帯が 19.7%、親子世帯が 44.1%、3 世代世帯等が 20.8% となっています。

本町では、1人世帯（単独世帯）と夫婦世帯が全体の 1/3 以上を占めています。



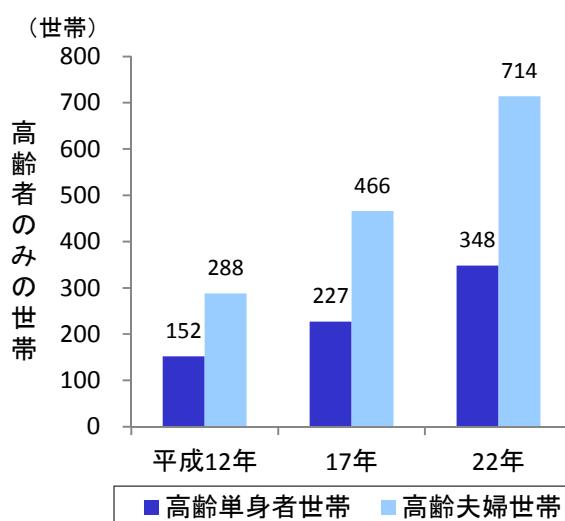
注：四捨五入の都合上、合計が 100.0% になっていません。

資料：国勢調査

図 1-2-7 一般世帯の構成比（平成 22 年）

本町の平成 22 年における高齢者のみの世帯の状況をみると、高齢単身者世帯は 348 世帯、高齢夫婦世帯は 714 世帯となっています。本町では、世帯数が増加傾向で推移していますが、高齢者のみの世帯はそれ以上に大きな増加傾向で推移していることが特徴です。

平成 22 年の1人世帯（単独世帯）は 1,088 世帯ですので、高齢単身者世帯が1人世帯（単独世帯）の約 1/3 を占めています。また、夫婦世帯は 1,401 世帯ですので、高齢夫婦世帯が夫婦世帯の過半数を占めています。



注 1. 高齢者のみの世帯の定義

- ・高齢単身者世帯：65 歳以上の高齢者の 1 人暮らし世帯
- ・高齢夫婦世帯：夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯

2. 各年 10 月 1 日現在

資料：国勢調査

図 1-2-8 高齢者のみの一般世帯数の推移

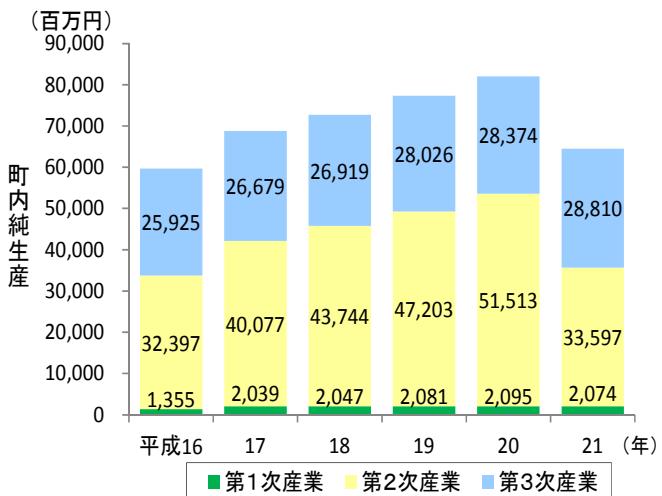
## 第3節 産業の動向

### 1 地域経済、就業者数

#### (1) 地域経済

地域経済の目安として町内純生産額を見ると、平成 20 年までは増加傾向にありました。しかし、平成 21 年に第2次産業の生産額が大きく減少し、それを受けた純生産が減少しました。

地域活力の低下、地域経済力の停滞や衰退が懸念される状態にあるといえます。



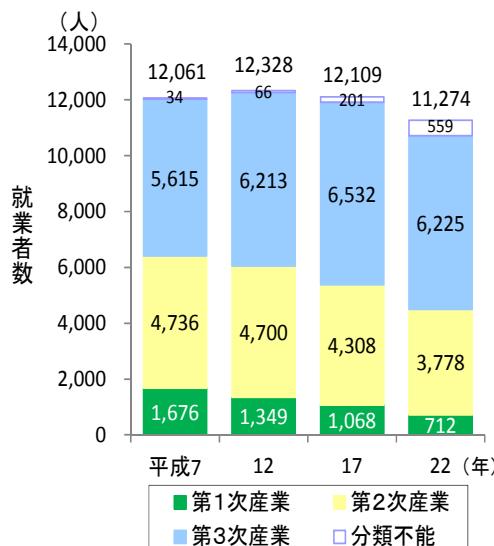
資料：統計かわじま

図 1-2-9 町内純生産の推移

#### (2) 就業者数

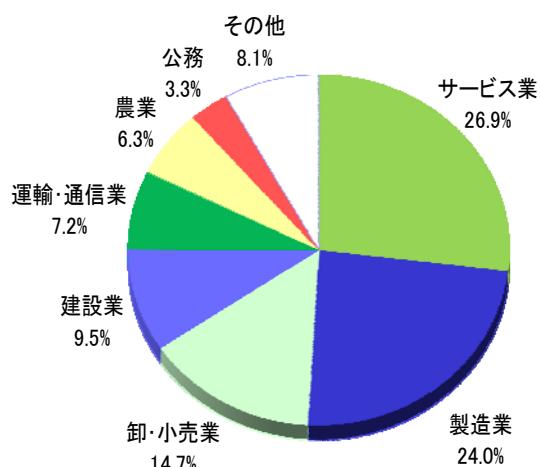
本町の平成 22 年の就業者数は 11,274 人であり、平成 12 年以降減少傾向で推移しています。産業別に見ると、第1次産業が 712 人、第2次産業が 3,778 人、第3次産業が 6,225 人であり、第1次産業と第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向で推移しています。

就業人口の内訳を産業大分類別にみると、サービス業 (26.9%) が最も多く、次いで製造業 (24.0%)、卸・小売業 (14.7%) などが多くなっています。



資料：国勢調査

図 1-2-10 就業者数の推移



注：四捨五入の都合上、合計が 100.0% になっています。

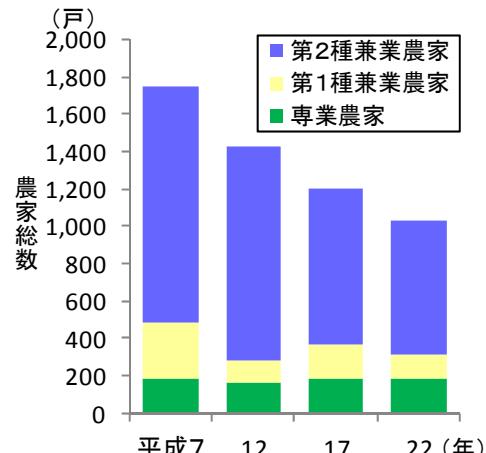
資料：国勢調査

図 1-2-11 産業分類別就業者数  
(平成 22 年)

## (1) 農業

平成 22 年の農家総数は 1,026 戸です。農家総数は減少傾向で推移しており、平成 7 年から 40% 以上減少しました。

農家総数の内訳をみると、ほとんどが第 2 種兼業農家となっています。近年の農家総数の減少は、主として第 2 種兼業農家が減少したことによります。



資料：農林業センサス

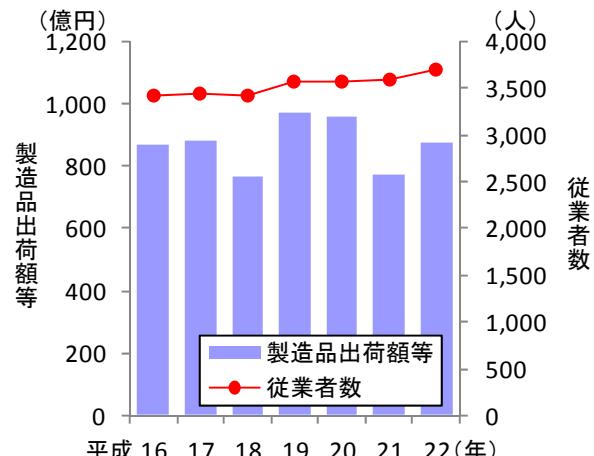
図 1-2-12 農業の状況

## (2) 工業

平成 22 年の従業者数は 3,693 人、製造品出荷額等は 877 億円です。

従業者数は増加傾向で推移しています。これに対し、製造品出荷額は、年により変動の幅が大きくなっていますが、ほぼ横ばいで推移しているとみなせます。

このことから、従業者 1 人当たりの製造品出荷額等は減少傾向で推移していると考えられます。



資料：工業統計

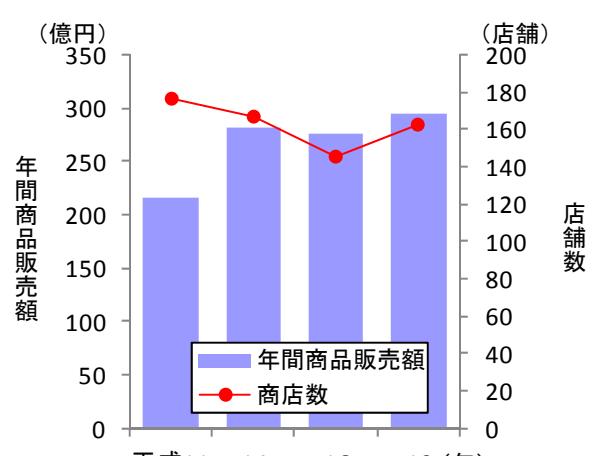
図 1-2-13 工業の状況

## (3) 商業

平成 19 年の商店数は 162 店舗、年間商品販売額は 294 億円です。

商店数は、平成 19 年に増加しましたが、減少傾向で推移しているとみなすことができます。これに対し、年間商品販売額は増加傾向で推移しています。

このことから、1 店舗当たりの年間商品販売額は増加傾向で推移していると考えられます。



資料：商業統計調査

図 1-2-14 商業の状況

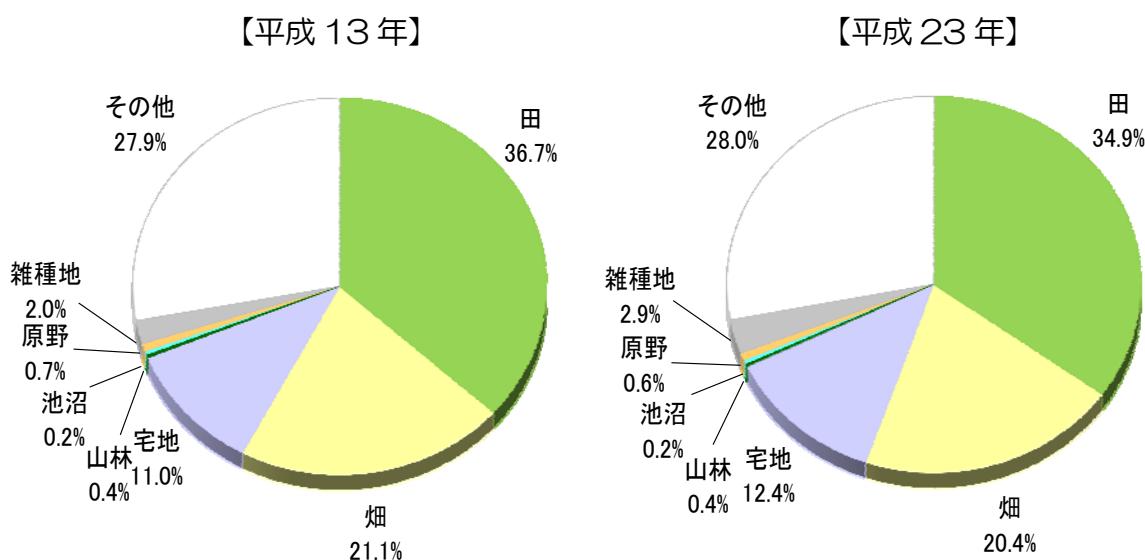
## 第4節 土地利用の動向

### 1 土地利用の状況

#### (1) 土地利用の現況

平成 23 年の土地利用の状況は、田 (34.9%) が最も多く、次いで、畑 (20.4%)、宅地 (12.4%) となっており、特に田と畑で町の面積の過半数を占めています。

平成 13 年から平成 23 年までの 10 年間で、田と畑の面積が減少し、宅地と雑種地の面積が増加しました。



注1. その他とは、墓地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地をいいます。

2. 四捨五入の都合上、合計が 100.0% になっていません。

資料：埼玉県統計年鑑

図 1-2-15 地目別土地面積（各年 1月 1日現在）

## (2) 土地利用構想

本町では、開発などによる農地から他の用途へ転用がある場合には、総合振興計画、都市計画マスターplanや農業振興地域整備計画等の関連計画に基づき、計画的な土地利用を進めています。

しかし、一部地域では住宅と工場が混在する状況であることから、その解消を進めるとともに未利用地の有効活用が求められています。

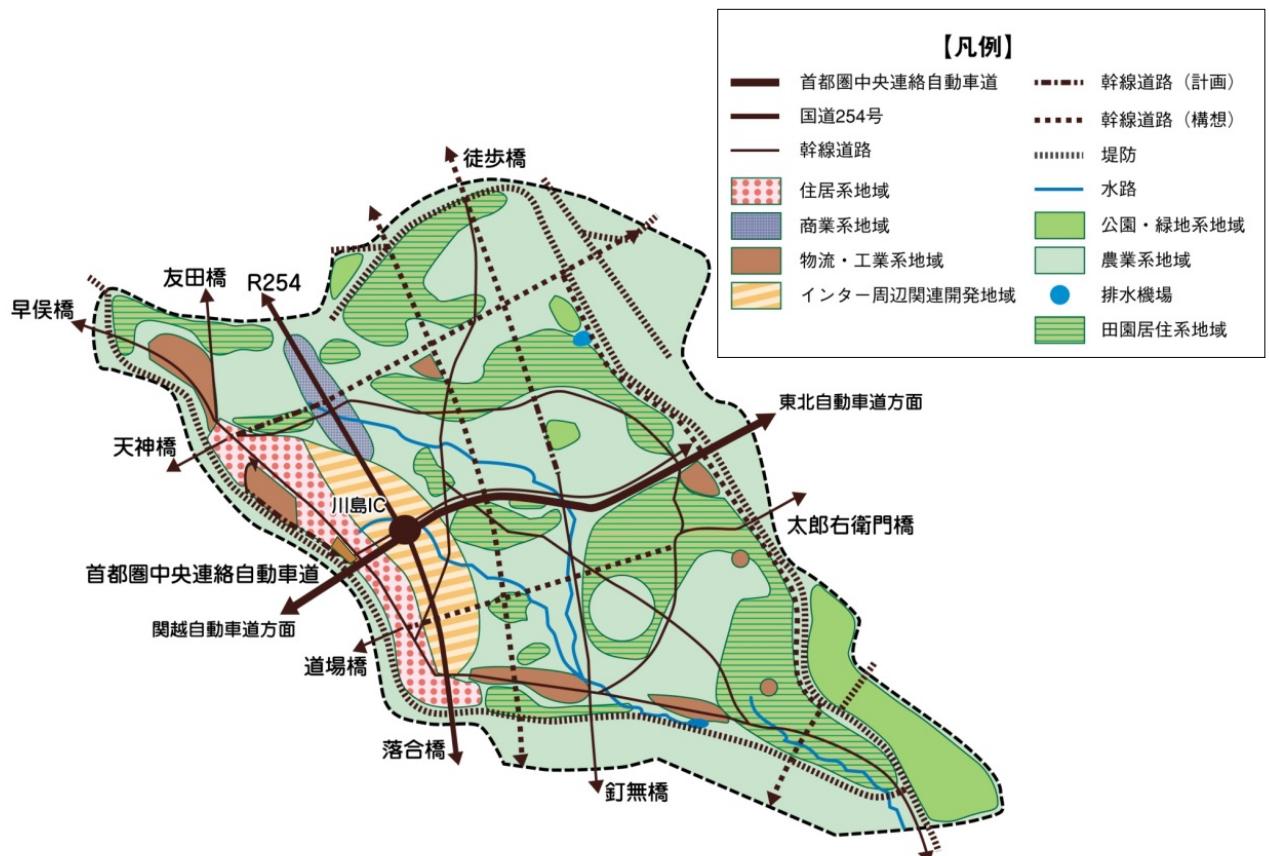
また、快適な住宅街を形成するため、町民参加による地区計画などの導入を図るとともに、定住の受け入れを見据えた快適な宅地を整備する必要があります。市街化調整区域においては地域コミュニティ維持のため、住宅の計画的な整備が必要です。

一方で、川島インターチェンジ周辺の土地を新市街地として有効活用することが求められています。

他方で、既成市街地では、未利用地の宅地化について、計画的な整備が課題となっています。

工業専用地域における既存工業団地は、概ね周辺住宅との間に農用地を有しており、隔絶されているといえますが、一部地域では工業専用地域と住居系地域が隣接、また、準工業地域では混在の状況が見られるため、計画的な土地利用の整序を進める必要があります。

公共空間については、無秩序な開発や景観を損なう開発を防止するため、建築や広告物などを整備・設置する際に一定の規制をかけるよう、指導や誘導に取り組む必要があります。



資料：第5次川島町総合振興計画（平成25年10月）

図 1-2-16 土地利用構想

## (1) 交通網の整備状況

本町の主要な道路としては、国道 254 号と町道 1-20、1-21、1-22 号線（旧国道 254 号線）、また、県道では川越・栗橋線、鴻巣・川島線、日高・川島線、平沼・中老袋線などがあります。

町道は 2,771 路線（うち、幹線 1・2 級が 55 路線）があり、全体の舗装率は約 75% ですが、幹線町道（1・2 級）では約 96% の舗装率となっています。

また、平成 20 年 3 月 29 日に鶴ヶ島ジャンクションから川島インターチェンジ間が開通し、新たな町の玄関口ができました。

川島インターチェンジの供用開始に伴い、関越自動車道や中央自動車道へのアクセスが容易になったことや、首都圏中央連絡自動車道の側道が整備されたことにより、地域の発展や町民の利便性の向上に貢献しています。今後は、長期的かつ計画的な道路整備を進めるための方針を定めるとともに、川島インターチェンジの利便性の向上を図るため、川島インターチェンジへのアクセス道路を整備することが求められています。

また、県道や側道の整備は順調に進められていますが、生活道路については、一部未改良の路線があり、地元との協議を通じて逐次改良及び舗装の整備を行うとともに、維持管理の充実を図る必要があります。

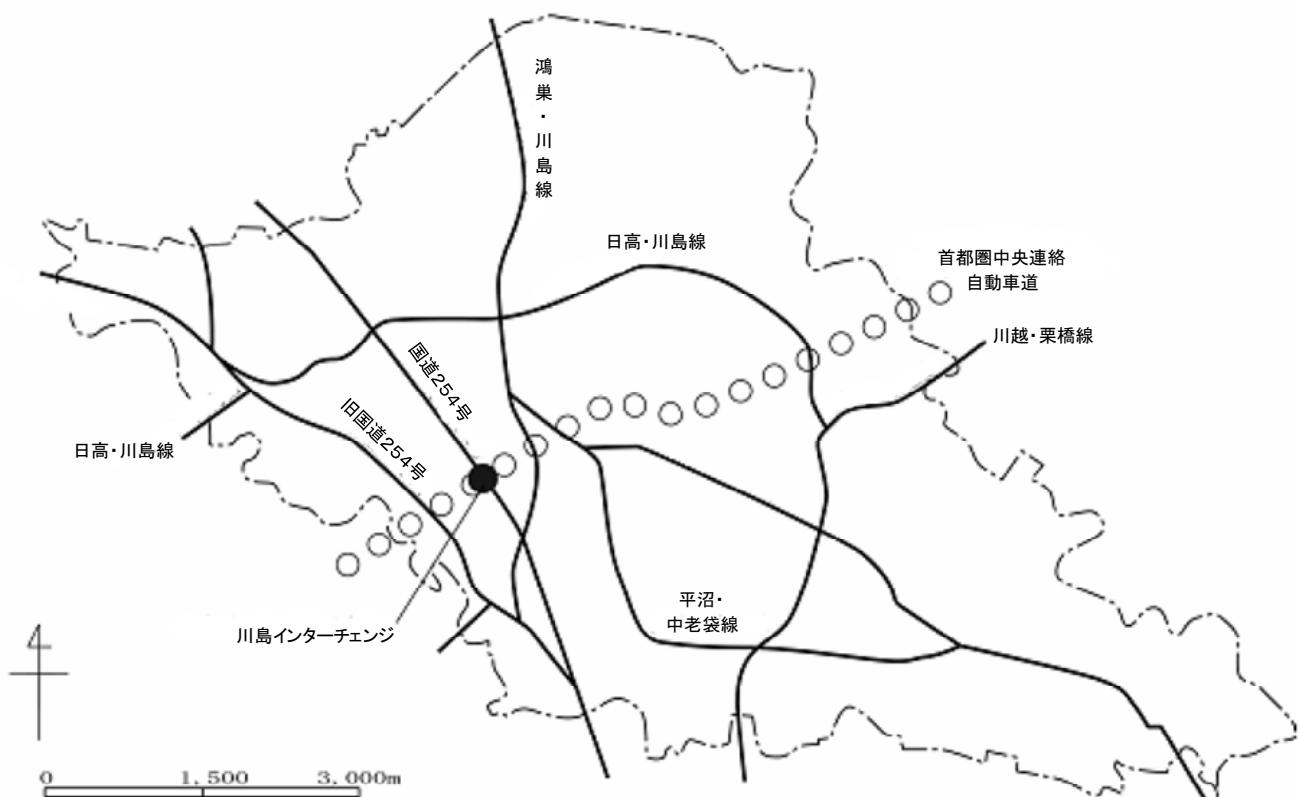


図 1-2-17 主要道路の状況

## (2) 交通体系

本町には鉄道の駅がありません。このため、都内や川越などへ公共交通を利用して出かけようすると、路線バスが主な交通手段となります。

現在、バス路線としては、川越～桶川間、川越～鴻巣間、川越～東松山間、八幡～若葉間の4路線が通っています。

しかし、現状では路線バスのサービス範囲が限られた地域になっており、必ずしも全ての町民にとって使いやすい手段とはなっていないため、多くの町民は、マイカーを自分で運転したり、家族に送迎してもらったりしています。また、町民アンケートなどからも、交通の利便性の向上が求められています。

今後高齢化が進むことにより、公共交通としての路線バスの重要性がさらに高まることが想定されます。このため、本町は通勤や通学、通院、買物などで、多くの方が路線バスを利用しやすくするための工夫を行う必要があると考えました。

これを受け、本町では「川島町地域公共交通会議」を設置し、地域のニーズに応じた町民生活に必要な移動手段の確保と利便性の向上を図り、地域の実情に即した公共交通サービスの実現に必要となる事項について協議しています。

このほか、川島インターチェンジの供用開始や企業進出により交通量の増加が予想されるため、歩行者の安全の確保が求められます。そのため、幹線道路や生活道路に歩行者が安心して通行できるスペースを確保するとともに、交通安全施設の整備を充実させが必要です。

道路環境の整備については、道路沿いの緑化を進めるために、花植えをするボランティアが設立されましたが、継続的な活動を行うため、アダプトシステムやロードサポートサービスの活用を図ります。

## 第5節 町の将来計画

### I 総合振興計画の概要

本町は、平成23年3月に「第5次川島町総合振興計画」を策定し、『誰もが安心して住み続けたいと思えるまちづくり』の実現に向けて各種の取り組みを進めています。

その一方で、まちを取り巻く社会情勢をみると、少子高齢社会の到来、地球温暖化問題、低迷を続ける経済状況による将来への不安など、一市町村では解決できない課題も多く、住民生活にも大きな影響を及ぼしています。

また、地方分権が進展する中、町民のニーズの多様化や持続的で良質的なサービスの提供が求められております。このためには、さらなる行政改革の徹底と財政基盤の強化を図り、自治体としての自主性を高め、これまで以上に効率的かつ効果的な行政運営に努めていくことが必要となっています。

「第5次川島町総合振興計画」は、平成23年度を初年度に、平成32年度までの10年間を計画期間（前後5年間ずつを前期基本計画・後期基本計画）とし、町の『将来像』を明らかにした上で、その実現に向けた基本理念と施策の大綱を示しています。

#### 【将来像】

住む人に快適を 訪れる人に活力を  
笑顔で人がつながるまち かわじま

#### 【基本理念】

I 人・自然・景観を  
大切にした魅力あふ  
れるまちづくり

II まちの資源と都市  
近郊を活かした、  
人でにぎわうまちづ  
くり

III まちが人を育み、  
人がまちを育む活力  
と協働のまちづくり

#### 【施策の大綱】

将来像の実現を目指すための分野別の取り組みを示しています（次ページ参照）。

【施策の大綱】

基本目標	施策
1. 一人ひとりが安心して元気に暮らせるまちづくり 【保健・医療・福祉】	①健康づくりの推進 ②福祉社会の形成 ③児童福祉・子育て支援の充実 ④障がい者福祉の充実 ⑤高齢者福祉の充実 ⑥青少年の健全育成 ⑦社会保障の充実
2. 美しい景観・自然が守られるまちづくり 【自然環境・生活環境】	①循環型社会の形成 ②ごみ処理の充実 ③公園・緑地の整備 ④河川の整備 ⑤農村集落の環境整備
3. 自然と調和を保ち快適に定住できるまちづくり 【都市基盤・土地利用】	①秩序ある土地利用 ②市街地の整備 ③住宅・住環境の整 ④上水道の整備・充実 ⑤生活排水・雨水処理の充実 ⑥道路の整備 ⑦公共交通機関の充実
4. 活力ある産業のまちづくり 【農業・商業・工業・観光】	①新しい産業の振興 ②農業振興と農地保全 ③商業の振興 ④工業の振興 ⑤観光の振興 ⑥労働環境の改善
5. 自己実現を支援する生涯学習のまちづくり 【生涯学習・教育】	①生涯学習まちづくりの推進 ②社会教育の充実 ③幼児・学校教育の充実 ④スポーツ・レクリエーションの充実 ⑤芸術・文化の振興 ⑥国際化の推進
6. 町民との協働でつくりあげる支え合いのまちづくり 【自治・コミュニティ】	①自治・コミュニティの振興 ②男女共同参画社会の形成 ③人権の尊重 ④交通安全の推進 ⑤消防・防災体制の充実 ⑥消費者保護
7. 町民に開かれた計画的なまちづくり 【行財政運営】	①情報公開の推進 ②行政運営の推進 ③財政運営の充実 ④電子自治体の推進 ⑤地方分権・関係市町との連携の推進

## 将来人口

本町の総人口は、平成 12 年をピークに減少し続けています。

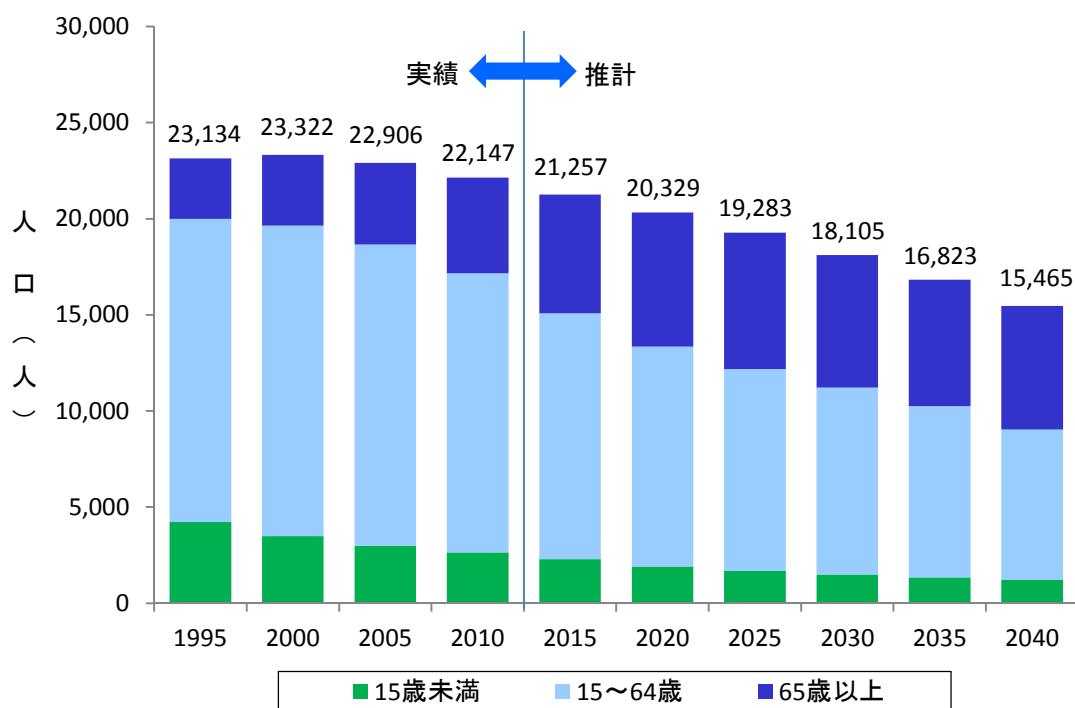
少子高齢化を背景とした人口減少は、全国的な傾向として、本町でも避けられない時代の流れであるといえます。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果によると、本町の人口は今後も減少傾向で推移し、同時に高齢化（65 歳以上の人口構成比の増加）が急速に進むとされています。

こうした状況の中、「第5次川島町総合振興計画」では、計画に基づき魅力あるまちづくりを進めることにより、人口流出の抑制や転入者の増加などを想定し、2020 年（平成 32 年）における将来の人口をおよそ 21,500 人と設定しています。

表 1-2-1 将来人口の見通し

項目	2010年 (平成 22 年)	2015年 (平成 27 年)	2020年 (平成 32 年)	備 考
推計人口	22,147 人	21,257 人	20,329 人	国立社会保障・人口問題研究所による推計値
目標人口	22,567 人	21,730 人	21,500 人	第5次川島町総合振興計画での目標



注：国立社会保障・人口問題研究所による推計値（国勢調査結果に基づく）

図 1-2-18 実績人口と将来人口

## **第3章 環境の現状と課題**

## 第1節 自然環境の現状と課題

### 1 農地、自然景観

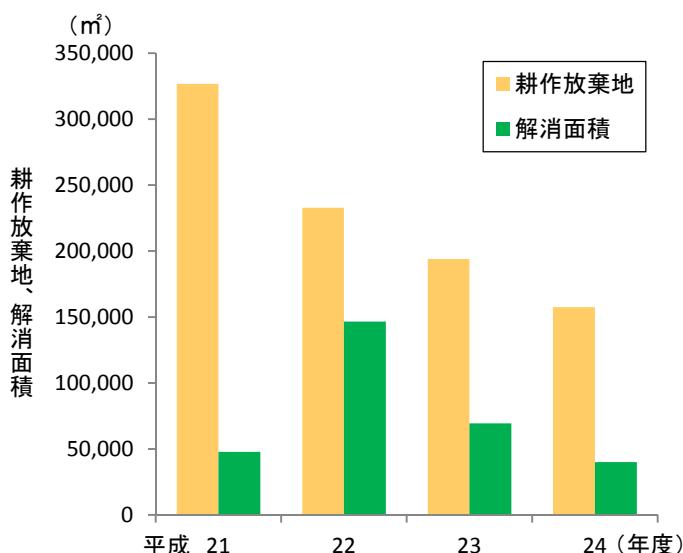
#### (1) 農地

本町の土地利用の 55%を田畠が占めています。本町の主要産業である農業についても、農家人口の減少や農業従事者の高齢化により、遊休農地、耕作放棄地の増加、農地の自然性の低下などが懸念されています。

耕作放棄地は、近年減少傾向で推移しています。

とりわけ平成 22 年度には、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業により、川島町地域耕作放棄地対策協議会と埼玉県東松山農林振興センターで、山ヶ谷戸堤外地、荒川河川敷の大規模な耕作放棄地を優良農地に再生させることができました。

本町において農業は重要な基幹産業であるため、今後も耕作放棄地の解消と有効な活用を進めています。



資料：川島町農業委員会資料

図 1-3-1 耕作放棄地、解消面積の推移

## (2) 自然景観

農村地域として発展してきた本町は、豊かな田園景観を維持していましたが、宅地開発等の進行により、それらが崩れつつあります。このため、生け垣がブロック塀に変わるなど緑が減少しており、宅地内の緑化や生け垣の整備を促進するなど、緑化を推進する必要があります。

田園景観については、それを構成する農地や屋敷林、生け垣、小河川の保全を一体的に図る必要があります。

さらに、四方を囲む河川については、自然環境を保持している河川空間の保全と有効活用を図ることが必要とされています。具体的には、桜づつみの適正な維持管理を図るとともに、特色ある地域景観づくりとしての保全と活用が求められています。

農用地及び集落によって形成される良好な田園景観や、四方を取り囲む河川と良好な水辺景観は、町民の原風景となっており、総合的な保全対策が必要とされています。

### 農地、自然景観の課題

- ❖ 田園景観の保全

本町では、徒歩圏における子どもの遊び場として、水と緑を利用した身近な公園の整備が求められています。

日本一長いバラのトンネルや芝生広場、水遊び場などのある「平成の森公園」は、本町を代表する憩いの場です。季節を問わず子どもたちの歓声が響き、町を挙げてのイベントの会場にもなります。

また、沼や川では釣り人たちが朝早くから釣り糸を垂れ、町を囲む堤防はサイクリングやウォーキングの名所となっています。

河川空間については、レクリエーションなどに活用するため、河川を活かした親水空間、散策路としての縁地整備を計画的に行うとともに、自然再生事業や国有地化された堤外地の有効な活用や保全を図りつつ、地域振興との連携を図る必要があります。

## 河川、水辺の課題

- ❖ 水辺空間の保全・回復と利用の推進

## 【長楽用水路の水辺空間再生事業】

川島町は四方を川に囲まれ、自然環境に恵まれていますが、これまでこれらの自然を基調とした景観を充分に活用できませんでした。

その中にあって、長楽用水路は都幾川を水源とし、きれいな水が流れ込み、多くの水生生物が生息しています。また、沿線には「埼玉県こども動物自然公園」へとつながる自転車道がありますが、水辺で親しめる空間が整備されていませんでした。

このため、本町では、都会に一番近い農村として、自然や田園風景を保全し、その魅力を引き出し、親水空間やビオトープなどが人々の憩いの場となり、自然にやさしい水と緑のネットワークのあるまちを創出することを目標に、埼玉県の水辺再生事業を活用して、平成22年から23年の2年間で護岸や遊歩道の整備等を行い、豊かな自然と田園環境を活かしたまちづくり事業を行いました。

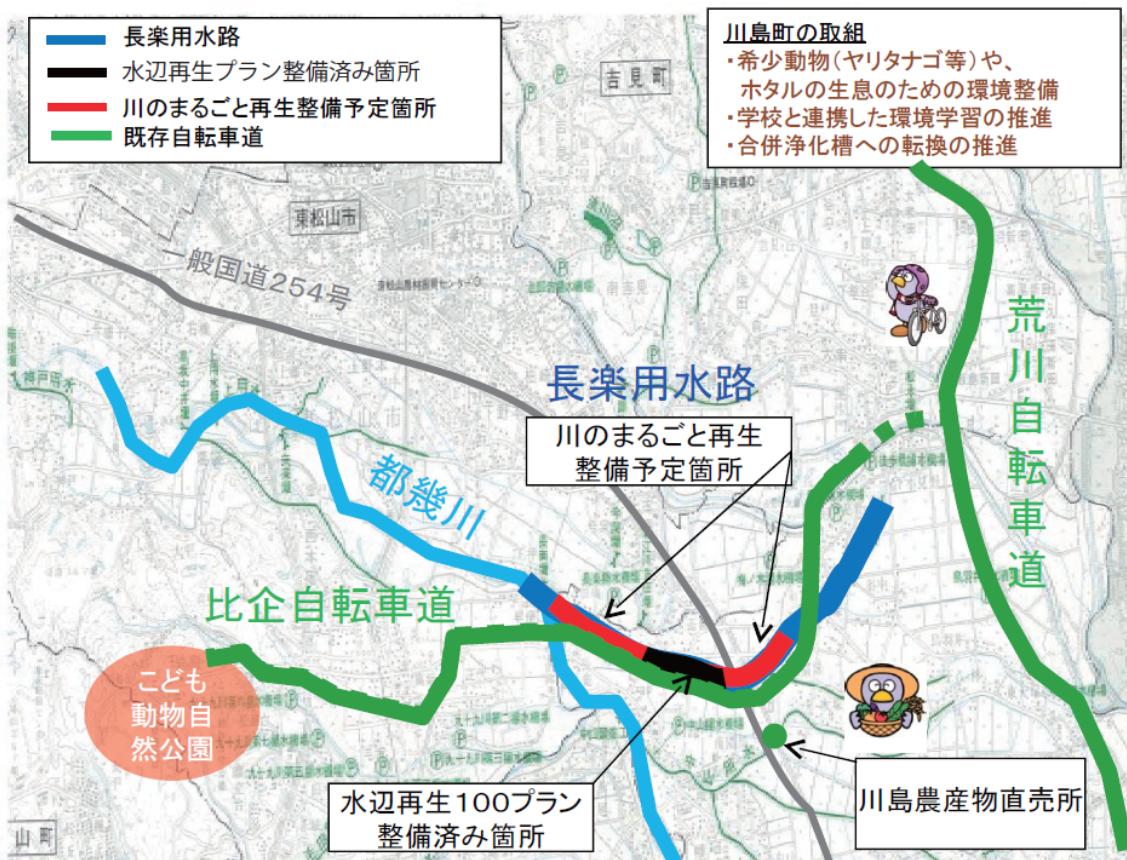
また、平成24年度から埼玉県の事業として「川のまるごと再生プロジェクト」が行われ、町民に親しまれる水辺空間として生まれ変わりました。

現在、本町では、河川の水質保全のため、合併処理浄化槽の設置推進や環境学習を実践する地元組織への支援を進めています。

平成24年度埼玉県新規事業 川のまるごと再生プロジェクト（農業用水）

長楽用水路／川島町

取組テーマ：「安らぎとにぎわいのある水辺空間を創出」



## 【 荒川中流域の自然再生事業 】

荒川中流域では、平成15年7月に自然再生推進法に基づく自然再生協議会が設立され、地域住民、学識経験者、行政が一体となった自然再生の取り組みが行われています。

事業の概要を以下に示します。

### ①再生内容

- ・湿地環境の保全再生

乾燥化が進む旧流路において湿地環境の保全・再生に取り組む。

- ・過去に確認された生物が住める環境の再生

過去に確認された当該区域の固有かつ多様な生き物が住めるような環境の再生を目指す。

- ・蛇行河川の復元

蛇行河川を復元することにより、多様な水域・水際環境を形成する。

- ・荒川エコロジカル・ネットワークの形成

周辺地域とのエコロジカル・ネットワークの核となるよう、自然環境の質的向上を目指す。

- ・治水力の向上

将来にわたり治水の面からもプラスとなるような自然再生事業とする。

### ②自然再生全体構想（平成18年5月改訂）

- ・自然再生の対象区域

荒川中流域においてかつて存在していた旧流路を中心とした湿地環境が現在も一部残っている太郎右衛門橋下流約4km区間。

- ・自然再生の目標

昭和初期までの荒川の流路であった旧流路において、太郎右衛門自然再生地固有の豊かな生態系を育む湿地環境の再生を目指す。

1)湿地環境の保全・再生、2)過去に確認された生物が住める環境の再生、3)蛇行河川の復元、4)荒川エコロジカル・ネットワーク、5)治水面からもプラス の5つの目標を設定。

### ③自然再生事業実施計画

・「荒川太郎右衛門地区自然再生事業実施計画」は、平成23年1月に国土交通省により作成され、公有地化した地域を活用し、次のとおり取り組んでいくとしており、現在、湿地及び止水環境の整備を実施。

1)旧流路の保全・再生、2)湿地及び止水環境の拡大、3)河畔林の保全・再生等、4)維持管理・モニタリング・環境学習等。

## (1) 生態系の現状と保全活動

本町では、山地や丘陵地にみられるような森林は分布せず、田や畑などの農地が広がっているため、植生としては「水田雑草群落」が多くを占めています。

こうした田園地帯を代表する風土景観植生として、農地に点在したり、自然堤防上に立地する集落に沿って連続的に分布する屋敷林があります。屋敷林は、ケヤキなどの落葉樹やカシなどの常緑樹を主体に構成されています。

このほか、河川沿いにナラやハンノキなどの樹林が分布しています。

表 1-3-1 本町の植生（地区別）

地 区	植 生 の 特 徴
中山地区・伊草地区	首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジの開通に伴い、インターチェンジ周辺地域を抱え、開発が進んでいる地域であり、商業・工業地帯があります。越辺川沿いにはヨシクラス（ヨシなど）が植生しており、休耕田畠地雑草群落が見られます。
三保谷地区	水田雑草群落が中心となっています。
出丸地区	水田雑草群落が中心であり、休耕畠地雑草群落も多くみられます。荒川周辺には休耕田雑草が見られます。入間川周辺は国有地化されており、今後の活用が検討されています。
ハツ保地区	水田雑草群落が中心であり、荒川周辺は麦作団地や野菜の作付けが行われています。
小見野地区	水田雑草群落に加え畠地雑草群落が多くなっています。荒川及び市野川周辺は麦作団地が見られます。

町内を疎水のように流れる水路には、様々な水生動物が生息しています。

本町は、自然保護の観点から、長楽用水路に水生動物捕獲禁止看板を増設し、貴重な生物の保全に努めています。

また、平成 25 年 4 月 1 日に施行された「川島町環境保全条例」により、本町は、町内に生息する希少又は貴重な動植物を「保護動植物」として指定し、保護することができるようになりました。

## 【 ヤリタナゴ等の貴重な生物の分布状況 】

2012年の長楽用水路の調査では7科22属25種の淡水魚の生育が確認されました。このうち、5種が埼玉県や全国で絶滅危惧種に指定されている希少種でした。

のことから、長楽用水路は特定外来生物の少ない、希少種の分布する貴重な生息地であるといえます。

## 【 ホタルの里づくり 】

本町は荒川の中流域に位置し、昔から稻作が盛んに行われていました。このため、灌漑用の農業用水路の歴史は古く、埼玉県史、川島町史などによると、応安元年（1368）に最初の記録があります。

本町では、昭和20年代には、夏になるとどこでもゲンジボタルやヘイケボタルが普通に見られましたが、数十年前に見られなくなりました。この原因是、河川や用水路等の水環境の悪化が主原因であったと思われます。

こうした事情を踏まえ、自然再生事業の一環として、「ホタルの里づくり」が平成23年度から始まりました。

自然再生事業を行うにあたり、地域の特性をみると、本町の地形は西北に高く、南東に低い地形となっています。このため、主な灌漑用水の取水口は、都幾川、越辺川などから取水し、下流の出丸地区で入間川、荒川に排水されています。地域の標高差（堤内の中山長樂樋管～出丸白山太神社北）は約7.8mと緩やかで、全体的に水循環は良く、ヘイケボタルの餌となるタニシも生息しています。本町において、ホタルが最後まで生き延びた場所が、用水の最上流側の長楽用水路と言われています。

初年度の平成23年度は、ヘイケボタルの再生を目指して、先ず冬期の農業用水路の水質調査から自然再生事業を始めました。

## 【 コウノトリ・トキの生息環境づくり 】

コウノトリ・トキはいずれも大型の鳥類であり、その生息を支えるために必要となる採餌・営巣環境は広範にわたります。

国土交通省は、鴻巣市、北本市、桶川市、吉見町、川島町の荒川流域に、将来、コウノトリ・トキが飛び交う環境づくりを検討し始めました。

これを受け、本町では、国土交通省・各県・モデル市町が整備済または整備中の河川環境整備事業、自然再生事業および多自然型川づくり等の情報を対象とし、コウノトリ・トキの生息環境づくりに関連する既存の整備事業地に関する情報収集・整理などを行っています。

今後は、太郎衛門自然再生地を核としたエコロジカル・ネットワーク構想をコウノトリ・トキの生息環境の再生・創出と連携することが期待されています。

## (2) 外来生物対策

本来の生態系を保全するため、外来生物対策を推進する必要があります。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」は、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。また、外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを「特定外来生物」として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを原則禁止としています。

特定外来生物の中でも、魚類のオオクチバス、コクチバス、ブルーギルなどによる被害が全国的に問題になっており、各地で対策が検討・実行されています。特定外来生物に指定された魚類は 13 種で、このうち埼玉県に生息分布するものは、オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ（アメリカナマズ）、カダヤシの5種類です。

本町は四方を川に囲まれており、荒川や入間川、越辺川等で外来性の魚類の生息が報告されています。こうした状況を受けて、「川島町環境保全条例」により、町の区域内に位置する池沼又は河川の生態系を乱すおそれがあるものとして、オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュを対象として指定し、放流などを禁止しています。

また、特定外来生物指定されている植物としては、オオキンケイギクが町内で確認されたため、本町では町民への広報や駆除のための取り組みを行っています。

【ブルーギル】



【コクチバス】



【オオキンケイギク①】



【オオキンケイギク②】



資料：ブルーギル、コクチバス：埼玉県農林部農林総合研究センター水産研究所資料  
オオキンケイギク：川島町町民生活課資料

## 動植物、生態系の課題

- ❖ 本来の生態系—多様な動植物が生息できる環境—の保全・回復

本町は四方を川に囲まれているため、季節・時刻によってさまざまに表情を変える川辺、見渡す限りの田園の広がる風景など、いつまでも大切にしたい魅力ある自然と四季を通してふれあうことができます。

町内の水辺では、貴重な水生植物や湿性植物、小動物が棲息する「三ツ又沼ビオトープ」など、川の町ならではの豊かな自然がたくさんの楽しみを与えてくれます。

町民・中学生アンケートによると、緑の豊かさや水辺・土とのふれあい、自然の生きものとのふれあいなどについては、町民の満足度、重要と考える割合はそれなりに高くなっています。今後もこの状態を維持していくとともに、更なる増進を図ることが望まれます。

なお、行政が今後行った方がよいと思うこととしては、自然環境を保全していくことが62.9%で最も高くなっています。自然保護に向けて、町民の行政への期待が高いことが伺われました。

### 自然とのふれあいの課題

- ❖ 水と緑を活用した野外活動の活発化、野外活動用のインフラの整備

## 第2節 生活環境の現状と課題

### I 大気環境

#### (1) 大気質の監視

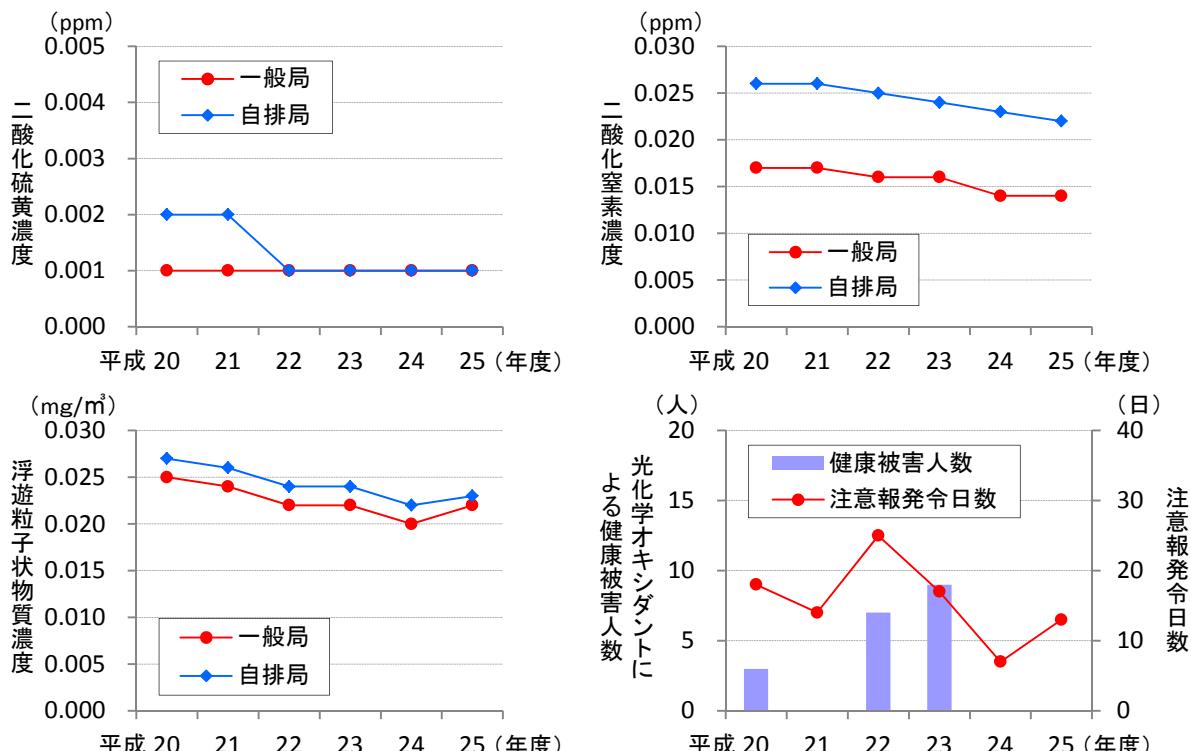
大気を汚染する物質は、主に工場などから排出される二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)や浮遊粒子状物質(SPM)、主に自動車などから排出される二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、二次的に生成される光化学オキシダント(O<sub>x</sub>)などがあります。これらの大気汚染物質には、環境基本法により、人の健康を守り、生活環境を保全するための「環境基準」が定められています。

埼玉県内の大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定期局 57 局、自動車排ガス測定期局 27 局で環境基準のある大気汚染物質を中心に常時監視・測定しています。

平成 25 年度の大気汚染物質濃度をみると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、いずれも環境基準を達成しています。また、いずれの年平均値も減少傾向にあります。

光化学オキシダントは、県内全ての一般環境大気測定期局で環境基準を達成できない状況が続いている。平成 25 年度の光化学オキシダント注意報(測定値が 0.12ppm 以上になり、かつその状態が継続すると認められる場合に発令)の発令日数は 13 日であり、注意報の発令日数は近年減少傾向で推移しています。なお、平成 25 年度には光化学スモッグによると思われる健康被害の届け出はありませんでした。

町民・中学生アンケートでも、空気のきれいさに対する満足度は高くなっています。



- 注 1. 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、10 年間継続測定期局の年平均値の推移を示します。  
2. 本町にある川島自排局は、平成 24 年度から観測をはじめ、平成 25 年度より有効データとして扱われるようになりました。

資料：埼玉県環境部資料

図 1-3-2 大気質の観測結果（埼玉県平均）

近年話題になることが多い「微小粒子状物質」(PM2.5)とは、大気中に浮遊する粒径 2.5  $\mu\text{m}$  以下(髪の毛の太さの 1/30 程度)の小さな粒子のことであり、発生源から直接排出される一次粒子と、大気中で光化学反応によりガス状物質が粒子化する二次粒子があります。

一次粒子の発生源としては、工場・事業場から排出されるばい煙やディーゼル自動車の排気ガスといった人為的なものと、土壤や海塩の粒子、火山噴煙などの自然的なものに大別されます。最近では、中国大陸からの移流による国内への影響が指摘されています。

微小粒子状物質は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。環境省では、平成 21 年に環境基準を設定しました。

埼玉県は、平成 23 年度から観測結果に対して環境基準の評価を始めました。平成 25 年度は、一般環境大気測定局は 16 局中 3 局で環境基準を達成しましたが、自動車排ガス測定局は 9 局全局で環境基準を達成できませんでした。環境基準の達成率は低い水準にありますか、県全体での年平均値は減少傾向にあります。

平成 26 年 12 月現在、埼玉県では県内 35 か所の測定局で PM2.5 を測定し、測定結果や予測結果は、県のホームページで随時公表しています。PM2.5 の濃度が高くなると予測された時は、県より注意喚起の情報が提供されます。このとき、本町では、防災行政無線などを通じて町民や事業者にお知らせすることとしています。

## (2) 野焼きの禁止

木くず、紙くず、廃プラスチックなどをそのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたりするほか、ドラム缶などの簡易な構造の焼却炉で燃やしたりする、いわゆる「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

### 【罰則対象の例外となるケース】

1. 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない焼却
2. 焼畠や畦草、農業を営むためにやむを得ない焼却
3. 落ち葉のたき火、キャンプファイヤー等その他日常生活を営む上で通常行われるもので、軽微な焼却

※上記 1 ~ 3 の場合は、周辺の住居など密集状況等を考慮し、周りに煙やにおいなど迷惑のかからないように注意して下さい。

※いずれの場合においても、生活環境の保全上著しい支障を生ずるプラスチックやビニール、発泡スチロールなどの焼却はできません。

## 大気環境の課題

- ❖ 野焼きなどによる局所的大気汚染の防止

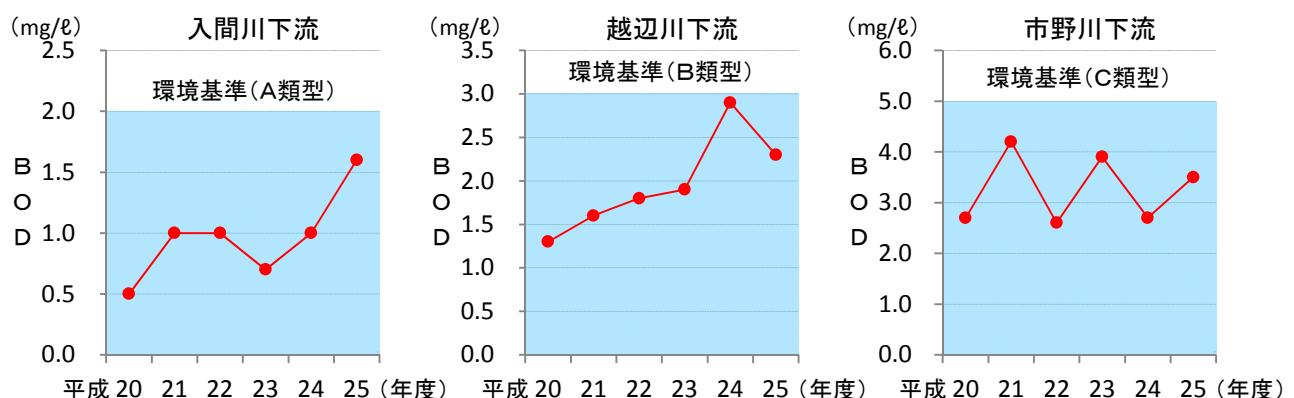
## (1) 河川水質の監視

本町を流れる河川に関し、河川における環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準としては、入間川下流にA類型、越辺川下流にB類型、市野川下流にC類型が指定されています。いずれも近年は環境基準を達成し、良好な水質を維持しています。

また、環境基本法に基づき、人の健康及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準と照合するため、本町では越辺川、市野川、安藤川、横塚樋管、梅ノ木・古凍貯水池において水環境の調査を行っています。

こうした河川水質の監視等により、本町では水質汚濁による公害等は発生していません。また、町内の小河川については、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置や適正な維持管理により、水質の改善がみられます。

町民・中学生アンケートでも、水のきれいさに対する満足度は高くなっています。また、水のきれいさを重要と考える意識は高くなっています。



資料：埼玉県環境部資料

図 1-3-3 河川水質の観測結果

## (2) 水循環の確保（上水道・下水道等）

本町の上水道の普及率は、ほぼ 100%に達しており、1人1日平均給水量は約 370ℓで推移しています。

上水道については、川島インター産業団地への企業進出に伴う水需要の増加に対応するため、平沼浄水場に配水池を増築し、水の安定供給に努めています。しかし、吹塚浄水場の基幹施設が老朽化しているため、計画的に施設の更新を進めていく必要があります。

また、水道事業の持続安定的な経営を図るために上水道施設整備などを計画的に進め、水の安定供給や災害時における給水体制の充実を図ります。

家庭や事業所から排出される汚水は、河川の水質汚濁の主な原因となっており、下水道や合併処理浄化槽などの整備は、水質汚濁の防止のために重要です。

本町は、四方を川に囲まれており、河川の水質汚濁の防止のため、公共下水道の計画的な整備を推進しています。

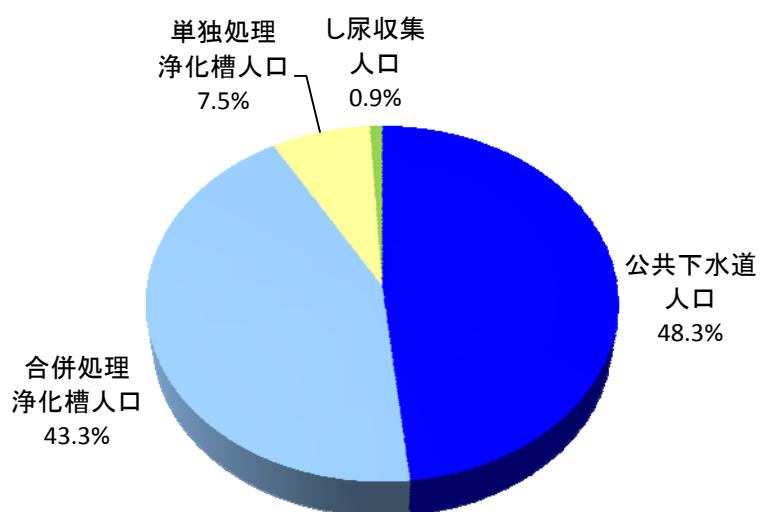
本町の公共下水道は、昭和46年に発足した荒川右岸流域下水道に昭和50年度に加入することから始まりました。そして、昭和51年3月に流域関連公共下水道として事業認可を取得して事業に着手し、幹線及び面整備事業を行い、昭和63年3月に供用開始しました。平成25年度末現在、処理人口は10,431人、整備面積は319ha、普及率・整備率はともにほぼ100%となっています。

公共下水道の整備が完了している区域において、未接続の家庭に対しては、早期の接続を指導することにより、生活排水の適正処理を推進しています。なお、現状で未接続となっている主な理由は、接続工事の負担等の経済的な理由や不便を感じていないなどとなっています。

また、公共下水道の処理対象区域以外で、単独処理浄化槽を使用している家庭や汲み取りを行っている家庭に対しては、合併処理浄化槽の設置に際して補助金を交付することにより、合併処理浄化槽への転換を促進しています。なお、単独処理浄化槽を使用している主な理由は、現状では不便を感じていないことなどとなっています。

生活排水については、公共下水道の維持管理や合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、し尿処理施設の計画的な維持管理に努め、施設の延命化を図ります。

また、雨水排水については、住宅地での浸水対策として貯留施設、浸透施設などの設置を進めるとともに、雨水排水幹線や安藤川、横塚川の整備を推進します。



資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図1-3-4 生活排水処理の内訳（平成24年度）

## 水環境の課題

- ❖ 生活排水の適正処理による水質汚濁の防止

騒音・振動は悪臭と並び感覚公害と呼ばれています。直接的に人間の感覚を刺激し、人体に対して、心理的影響を与えることが多く、生活環境を保全する上で重要な問題となっています。

騒音・振動の防止対策として、本町では発生源となり得る工場・事業所の監視等を行うとともに、騒音規制法や振動規制法等の各種法規制に基づく届出の徹底や基準値の順守、防止対策の指導等を行っています。

また、本町は騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域、埼玉県生活環境保全条例に基づく騒音・振動規制区域に指定されており、良好な住環境を保全するため、用途地域ごとに規制基準が定められています。

町民・中学生アンケートでも、まちの静けさに対する満足度は高くなっています。

今後も引き続き各種法規制に基づく届出や防止対策の徹底を図っていくとともに、最近はこうした規制に馴染まない日常生活における近隣騒音が問題になることもあることから、近隣に配慮した暮らし方に関する啓発も必要です。

日常の生活や事業活動において、騒音・振動などで周辺の生活環境を阻害しないよう配慮が必要です。騒音・振動などが一定の基準を超えた場合は、県条例等の対象となりますが、それ以下の場合でも、周辺の住民などに迷惑をかけないよう、本町では町民や事業者に啓発・広報等を行っています。

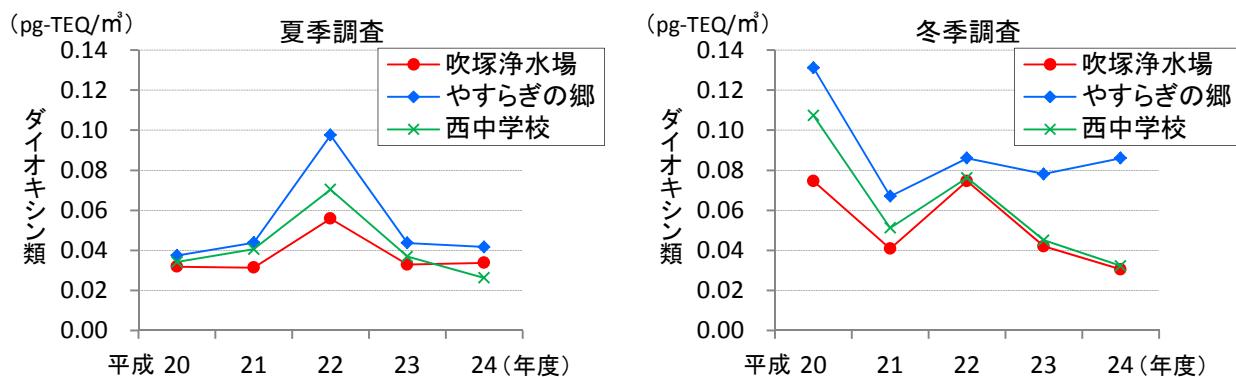
## 騒音・振動の課題

- ❖ 騒音・振動による問題が生じない静謐な住環境の確保

## その他公害防止

大気・土壤のダイオキシン類の測定結果によると、いずれも環境基準を上回る測定場所はありません。また、悪臭などの公害等は生じておらず、良好な環境が保全されています。

化学物質に関し、本町は農業が主要産業になっていますが、農薬については「農薬取締法」に基づき適正使用が定められています。また、町内の農家に対しては、減農薬に努めることや、農薬の適正管理・適正保管を広報・啓発しており、本町において、これまで農薬による被害や問題等は特に生じていません。



注 1. 平成 20 年度以降に調査を行っている3地点での推移を示します。

2. 環境基準値 : 0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup>、県の目標値 : 0.3 pg-TEQ/ m<sup>3</sup>

資料：川島町町民生活課資料

図 1-3-5 ダイオキシン類の測定結果（大気）

表 1-3-2 ダイオキシン類の測定結果（土壤）

調査地點	調査年度	測定結果
川島中学校	平成 15 年度	0.41 pg-TEQ/g
西中学校	平成 15 年度	1.68 pg-TEQ/g
中山小学校	平成 15 年度	0.38 pg-TEQ/g
芝沼（松永橋下流側）	平成 16 年度	8.93 pg-TEQ/g
出丸下郷（赤城神社下流側）	平成 16 年度	7.48 pg-TEQ/g
角泉（十一面觀世音上流側）	平成 16 年度	5.99 pg-TEQ/g
長楽（都幾川左岸早保橋下流側）	平成 17 年度	6.99 pg-TEQ/g
下小見野（市野川右岸市野川大橋下流側）	平成 17 年度	12.8 pg-TEQ/g
出丸中郷（荒川右岸白山池脇）	平成 17 年度	5.19 pg-TEQ/g
伊草小学校	平成 18 年度	2.26 pg-TEQ/g
出丸小学校	平成 18 年度	0.99 pg-TEQ/g
図書館裏（サッカーグラウンド）	平成 18 年度	0.87 pg-TEQ/g
小見野小学校	平成 19 年度	1.38 pg-TEQ/g

注 1. 土壤のダイオキシン類濃度は、平成 20 年度以降は調査を行っていません。

2. 環境基準値 : 1,000 pg-TEQ/ g

資料：川島町町民生活課資料

## その他公害防止の課題

- ❖ 公害問題の生じない安全・安心な生活環境の確保

## 第3節 快適環境の現状と課題

1

### 公園・緑地

本町は、徒歩圏における子どもの遊び場として、児童公園が 28 箇所整備されています。また、都市公園が 8 か所（16ha）あり、特色ある公園の整備が行われています。

町民アンケートでは、公園や広場などの憩いの場があることについて、概して市街化区域や市街化調整区域では、それ以外の地区よりも満足度が低くなっています。

こうした状況を踏まえ、都市公園の中でも、「平成の森公園」は町の中央部に位置し、幅広く利用されるよう積極的な公園利用対策を推進しています。

河川空間については、レクリエーションなどに活用するため、河川を活かした親水空間、散策路としての緑地整備が計画的に行われています。

荒川河川敷を活用したビオトープの整備は、貴重な自然環境を保全するとともに、広域的な利用を想定して民間飛行場との連携を図っています。三ツ又ビオトープなどによる緑地の保全では、自然再生事業や国有地化された堤外地の有効な活用や保全を図りつつ、実践的な環境教育の場として利用され地域振興との連携を図っています。

### 公園・緑地の課題

- ❖ 公園・緑地の適正な維持・管理と利用の推進

本町は、はるか縄文時代から人々が暮らしを営んできました。

古代における遺跡としては、市野川の自然堤防上に築造された「大塚古墳」があり、そこから出土された石棺は、町の指定有形文化財にもなっています。「大塚古墳」からは土師器や埴輪片なども出土しており、およそ6世紀中頃の遺物であるとされています。現在、石棺は川島中学校の駐車場に移設され、円墳を模した形で保存されています。

中世には、美尾屋（三保谷）十郎廣徳などの有力武士が活躍しました。国指定重要文化財である廣徳寺大御堂は、北条政子が廣徳の菩提を弔うため、美尾屋氏の館跡に建立したものと伝えられています。

江戸時代になると、農業生産が高まりましたが、反面、荒川の流れを現在の場所に変えたことで、たびたび水害に悩まされるようになりました。

浸水対策として作られた水塚は、平成7年時点では町内に約200基残っており、古いものは、ペリー来航の前年である1852年に築造されたものもあるようですが、現在、その数は減っています。

このように、本町には、かつての村全体を囲む大圍堤が残っており、水塚の中の棟木には築造時の銘文が記されているなど、水害と懸命に闘い、これを克服してきた先人の治水に対する歴史的な遺産が数多く残されています。

## 歴史・文化の課題

### ❖ 文化財の保全と活用の推進



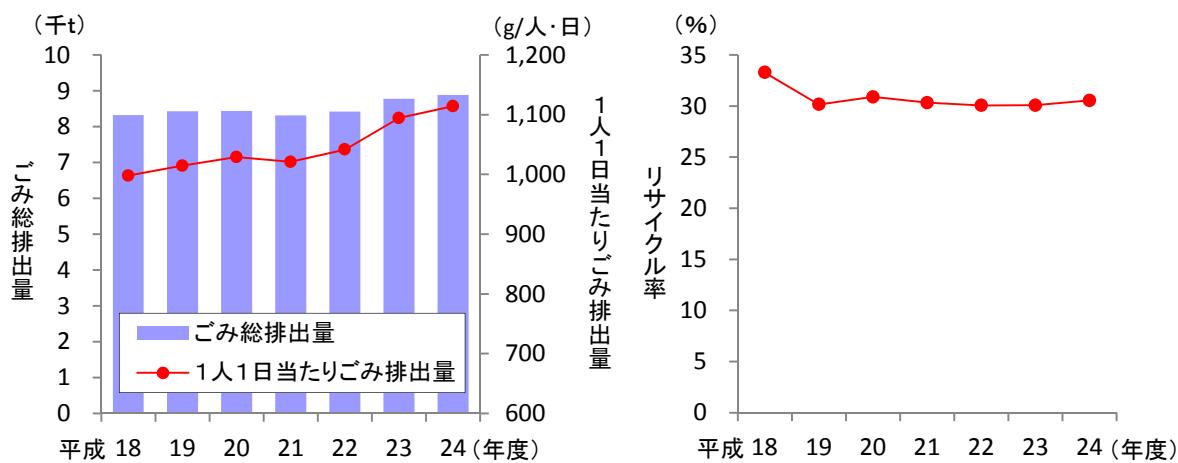
❖ 町内に残る水塚の様子

母屋より高い部分に作った倉などの建物や、その盛土の部分が「水塚」です。

## (1) ごみ処理の概要

平成 24 年度のごみ総排出量は 8,885t、1 人 1 日当たりのごみ排出量は 1,114g/人・日であり、平成 18 年度以降、いずれも増加傾向にあります。また、リサイクル率はここ数年、30%前後で推移しています。

本町は、1 人 1 日当たりのごみ排出量が多いことが特徴であり、平成 24 年度実績で県内 5 位となっています。



資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図 1-3-6 ごみ排出量とリサイクル率の推移

本町では、ごみの減量と資源化を推進するため、分別収集を実施しています。

家庭系ごみの収集・運搬は、町の委託業者により行っているほか、自己搬入も受け入れています。事業系ごみは、家庭系ごみと同様の分別区分で許可業者搬入と自己搬入を受け入れています。

表 1-3-3 分別収集区分

区分	出し方		収集回数
可燃ごみ	45ℓ以下の透明袋又は半透明袋		2回/週
容器包装	プラスチック製	45ℓ以下の透明袋又はレジ袋	1回/週
	紙製	45ℓ以下の透明袋又は紙袋	
びん・かん・ペットボトル	びん	45ℓ以下の透明袋	2回/月
	かん	45ℓ以下の透明袋	
	ペットボトル	45ℓ以下の透明袋	
紙・布類	新聞紙	専用の紙袋又はひもで縛る	2回/月
	雑誌・雑紙	ひもで縛る	
	ダンボール	折りたたんでひもで縛る	
	紙パック	洗浄・乾燥・開封後、ひもで縛る	
	布類	45ℓ以下の透明袋	
不燃ごみ・有害・危険	不燃	45ℓ以下の透明袋又はひもで縛る	2回/月
	有害（蛍光管等）	45ℓ以下の透明袋又はひもで縛る	
	危険（スプレー缶等）	45ℓ以下の透明袋	

## (2) ごみ減量・資源化の取り組み

町民アンケートによると、回答者のほとんどがごみ問題へ関心を持っており、ごみの減量やリサイクルに取り組んでいくつもりであることがわかりました。

家庭からのごみの減量に向けて、回答者の 22.6%が生ごみの堆肥化（コンポスト化）を実践しています。生ごみの堆肥化（コンポスト化）は、概して市街化区域や市街化調整区域よりも、それ以外の地区で実践率が高くなっています。

このほか、ごみの減量に向けた取り組みとして、資源ごみの分別は多くの家庭で実践されていましたが、買い物袋（マイバッグ）の持参や使い捨て商品等を買わないことは、あまり実践されていないことがわかりました。

また、回答者の 3/4 以上が、環境保全のためにごみの減量に努めるとしています。

資源ごみとして指定されている紙類、びん類・布類は、ステーションでの回収のほか、各種団体・小中学校等による集団回収が実施されています。

本町は、集団回収を実施している団体に対して「集団資源回収事業報償金」を交付しています（報償金：3円/kg）。平成 25 年度は 25 件の申請があり、約 175 万円を奨励金として交付し、約 584 t の資源回収が行われました。

## 廃棄物、リサイクルの課題

- ❖ ごみの減量化と資源化の推進

## (1) 環境美化

町内での美化活動としては、安藤川の流域沿線住民による清掃活動が行われています。また、国土交通省荒川上流河川事務所及び埼玉県環境部、町内企業、町職員などにより、荒川のそれぞれの堤外河川敷で美化清掃活動を毎年実施しています。町民アンケート調査によると、地域の美化運動への参加率は高くなっています。また、町民の間でポイ捨てをしないことへの意識はかなり高い水準にあります。

## (2) 不法投棄対策

本町のごみの不法投棄やポイ捨ては、堤外地や圈央道の側道沿いに多く見られます。ごみの不法投棄は、大勢の方の迷惑になります。また、美観や悪臭などのほか、土壌や地下水の汚染を招く可能性もあり、衛生面からも良くありません。不法投棄が発見された場合、その状況を調査し、調査した結果を警察へ通報します。また、不法投棄をした者に対して原状に戻すよう命じ、命令に違反した場合には罰則が適用されます。

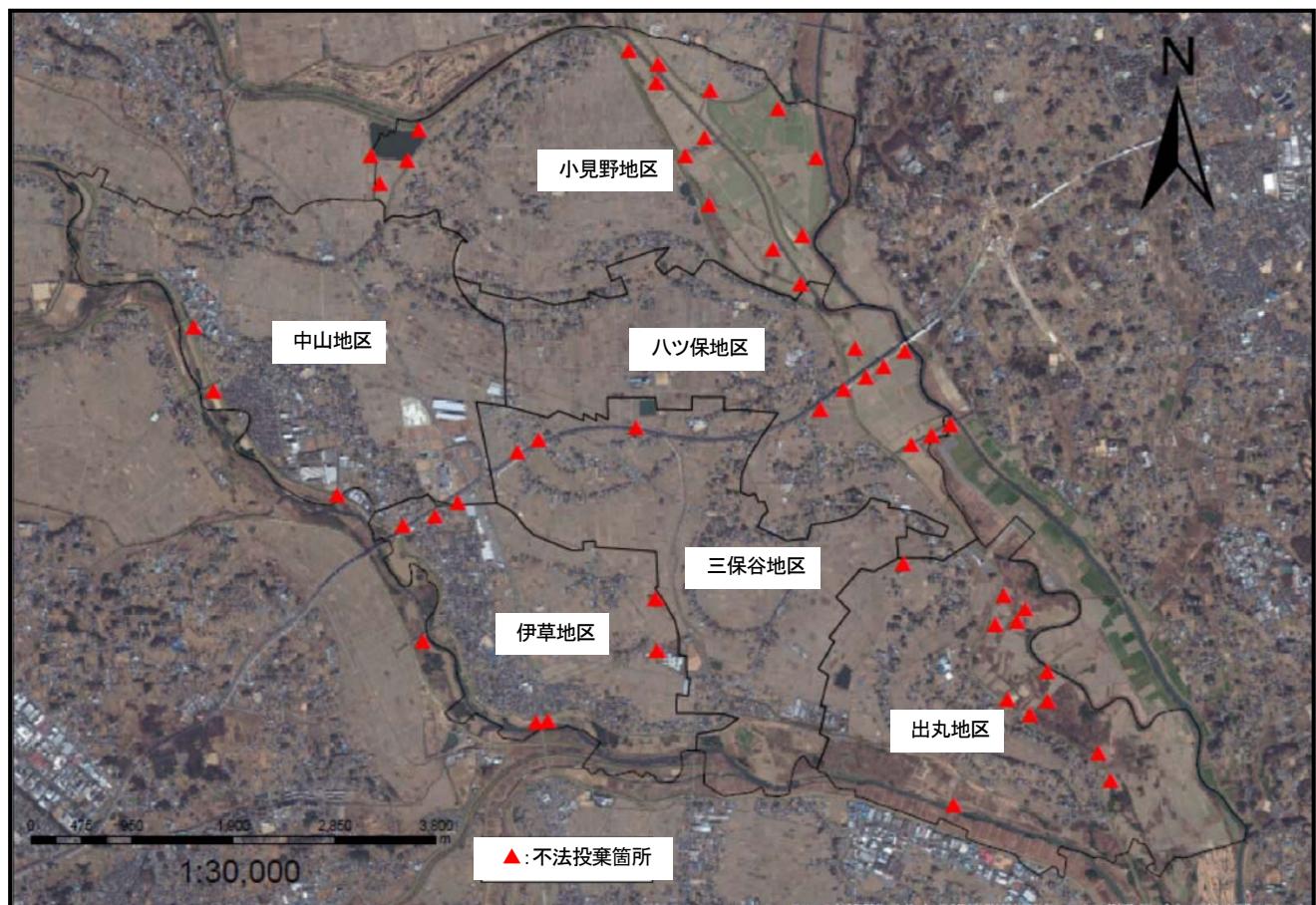


図 1-3-7 ゴミの不法投棄が行われた場所

町内の空き家戸数は中山地区、伊草地区に多く分布しています。空き地や空き家を放つておくと、ポイ捨てなどの格好の場所となります。また、雑草の中から害虫が発生し、近所に迷惑を及ぼすこともあります。

「川島町環境保全条例」でも、こうした被害を防ぐために、空き地や空き家をきれいに管理することを定めています。これを受け、本町は所有者の方に対して、定期的に除草するなど空き地や空き家の適正管理をお願いしています。

表 1-3-4 本町での空き家戸数（平成 26 年 2 月現在）

地 区	空き家戸数	地 区	空き家戸数
中山地区	85 戸	出丸地区	15 戸
伊草地区	67 戸	ハツ保地区	20 戸
三保谷地区	22 戸	小見野地区	33 戸
合 計		242 戸	

本町での年間の放置自転車台数は、平成 24 年度は合計 31 台、25 年度は合計 24 台であり、少ない状況となっています。

また、町内には自動車の放置箇所及び自動車等のたい積保管場所はありません。自動車等を積み重ねて保管するときは、保管する場所ごとに町長の許可が必要になります。また、たい積保管する場合は、みだりに人が立ち入れないよう囲いをするとともに、崩れたりして危険のないような措置が必要です。また、オイルなどの流失や、蚊やハエの発生しないような措置も必要です。

## 環境美化、不法投棄対策の課題

- ❖ 環境美化に向けた意識啓発と不法投棄防止に向けた監視強化

## 第4節 環境保全活動の現状と課題

1

### 地球温暖化防止

近年の産業や文明の発展は、私たちの生活をより快適・便利なものにしてきました。

しかし、石油や石炭などの化石燃料の利用量の増加により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量が急激に増えたことに伴い、地球温暖化が世界的な問題となっています。このままのペースで温暖化が進めば、21世紀末には気温が2°C上昇し、海面の上昇や農作物への打撃など、計り知れない悪影響が及ぶことが懸念されています。

地球規模での温暖化問題に取り組むため、平成9年12月に「地球温暖化防止京都会議」が開催され、温室効果ガス排出量の削減目標やその達成のための方法、仕組みなどに合意して、京都議定書が採択されました。これを受け我が国は、平成20年から24年までの5年間に、温室効果ガス排出量を平成2年の時点に比べて6%削減することが義務付けられました。そして、国を挙げた省エネの努力や森林吸収量の確保等により、我が国はこの目標を達成しました。

地球温暖化問題をはじめとする様々な環境問題が顕在化してきている中で、現在及び将来の世代の町民が健全で豊かな環境の恵みを享受すると共に、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって健全に維持されるよう、個人、事業所ともに環境問題の解決・軽減に向けて取り組んでいく必要があります。

町民アンケートによると、回答者の約2/3が、地球温暖化防止に向けて、省エネなどを心がけていることがわかりました。また、回答者の10.2%が太陽光パネルの設置などの自然エネルギー・新エネルギーの利用を行っています。

### 地球温暖化防止の課題

- ❖ 地球温暖化防止に向けた意識の向上と行動の見直し

都市化の進展や生活様式の変化に伴い、資源やエネルギーの大量に消費し、温室効果ガスの排出や不法投棄、最終処分場ひっ迫等の問題が顕在化しています。

また、生活に欠かせない石油や天然ガス等のエネルギー資源は、基本的に埋蔵量に限界があり、現在のまま推移した場合、石油は2050年頃までには枯渇するといわれています。

このような危機的な状況を回避するため、これからは環境負荷の少ない「循環」を基調とする地域社会を構築していかなければなりません。

さらに、東日本大震災とともに、原子力発電の停止により、電力の需給状況は非常に厳しくなっています。原子力発電量の減少を火力発電で代替することにより、発電電力量に占める火力発電の割合は2010年度の約49%から、2011年12月には約72%まで上昇しました。

このような我が国のエネルギー事情を考慮し、利用者側には大量消費・大量廃棄といったこれまでの生活様式や事業スタイルを改め、省資源・資源の有効利用、省エネルギー、エネルギーの合理的な利用などをこれまで以上に促進していくことが必要です。

こうした背景を受けて、本町では、省エネルギー対策として防犯灯をLED化する事業を実施し、平成26年度に完了しました。また、川島町役場では、エコアップを積極的に推進し、省エネ・省資源に配慮した「エコオフィス」の実現を目指しています。

町民アンケートによると、回答者の約3/4が、環境保全のために家庭での省エネに努めているとしています。

事業者アンケートによると、回答者の約3/4が生産工程やオフィスなどにおいて日常的に省エネを心がけているとしています。また、回答者の半数が省エネ型の機器や設備、低燃費車や低公害車の導入に努めており、自動車の利用に際してはアイドリングストップや、速度や積載量に留意したエコ運転を実践しています。

## 省エネ・省資源の課題

- ❖ 省エネルギーを中心とする新しいライフスタイルへの転換

町民アンケートによると、環境の状況や環境施策に関する町からの情報提供への満足度・不満度は、いずれもあまり高い割合を示さず、同じ程度の水準となっています。しかし、町からの情報提供について、重要と考える割合は高くなっています。

また、現状において、環境問題等に関する講演会・講習会や、自然観察会への町民の参加状況はあまり高い水準とはいえません。

この他、事業者アンケートによると、社内における環境教育を実践している事業所は、回答者の約 1/3 となっています。

このような状況を踏まえると、今後の情報提供のあり方などについて検討が必要です。

町からの情報提供は、町民や事業者の自発的な環境保全の取り組みに向けた環境教育・環境学習の推進のためにも重要です。

本町では、NPO 法人川島ネイチャークラブや川島こどもエコクラブなどにより、以下のような活動を通した環境教育・環境学習が進められています。

- 川島こどもエコクラブ活動
  - みんなのエコロジカルアクション
- 「川島町の水辺の貴重な生き物学習会」
- 伊草農園活動
  - 会員向けに、越辺川左岸河川敷の農地約 100 m<sup>2</sup>の畑を借用して、アブラナ、サツマイモ等の野菜づくりを楽しんでいます。
- 3R活動（発生抑制 Reduce 再使用 Reuse 再生利用 Recycle）
  - 「ハイ！ ECO石けんの作り方」、「アクリルたわしの編み方」などのテーマで実施しています。

## 環境教育・環境学習の課題

- ❖ 環境教育・環境学習の機会の充実

## 環境保全活動

町民アンケートによると、町民の間で地域の美化活動への参加は活発に行われていますが、自然保護活動、森林保全に関する活動、水環境（河川）の保全活動、花壇作りや植樹などの緑化運動などへの参加は少数です。

地域の美化活動以外にも、町民や事業者の自発的な環境保全活動が推進されることが望まれます。

本町では、NPO 法人川島ネイチャークラブや川島こどもエコクラブなどにより、以下のような環境保全活動が行われています。

- ・ビオトープの保全活動

三ツ又沼ビオトープの竹林管理等に参加しています。

(ハチク林拡大抑制作業活動、ハンノキプロジェクト参加活動)

- ・ホタルの里づくり活動

長楽用水路でホタル放流会が開催されています。

- ・県民参加生き物モニタリング調査活動

- ・農業用水路の生き物調査活動

- ・河川や農業用水路の水質調査活動

- ・荒川クリーン協議会や安藤川をきれいにする会による河川清掃活動

- ・荒川太郎右衛門地区自然再生協議会活動

## 環境保全活動の課題

- ❖ 町民、事業者、町の連携・協力による環境保全活動の推進

## **第4章 望ましい環境像**

## 第1節 望ましい環境像

四方を川で囲まれた本町では、この特徴を活かした美しい水田風景や親水空間が形成されています。都会に一番近い農村として、これらの自然や田園風景を保全していくことは、本町の責務です。

また、世界的に持続的に成長可能な社会を目指すことが求められる昨今においては、自然との共生がいっそう重要な課題となることから、自然が織り成す景観を保全するとともに、その魅力を引き出すまちづくりに取り組む必要があります。

今回策定した「川島町環境基本計画」は、これらのことと踏まえて、望ましい環境像を以下のとおり定め、町域において現在および将来における安全で健康かつ快適な環境を保全・創出することを目指すものです。

### 【望ましい環境像】

#### 美しい環境・自然を守り、快適環境で活力ある かわじま

まちづくりを取り巻く状況についてみると、人口の減少、少子高齢化の進行、高度情報通信社会の発展のほか、地球規模での環境保全問題、新興国の台頭による産業の空洞化など、社会情勢が大きな変革の時を迎えてます。

さらに、国と地方自治体の対等な関係を目指した地域主権の推進や定住自立圏構想をはじめとする制度改革など、行政を取り巻く環境も大きく変わろうとしています。

本町の最上位計画である「第5次川島町総合振興計画」では、町が目指す将来像を

『住む人に快適を 訪れる人に活力を 笑顔で人がつながるまち かわじま』

として、この将来像を実現するための3つの基本理念を定め、7つの分野ごとに基本目標に基づき、町の特性を活かした各種の取り組みを進めています。

環境基本計画は、総合振興計画を環境面から推進することにより、総合振興計画に掲げられた将来像の実現を目指すものです。

私たちは、私たちを取り巻く「環境」から多くの恵みを受けていることを正しく理解し、人と自然の共生を適切に確保するとともに、環境への負荷が少なく、持続的に発展可能な社会を目指して、町民、事業者及び行政が連携・協力することにより、これまで以上に良好な環境を保全・創出していくます。

## 第2節 基本方針

私たちの先人は、たゆまぬ努力の継続により、四方を川に囲まれた条件の下で、自然と協調することを基本として、自然の恵みを受け取りながら、今日の豊かな社会を築いてきました。現代に生きる私たちは、この恵み豊かな環境を確保・保全するとともに、よりすばらしいものにした上で、未来の世代に継承する責務を負っています。

本町の恵み豊かな環境を未来に伝えるためには、水辺や緑といった貴重な自然を活かしながら、人と自然が共生する環境負荷の少ないまちづくりをさらに推進する必要があります。併せて、清潔で快適な環境の確保と、町民の健康と生活を守るために生活基盤の整備を行い、町民一人ひとりが安心して暮らすことのできるまちづくりを進める必要があります。

このため、「川島町環境基本計画」では、①自然環境、②生活環境、③快適環境、④環境保全活動の4つの分野に基本方針を掲げ、望ましい環境像の実現に向けて各種の取り組みを推進・展開し、町域における良好な環境の保全・創出を目指します。

### 【基本方針】

#### ①自然環境の保全

一人ひとりが自然から多くの恵みを享受していることと、自然は一度損なわれると、元の状態に回復するまでに長い時間を必要とすることを理解した上で、水辺や緑などの身近な自然環境を保全しながら適正な利用を図ることにより、人と自然が共生できるまちづくりを進めます。

#### ②生活環境の保全

一人ひとりが環境には許容限度があることを理解した上で、日常生活や事業活動に伴い発生する環境負荷の低減に努め、大気や水などを良好な状態に保つことにより、本町に住む人々の生活環境の保全を図り、健康が保たれ、安全・安心に暮らすことのできるまちづくりを進めます。

#### ③快適環境の保全

一人ひとりが天然資源の消費と廃棄物の排出を通して、環境に負荷を与えていることを理解した上で、資源の適正な利用、及び廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進に努めることにより、資源循環が健全に維持され、ごみの散乱や不法投棄のない、清潔で快適なまちづくりを進めます。

#### ④環境保全活動の推進

一人ひとりが環境学習等を通して様々な環境問題に対して理解を深め、自主的かつ積極的に環境保全活動に参加し、町民、事業者、町のすべての関係者が適正かつ公平な役割分担のもとで相互に連携・協力する仕組みづくりを進めることにより、恵み豊かな環境を未来へつなげます。

### 第3節 施策体系

望ましい  
環境像

美しい環境・自然を守り、快適環境で活力あるかわじま

#### 基本方針

#### 対象分野

##### ①自然環境の保全

一人ひとりが自然から多くの恵みを享受していることと、自然は一度損なわれると、元の状態に回復するまでに長い時間が必要とすることを理解した上で、水辺や緑などの身近な自然環境を保全しながら適正な利用を図ることにより、人と自然が共生できるまちづくりを進めます。

1 自然景観

2 河川、水辺

3 動植物、生態系

4 自然とのふれあい

##### ②生活環境の保全

一人ひとりが環境には許容限度があることを理解した上で、日常生活や事業活動に伴い発生する環境負荷の低減に努め、大気や水などを良好な状態に保つことにより、本町に住む人々の生活環境の保全を図り、健康が保たれ、安全・安心に暮らすことのできるまちづくりを進めます。

1 大気環境

2 水環境

3 騒音・振動

4 その他公害防止

##### ③快適環境の保全

一人ひとりが天然資源の消費と廃棄物の排出を通して、環境に負荷を与えていることを理解した上で、資源の適正な利用、及び廃棄物の排出抑制とりサイクルの推進に努めることにより、資源循環が健全に維持され、ごみの散乱や不法投棄のない、清潔で快適なまちづくりを進めます。

1 公園・緑地

2 歴史・文化

3 廃棄物、リサイクル

4 環境美化、不法投棄対策

##### ④環境保全活動の推進

一人ひとりが環境学習等を通して様々な環境問題に対して理解を深め、自主的かつ積極的に環境保全活動に参加し、町民、事業者、町のすべての関係者が適正かつ公平な役割分担のもとで相互に連携・協力する仕組みづくりを進めることにより、恵み豊かな環境を未来へつなげます。

1 地球温暖化防止

2 省エネ・省資源

3 環境教育・環境学習

4 環境保全活動

町の取り組み(行政の施策)	現状の課題
①田園環境の保全と農業の活用 ②自然景観の保全・創出に向けた広報・PR	❖ 田園景観の保全
①水辺空間の保全の推進 ②水辺空間の利用の推進	❖ 水辺空間の保全・回復と利用の推進
①生物生息空間の確保 ②外来生物対策の推進	❖ 本来の生態系－多様な動植物が生息できる環境－の保全・回復
①自然とふれあえる場の整備 ②自然とふれあう機会の充実	❖ 水と緑を活用した野外活動の活発化、野外活動用のインフラの整備
①大気環境への負荷の軽減 ②大気環境の監視と保全意識の高揚	❖ 野焼きなどによる局所的大気汚染の防止
①適正な排水対策の推進 ②水質の監視と保全意識の高揚	❖ 生活排水の適正処理による水質汚濁の防止
①騒音・振動対策の推進 ②公害苦情の適正処理	❖ 騒音・振動による問題が生じない静謐な住環境の確保
①化学物質対策の推進 ②その他公害防止に向けた取り組みの実践	❖ 公害問題の生じない安全・安心な生活環境の確保
①公園・緑地の適正な整備と維持・管理 ②良好な景観の形成・創出	❖ 公園・緑地の適正な維持・管理と利用の推進
①文化財の保護	❖ 文化財の保全と活用の推進
①ごみの減量化の推進 ②リサイクルと適正処理の推進	❖ ごみの減量化と資源化の推進
①美化活動の推進 ②不法投棄対策の充実・強化	❖ 環境美化に向けた意識啓発と不法投棄防止に向けた監視強化
①町の事務事業からの温室効果ガスの排出削減 ②町民や事業者の意識向上	❖ 地球温暖化防止に向けた意識の向上と行動の見直し
①省エネ・省資源の取り組み、省エネ機器の普及の推進 ②自動車利用に際しての省エネの推進	❖ 省エネルギーを中心とする新しいライフスタイルへの転換
①環境情報の提供の推進 ②環境教育・環境学習の活発化	❖ 環境教育・環境学習の機会の充実
①自発的な環境保全の取り組みの推進 ②連携・協力による環境保全の取り組みの推進	❖ 町民、事業者、町の連携・協力による環境保全活動の推進



## **第5章 環境保全の目標**

# 第1節 自然環境の保全の目標

## 1 自然景観

✿目標 自然景観の形成により、田園景観を適正に保全します。

### (1) 町の取り組み（行政の施策）

#### ①田園環境の保全と農業の活用

- ・農業の大規模化、農地の集約化などにより、担い手を育成します。
- ・農地中間管理事業などにより、耕作放棄地などの農地の活用を推進します。
- ・減農薬、減化学肥料などによる環境保全型農業を推進します。
- ・みどりの学校ファームなどの農業体験事業を促進し、環境教育を推進します。
- ・学校給食において地元産食材の利用を拡大することにより、地産地消を推進します。

#### ②自然景観の保全・創出に向けた広報・PR

- ・良好な景観の形成と景観資源の保全に対する町民や事業者の理解と協力が得られるよう、広報・PRを推進します。
- ・景観資源を観光や野外活動に活用するため、ホームページなどによる広報を推進します。

### (2) 町民の取り組み

- ・農業を理解するため、農業体験活動へ積極的に参加しましょう。
- ・地産地消を心がけ、できるだけ地元の旬の食材を食べましょう。
- ・地域の伝統料理や地元の食材を使った料理を伝えましょう。
- ・農道や水路の美化運動に積極的に参加しましょう。

### (3) 事業者の取り組み

- ・適正な維持管理を行い、農地の多面的機能の維持に努めましょう。【農業】
- ・農薬や化学肥料の使用を減らすように努めましょう。【農業】
- ・遊休農地の有効な活用について検討しましょう。【農業】

※目標 水辺空間を保全・回復し、身近な自然としての利用を推進します。

## (1) 町の取り組み（行政の施策）

### ①水辺空間の保全の推進

- ・水辺空間の価値と保全の必要性について広報・啓発を行います。
- ・水辺での環境学習や水辺の利用などを通じて水環境への関心を高め、水辺空間の保全のための意識の高揚を図ります。
- ・ごみの持ち帰り運動を促進します。

### ②水辺空間の利用の推進

- ・河川敷やそれに付随する遊歩道・公園などの整備・美化などを行うことで、水辺空間の利用を推進します。
- ・河川敷でのハイキングや釣り、サイクリングなど、野外活動やレクリエーションの場としての水辺空間の活用を促進します。

## (2) 町民の取り組み

- ・河川敷などの身近な水辺を大切にしましょう。
- ・自然の中での遊びやレクリエーションを楽しみ、自然との親しみを深めましょう。
- ・野外活動やレクリエーションなどで水辺を汚さないようにしましょう。
- ・水辺で飲食などをした後のごみは持ち帰りましょう。
- ・釣り糸や釣り針などは、水辺に捨てたりせず、きちんと持ち帰りましょう。
- ・水辺の価値や役割について学びましょう。
- ・河川敷などの美化・清掃などのボランティアに積極的に参加しましょう。
- ・河川敷などに不法投棄されたごみなどを発見したら、すぐに役場の担当部署に連絡しましょう。

## (3) 事業者の取り組み

- ・河川敷の美化・清掃などのボランティアに積極的に参加しましょう。

✿目標 本来の生態系を回復し、貴重な生態系を未来に伝えます。

## (1) 町の取り組み（行政の施策）

### ①生物生息空間の確保

- ・町域における動植物の分布状況、貴重な動植物の生息状況などの情報収集に努めます。
- ・動植物が生息できる環境を保全・創出し、貴重な動植物の保護に努めます。
- ・動植物の保護の必要性、生物が生息できる環境の保全の必要性などについて理解や協力を得られるよう、市民や事業者への広報・啓発に努めます。

### ②外来生物対策の推進

- ・町域における外来種の生息状況などの情報収集に努めます。
- ・外来種の侵入によって既存の生態系に著しい影響が生じている地域については、県との連携・協力体制のもとで駆除対策を講じます。
- ・外来種の侵入を防ぐため、ペットの遺棄や放流などを行わないよう啓発に努めます。

## (2) 町民の取り組み

- ・貴重な動植物が生息する場所は、地域のかけがえのない場所として大切にしましょう。
- ・身近な自然や町域に分布する動植物について知識を深めましょう。
- ・動植物をむやみに捕獲・採集したり、持ち帰ったりしないようにしましょう。
- ・自然観察会に参加するなどして、自然についての知識と理解を深めましょう。
- ・身近な自然の保全活動に積極的に参加しましょう。
- ・魚やカエル、トンボやホタルなどの生き物が生息できる水辺環境など、自然を保全・回復する活動に積極的に参加しましょう。
- ・外来生物を野外に放さないようにしましょう。

## (3) 事業者の取り組み

- ・開発行為などの事業を行う際には、環境に配慮した工法を採用するなど、動植物や生態系への影響をできるだけ少なくするように配慮しましょう

※目標 自然とのふれあいの推進により、自然環境保全に向けた意識を高めます。

## (1) 町の取り組み（行政の施策）

### ①自然とふれあえる場の整備

- ・河川敷でのハイキングや釣り、サイクリングなど、野外活動やレクリエーションの場としての水辺空間の活用を促進します。
- ・河川敷や既存の公園等を結ぶ遊歩道やサイクリングロードなどを通じ、野外活動を親しむことのできるネットワークの形成を図ります。
- ・自然とふれあえる場や野外活動を親しむことのできる場の利用促進により、自然を大切にする意識の高揚を図ります。

### ②自然とふれあう機会の充実

- ・河川敷などの水辺空間と既存の公園のネットワーク化（水と緑のネットワーク化）を進め、自然とふれあう機会の拡大を図ります。
- ・人と自然とのふれあい活動の場についてPRすることにより、利用の促進を図ります。
- ・自然とふれあえる場所や施設について案内板や標識などを設置し、広くPRします。

## (2) 町民の取り組み

- ・身近な自然とのふれあいなどを通して、地域の環境に关心を持ちましょう。
- ・子どもが自然に興味を持つよう河川敷などに出かけ、身近な自然に親しみましょう。
- ・自然の中で行うレクリエーションや自然に関する体験学習事業に参加するなど、自然とふれあう機会を増やしましょう。
- ・河川敷や公園などは適正に利用し、ごみを散らかさないようにしましょう。



●身近な自然に关心を持ちましょう。

## (3) 事業者の取り組み

- ・従業者に対して、自然とふれあうことの大切さを伝えましょう。
- ・自然観察会などの自然体験学習へ協力しましょう。
- ・河川敷や公園の美化活動や整備などに協力しましょう。

## 第2節 生活環境の保全の目標

### 1 大気環境

✿目標 大気質の監視を継続し、大気汚染の未然防止に努めます。

#### (1) 町の取り組み（行政の施策）

##### ①大気環境への負荷の軽減

- 事業者に対して、法や条例、行政指導等に基づく基準や規制の遵守を徹底させます。
- 公用車については、更新時に低燃費・低公害車の導入を進めます。
- 市民や事業者における低公害車の普及に向けた情報提供を進めます。

##### ②大気環境の監視と保全意識の高揚

- 県や近隣自治体、関係機関等との連携を密にし、今後も大気環境（大気汚染物質や光化学オキシダント、PM2.5等）の測定と測定結果の情報公開を継続します。
- ごみの野焼きが禁止されていることの広報・PRとともに、監視・指導を強化します。
- 自動車の使用時にはエコドライブを心がけるよう、市民や事業者の意識啓発を進めます。

#### (2) 町民の取り組み

- 自家用車を購入する際には、低燃費・低公害車を選びましょう。
- 自動車を使用するときは、急発進をしない、アイドリングストップを行うなどのエコドライブを心がけましょう。
- ごみは野外で焼却してはならないことを守りましょう。



●エコドライブの実践に努めましょう。

#### (3) 事業者の取り組み

- 法令等を遵守し、大気環境の保全に努めましょう。
- 業務用車両を購入する際には、低燃費・低公害車を積極的に導入しましょう。
- 地域住民とのコミュニケーションを深め、環境に関する情報公開を進めましょう。
- 使用済ビニール等については、野外で焼却せず、適正に処理しましょう。【農業】
- 定期的に排出ガスの状況等を把握し、公害の未然防止に努めましょう。【製造業】
- 業務用車両使用時のエコドライブの実践に努めましょう。【運輸業】
- 業務用車両の点検整備の励行に努めましょう。【運輸業】

※目標 四方を河川に囲まれた輪中の里として、生活排水の適正処理と水質の監視により、より良い水環境を創出します。

## (1) 町の取り組み（行政の施策）

### ①適正な排水対策の推進

- ・公共下水道への接続率の向上のため、指導・啓発を行います。
- ・公共下水道の処理対象区域以外では、合併処理浄化槽の普及を図ります。
- ・合併処理浄化槽の普及促進に向けて、合併処理浄化槽設置の補助を継続します。また、合併処理浄化槽使用に向けた広報・PRに努めます。
- ・既設の生活排水処理施設の適切な維持管理に努めます。

### ②水質の監視と保全意識の高揚

- ・今後も定期的な水質検査を継続し、河川の水質の状況を把握・監視します。また、調査結果の情報公開を推進します。
- ・水環境の保全意識の高揚に向けた広報を推進します。
- ・国や県、近隣自治体、各種団体等と連携し、効果的な情報提供を行います。
- ・家庭でできる水質への負荷削減に向けた取り組みの広報・啓発、情報提供を行います。

## (2) 町民の取り組み

- ・食べ残しのある鍋や皿は、ふき取るなどの処理をしてから洗いましょう。
- ・流しには三角コーナー、排水口には水切りネットなどを設置し、調理くずや食べ残しを台所から流さないようにしましょう。
- ・洗剤やシャンプーなどは使いすぎないようにしましょう。
- ・下水道に接続可能な地域では、速やかに接続しましょう。
- ・下水道の処理対象区域以外の地域では、合併処理浄化槽を設置し、生活排水を適切に排水処理しましょう。
- ・設置済みの合併処理浄化槽は適正に維持・管理しましょう。



●廃食用油は台所から流しては絶対にいけません。

## (3) 事業者の取り組み

- ・法令等を遵守し、水環境の保全に努めましょう。
- ・法や条例に基づく特定施設を持つ事業所においては、定期的に排水の測定調査を行い、水質汚濁の未然防止に努めましょう。

※目標 騒音公害等の少ない、静かで落ち着いた環境を守ります。

## (1) 町の取り組み（行政の施策）

### ①騒音・振動対策の推進

- ・事業者に対して法や条例、行政指導等に基づく基準や規制の遵守を徹底させます。
- ・事業者に対して、事業や建設作業における環境配慮型の機器の導入を要請します。
- ・事業活動に起因する近隣騒音や悪臭を防止するため、商工団体・農業団体などに対し、加盟事業者に指導を行うよう協力を要請します。
- ・自動車の使用時にはエコドライブを心がけるよう、町民や事業者の意識啓発を進めます。
- ・町民、事業者、町の連携を密にし、情報の共有化を推進することにより、地域における相互の信頼関係の構築に努めます。

### ②公害苦情の適正処理

- ・公害に関する苦情には速やかに対応するとともに、公害発生源への指導を行います。
- ・町民の相談や関係機関との連絡調整に努め、公害苦情を受け付けたときの現状の確認、関係者への調査や指導など、適正な対応を行います。
- ・家庭生活や事業活動が周囲に迷惑を及ぼさないよう、町民や事業者一人ひとりの意識の高揚を図ります。
- ・近隣での苦情の解決のため、生活マナーの向上に向けた啓発活動を行います。

## (2) 町民の取り組み

- ・騒音などで近所に迷惑をかけないよう、生活マナーの向上に努めましょう。
- ・自動車を使用するときは、急発進をしない、アイドリングストップを行うなどのエコドライブを心がけましょう。
- ・近くへ外出する場合には自家用車の使用を控えましょう。

## (3) 事業者の取り組み

- ・法令等を遵守し、周辺に騒音・振動などを発生させないように配慮しましょう。
- ・地域住民とのコミュニケーションを深め、環境に関する情報公開を進めましょう。
- ・建設機械や重機、工事用車両などが周辺に騒音・振動などを発生させないように配慮しましょう。【建設業】
- ・営業騒音などが周辺に悪影響を及ぼさないように配慮しましょう。【小売業、飲食業】

※目標 公害の未然防止により、良好な生活環境を確保します。

## (1) 町の取り組み（行政の施策）

### ①化学物質対策の推進

- ・公害を未然に防止するため、町の広報紙やホームページなどによる各種の情報提供・広報を行います。
- ・国や県、関係機関と連携し、化学物質の安全性や環境保全に関する情報などの収集に努めます。

### ②その他公害防止に向けた取り組みの実践

- ・今後、かつてアスベストを使用した建築物が、耐用年数を迎えて解体されることが増えると考えられるため、解体・処理現場でのアスベスト対策の実施を指導します。
- ・原子力発電所事故への国の対応等を注視しつつ、町民の不安を払拭するため、町内での放射線量の測定などの取り組みを今後も継続します。
- ・風評被害の防止のため、放射線について正しい知識を持ってもらうよう広報・啓発など必要な措置を講じます。

## (2) 町民の取り組み

- ・ガーデニングなどでは、除草剤などの薬品の使用を控えましょう。
- ・放射性物質については、正しい知識を身につけ、風評に流されないようにしましょう。

## (3) 事業者の取り組み

- ・法令等を遵守し、周辺に化学物質などによる汚染・被害を発生させないように配慮しましょう。
- ・農薬や化学肥料は適正に使用・管理しましょう。【農業】
- ・生産工程で使用する化学物質などは、使用、管理、保管、廃棄の各段階で漏洩防止を徹底するなど、適正に管理しましょう。【製造業】

## 第3節 快適環境の保全の目標

### 1 公園・緑地

✿目標 公園・緑地の適正管理や景観の創出により、好適な地域環境を形成します。

#### (1) 町の取り組み（行政の施策）

##### ①公園・緑地の適正な整備と維持・管理

- ・公園の計画的な整備に努めます。整備済みの公園については、町民との連携・協力のもとで、適正な維持・管理、設備の改修などを行います。
- ・町内の貴重な緑地として、河川敷の緑地の保全に努めます。
- ・公園・緑地の整備にあたっては、生物の生息空間（ビオトープ）としての機能などにも配慮します。

##### ②良好な景観の形成・創出

- ・町並みや他園風景など、地域ごとの特徴となる景観の保全に努めます。
- ・田園風景については、遊休農地や耕作放棄地などの対策と合わせて、良好な景観確保に努めます。
- ・屋外広告物対策の充実を図り、良好な景観の保全に努めます。また、定期的な巡回パトロールなどを実施し、違反広告物などの監視を強化します。
- ・地域住民による花壇の整備など、良好な景観形成に向けた自主的な活動を支援します。

#### (2) 町民の取り組み

- ・自分の住むまちを愛し、美しい景観の保全や創出に協力しましょう。
- ・住宅の新築や増改築の際には、周辺の景観との調和に配慮しましょう。
- ・花壇への植栽など家庭に緑を増やしましょう。



●地域の緑化や花壇の整備などには積極的に参加しましょう。

#### (3) 事業者の取り組み

- ・開発行為などの事業活動においては、地域の景観にも配慮しましょう。
- ・工場や事業所などの建築物は、周辺環境との調和を図り、景観に配慮しましょう。
- ・工場や事業所などの敷地内は、樹木の植栽や花壇の整備などを行いましょう。
- ・地域の緑化活動などには積極的に参加しましょう。
- ・屋外広告物等の設置に際しては、周辺の景観と調和するように配慮しましょう。

※目標 地域の特徴や個性を活かしながら、後世に残すよう努めます。

## (1) 町の取り組み（行政の施策）

### ①文化財の保護

- ・地域における文化財の適正な保存に努めます。
- ・町内の文化財（埋蔵文化財を含む）の調査を進め、貴重な文化財については新たに保護対象として指定します。
- ・地域に伝わる歴史的遺産、郷土芸能、伝統行事などの文化財への関心を高め、将来への継承に向けた意識の高揚を図ります。

## (2) 町民の取り組み

- ・自分の住むまちを大切にし、よりよい地域をつくることを心がけましょう。
- ・身近な歴史的遺産や文化財、伝統行事などの保護に協力しましょう。
- ・本町の歴史や文化について学習し、理解を深めましょう。

## (3) 事業者の取り組み

- ・地域の文化活動などには積極的に参加しましょう。
- ・地域における歴史的遺産や文化財などの保全活動を積極的に協力しましょう。

※目標 適正なごみ処理事業を継続し、環境への負荷の削減に努めます。

## (1) 町の取り組み（行政の施策）

### ①ごみの減量化の推進

#### ○家庭からのごみの減量化

- ・地域住民への出前講座の実施や町のホームページ、パンフレット、広報紙などで、ごみの減量と分別徹底の推進に向けた広報・PRを今後も継続します。
- ・簡易包装の取り組みやマイバッグ持参運動の推進に努めます。
- ・買い物の際には詰め替え商品を選ぶなど、日常の生活の中で実践できるごみ減量の行動の啓発に努めます。
- ・生ごみの自家処理の推進に向けて、生ごみ処理機器の広報・PRを今後も継続します。
- ・小・中学生を対象としたごみ処理施設見学や体験学習を今後も継続します。

#### ○事業所からのごみの減量化

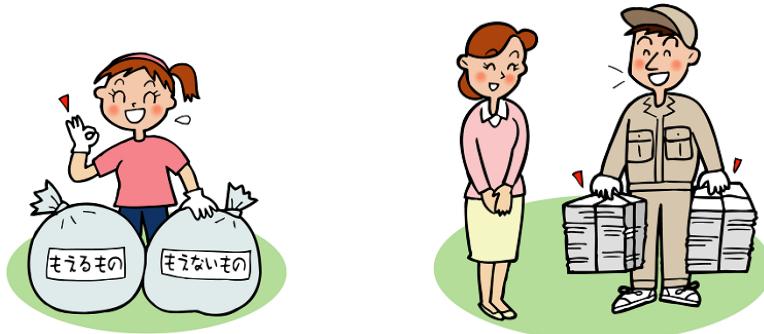
- ・事業所におけるごみの減量や分別徹底による資源化を積極的に行うよう、事業者に対する情報提供や啓発活動を今後も継続します。
- ・事業系ごみの減量に向けて、ごみ処理施設への搬入車両に対する抜き打ち検査を継続するとともに、事業系ごみの運搬業者への指導・啓発を徹底します。
- ・紙ごみの減量に向けて、町の事務事業での紙資料の電子化など、ペーパーレス化を推進します。また、事業所での紙ごみ減量への協力を要請します。

### ②リサイクルと適正処理の推進

- ・公共事業で発生する建設副産物の再使用・再資源化を推進します。
- ・役場庁舎内から排出される紙ごみの分別徹底による再資源化に努めます。
- ・町の事務事業で使わなくなったOA機器などの適正な排出と再資源化に努めます。
- ・資源ごみの回収推進に向けて、集団回収への補助金の交付を継続して実施します。また、集団回収実施団体を増やすため、周知・広報に努めます。
- ・業界団体や事業者などに対する情報提供や啓発活動により、自発的な資源回収を推進させるよう努めます。
- ・町の事務事業で使用する物品については、環境に配慮した物品を使用します（グリーン購入の推進）。
- ・エコ商品等に関する情報提供を行い、町民や事業者のグリーン購入を推進します。
- ・本町におけるごみ処理量や資源物の収集量、再利用状況などについて情報の提供に努め、町民や事業者のごみに関する意識の高揚を図ります。
- ・ごみ処理施設の適正管理と定期的な維持補修などにより、ごみの適正処理に努めます。

## (2) 町民の取り組み

- ・スーパーなどでの買い物に際しては、マイバッグを持参しましょう。
- ・過剰な包装や本のカバー、レジ袋などは、お店で断るようにしましょう。
- ・使い捨て製品の購入は控えましょう。
- ・洗剤やシャンプーなどは詰め替え製品を優先して購入しましょう。
- ・ものを大切にして、長く使うようにしましょう。
- ・安いからといって必要以上に購入しないようにしましょう。
- ・必要以上に料理を作りすぎないようにしましょう。また、食べ残しをしないようにしましょう。
- ・生ごみは水気をよく切ってからごみ出しをして、減量に心がけましょう。
- ・庭や畑を持っている家では、生ごみを肥料にして活用することを検討しましょう。
- ・ごみはルールを守って、きちんと分別して所定の場所に出しましょう。
- ・地域の集団回収やスーパーの店頭回収などに協力しましょう。
- ・リサイクルショップやフリーマーケットなどを上手に活用して、不用品をごみとせず、上手に最利用しましょう。



●ごみ出しのルールを守り、ごみの減量化・資源化に努めましょう。

## (3) 事業者の取り組み

- ・事業系ごみについては、排出者責任の原則に従い、適正に処理しましょう。
- ・書類の両面印刷や事務のペーパーレス化を図り、紙の節約に努めましょう。
- ・ごみの減量に係る具体的な目標を設定しましょう。
- ・できる限りごみを出さない事業活動の実践に取り組みましょう。
- ・事業所内に「リサイクルボックス」などを設置して、資源物の分別徹底に努めましょう。
- ・事業者間、業界団体内でのリサイクルの連携を図りましょう。
- ・製品やサービスを購入する際には、環境にやさしいエコ製品やリサイクル製品を優先するなど、グリーン購入を心がけましょう。
- ・運搬に使用する梱包材などは使い捨てにせず、再使用に努めましょう。【運輸業】
- ・自店で販売した製品や容器包装などを回収し、リサイクルに努めましょう。【小売業】
- ・レジ袋の削減や容器包装の簡素化に協力しましょう。【小売業】
- ・再使用・リサイクル等に配慮した環境にやさしい商品の販売に努めましょう。【小売業】
- ・食品廃棄物の有効活用など、リサイクルの推進に努めましょう。【小売業、飲食店】

※目標 ごみの散乱や不法投棄の無い清潔な地域環境の創出に努めます。

## (1) 町の取り組み（行政の施策）

### ①美化活動の推進

#### ○環境美化の推進

- ・ごみのポイ捨ての多発地点には、防止のための看板を設置します。
- ・ごみのポイ捨てを行わないよう、町民や事業者への啓発を強化します。
- ・ペットの適切な管理や散歩時のふんの始末について指導・啓発を行います。
- ・町民や事業者の協力のもと、美化清掃活動などの実施により、ポイ捨てごみの回収を今後も継続します。
- ・町内の巡回パトロールによる散乱ごみやポイ捨てされたごみの回収を今後も継続します。
- ・清潔で美しいまちづくりのために努力している町民や事業者などを表彰します。

#### ○野焼きの防止

- ・野焼きは、農業者が行う稻わら等の焼却などの例外を除き、法や条例により禁止されている行為であるため、野焼きを行わないよう町民や事業者に啓発・指導します。
- ・監視指導体制を強化し、野焼きの防止に努めます。
- ・苦情を受けた場合には、迅速・適切な対応を行います。

### ②不法投棄対策の充実・強化

- ・不法投棄を行わないよう、町民や事業者への啓発を強化します。
- ・不法投棄の多発地点には、防止のための看板を設置します。
- ・不法投棄を見つけた場合には速やかに通報が行われるよう、通報先や連絡先の周知にむけた広報・PRを強化します。
- ・使用していない土地に雑草等が繁茂しないよう、土地所有者や土地管理者に対して管理の徹底を指導します。
- ・警察署との緊密な連携・情報共有、パトロールによる監視体制の強化など、不法投棄の抑止対策を強化します。
- ・不法投棄が確認された場合、関係機関と連携し摘発に努めます。
- ・不法投棄された廃棄物については、関係機関と連携して速やかな回収に努めます。
- ・これまでに不法投棄が行われた場所や状況について情報を整理し、不法投棄が行われやすい場所や状況の傾向を把握し、対策の強化と未然防止に努めます。

## (2) 町民の取り組み

- ・自分の住むまちを大切にし、清潔で美しい地域の保全・創出など、よりよい地域をつくることを心がけましょう。
- ・自宅周辺の清掃を行い、地域の環境美化に努めましょう。
- ・地域の清掃・美化活動などに積極的に参加しましょう。
- ・たばこの吸い殻やごみのポイ捨てをしないようにしましょう。
- ・ペットのふんは飼い主がきちんと始末しましょう。
- ・不法投棄の現場などを発見したら、すぐに町の担当部署に連絡しましょう。
- ・庭や敷地内はこまめに草刈りをするなど、適正な管理に努めましょう。
- ・ごみ集積所は適正に管理し、ごみの散乱など生じないようにしましょう。
- ・ごみは野外で焼却してはならないことを守りましょう。

## (3) 事業者の取り組み

- ・敷地内や敷地周辺の清掃を定期的に行い、地域の環境美化に努めましょう。
- ・屋外に自動販売機などを設置する場合は、容器の回収ボックスの設置を設置して、ごみの散乱防止に努めましょう。
- ・同業者や関連業者などとの連絡・連携を密にして、不法投棄の現場や不審な行為などを発見したら、すぐに町の担当部署に連絡しましょう。
- ・所有地の適正な管理に努め、ごみの不法投棄などが生じないようにしましょう。



●ごみの不法投棄は絶対にやめましょう。



●ごみの不法投棄やポイ捨てがどのような影響を及ぼすか考えましょう。

## 第4節 環境保全活動の推進の目標

### 1 地球温暖化防止

✿目標 地球温暖化防止に向けて、日常の生活や事業活動を見直します。

#### (1) 町の取り組み（行政の施策）

##### ①町の事務事業からの温室効果ガスの排出削減

- ごみ量の削減とごみ処理施設の適切な運転の継続により、ごみの焼却に伴う二酸化炭素の排出量の削減に努めます。
- 公共施設などでの節電について町民に理解と協力を呼びかけます。
- 本町は冬でも晴天の日が多く、太陽エネルギーの利用に適していることから、公共施設（学校や公民館等）への太陽エネルギーを利用する設備の導入を推進します。

##### ②町民や事業者の意識向上

- 地球温暖化対策の情報などを広報紙やホームページに掲載し、広報・啓発を推進します。
- 地球温暖化問題への取り組みの重要性などについて、町民や事業者への啓発を行い、意識の高揚を図ります。
- 自宅や事業所で実践できる地球温暖化対策を広報・PRし、町民や事業者の自発的な取り組みを推進します。

#### (2) 町民の取り組み

- 地球環境問題について関心を持ち、理解を深めましょう。
- 温室効果ガスの排出削減につながるライフスタイルについて情報を収集し、積極的に実践しましょう。
- 冷蔵庫・エアコンなどフロンガスを使用している製品を廃棄するときは、ルールに従って適正に業者に引き渡しましょう。



●太陽光・太陽熱を利用する設備の設置を検討しましょう。

#### (3) 事業者の取り組み

- 法や条例による規制を遵守し、温室効果ガスの削減に努めましょう。
- ボイラーや空調機器などの設備機器の点検と合理的な使用に努めましょう。
- 業務用空調機器などフロンガスを使用している製品を廃棄する場合は、ルールに従って指定業者に委託し、適正に処理しましょう。

※目標 適切な支援施策により、家庭や事業所での効果的な省エネを推進します。

## (1) 町の取り組み（行政の施策）

### ①省エネ・省資源の取り組み、省エネ機器の普及の推進

- ・家庭における省エネルギーの取り組みへの理解と協力に向けて、日常の生活が地球環境に与える影響などについてわかりやすく広報します。
- ・市民や事業者が自発的に省エネルギーに取り組むための情報提供に努めます。
- ・公共施設において、省エネ設備・機器の導入を推進します。
- ・公用車については、更新時に低燃費・低公害車の導入を進めます。



●エコ家電など省エネ性能の高い家電を購入しましょう。



●近所には歩くや自転車で出かけましょう。



●自動車の購入に際しては、低燃費・低公害車を選びましょう。

### ②自動車利用に際しての省エネの推進

#### ○自動車の適正使用

- ・近場の用事には、公用車を使わずに自転車を活用します。
- ・公用車使用時のエコドライブを実践するとともに、市民、事業者に対してエコドライブの意識啓発を図ります。
- ・公用車については、更新時に低燃費・低公害車の導入を進めます。

#### ○公共交通の利便性の向上

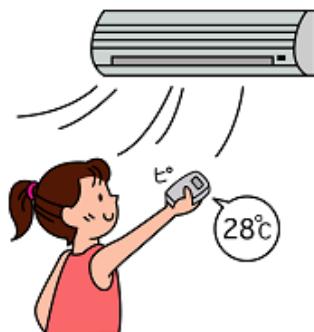
- ・バス利用促進のため、関係者とともにルートや料金を検討します。
- ・将来的な人口減少・高齢化を踏まえ、地域の特性にあつた利便性の高い公共交通のあり方などを検討します。

## (2) 町民の取り組み

- ・夜ふかし型から早寝早起き型の生活に切り替えましょう。
- ・テレビや照明、冷暖房機器などは、不要のときはこまめに消して節電を心がけましょう。長期間使わない場合は、主電源を切りましょう。
- ・冷暖房機器の設定温度は、冷房は28°C、暖房は18°Cを目安としましょう。
- ・入浴時は、家族が続けて入ることで追い炊きを控えましょう。
- ・電化製品を購入する際には、省エネルギー型や節水型の製品を選びましょう。
- ・省エネの推進のため、住宅への省エネナビの導入を検討しましょう。
- ・近所に出かけるときには乗用車を使用せず、歩行や自転車で出かけましょう。また、できるだけ公共交通を利用しましょう。
- ・自動車の運転時には、アイドリングストップなどのエコドライブを心がけましょう。
- ・自家用車を購入する際には、低燃費・低公害車を選びましょう。



●テレビを見ないときは悩まずさっさと消しましょう。



●エアコンは適度な温度に設定しましょう。

## (3) 事業者の取り組み

- ・夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進しましょう。冷暖房機器の設定温度は、冷房は28°C、暖房は18°Cを目安とし、使用時間を適正に管理しましょう。
- ・事業所内で照明やOA機器などの節電を励行し、省エネルギーに努めましょう。
- ・自然光の取り入れや昼休み時の消灯などにより、照明の効率化に努めましょう。
- ・設備・空調などを導入・更新する際には、省エネルギー型の製品を選びましょう。
- ・省エネの推進のため、事業所への省エネナビの導入を検討しましょう。
- ・業務用車両を購入する際には、低燃費・低公害車を積極的に導入しましょう。
- ・自動車の点検・整備を励行し、使用の際にはアイドリングストップなどのエコドライブを心がけましょう。
- ・物資や製品の輸送にあたっては、共同輸送や公共交通機関の利用など、効率的・合理的な輸送システムを採用しましょう。
- ・業務用車両の運用や運行計画については、定期的に見直しをしましょう。



●夏季はエアコンの使用の前に外気を導入しましょう。



●不要な照明は消しましょう。

※目標 環境教育・環境学習の推進により、町民や事業者の環境保全意識を高揚します。

## (1) 町の取り組み（行政の施策）

### ①環境情報の提供の推進

- ・町民や事業者一人ひとりがよりよい環境づくりに関心を持ち、自主的に行動できるよう、環境情報の提供に努めます。
- ・町の環境の状況及び施策の推進状況について、情報公開を推進します。
- ・町のホームページや広報紙などで、環境関連情報の充実を図ります。
- ・町の行事やイベントの中で、環境関連情報を積極的に提供します。

### ②環境教育・環境学習の活発化

- ・親子や子供と老人など世代間で、ともに学べる環境学習の開催を検討します。
- ・年齢や学習段階などに応じた環境教育・環境学習の開催への支援を検討します。
- ・地域の環境学習などをまとめるリーダー役の養成への支援を検討します。
- ・小・中学生や地域団体などを対象としたごみ処理施設見学会を実施します。
- ・自然観察会など、自然とふれあう環境学習の機会の創出に努めます。
- ・河川敷や既存の公園等を会場とする環境学習の開催などを検討します。
- ・一般町民や子どもを対象とする環境学習の講座を開催するとともに、講座の周知・広報に努めます。

## (2) 町民の取り組み

- ・環境学習講座や自然観察会などに積極的に参加し、環境に関する知識を深めましょう。
- ・子どもが自然に興味を持つよう河川敷などに出かけ、身近な自然に親しみましょう。
- ・子どもが学校などで環境について学んだことを家庭で一緒に考えましょう。
- ・家庭において、環境問題について話し合う機会を増やしましょう。
- ・環境問題について自ら情報を収集し、正しい知識を深めましょう。
- ・地区コミュニティ協議会などで、環境に関する地域の課題や意見などを発表しましょう。
- ・町が提供した環境保全に関する取り組みなどを日々の生活の中で実践しましょう。



●ごみ処理施設見学会などには積極的に参加しましょう。



●地域の自然観察会などには積極的に参加しましょう。

## (3) 事業者の取り組み

- ・事業活動に伴う環境負荷を低減できるよう、最新の技術の情報収集に努めましょう。
- ・様々な環境情報を積極的に入手し、日々の事業活動に反映させるよう努めましょう。
- ・省エネルギー・省資源、ごみの排出抑制など、環境に配慮した行動を事業所全体での取り組みとして定着させましょう。
- ・社員に対する環境教育などの指導を実施し、環境への意識を高めましょう。
- ・町や各種団体が行う学習会、講演会、セミナーなどには積極的に参加しましょう。
- ・町民・町などと連携し、環境教育や環境学習の機会、場所、人材などの提供に協力しましょう。

※目標 地域が一体となった環境保全活動の推進により、『良好な地域社会が良好な地域環境をつくり、良好な地域環境が良好な地域社会をつくる』という環境と社会の好循環を形成します。

## (1) 町の取り組み（行政の施策）

### ①自発的な環境保全の取り組みの推進

- ・ 町民や団体の地域における各種の環境保全活動などを積極的に支援します。
- ・ 町民や団体が自らの手で実行できる環境保全のための活動について、町の広報紙やホームページなどでの情報提供に努めます。
- ・ 環境保全の意識の向上につながる、より効果的な情報提供のあり方について検討します。
- ・ 事業者の自主的な環境保全の取り組みのため、「エコアクション21」などの環境認証の取得に向けた情報提供等に努めます。
- ・ 環境保全活動の実施者に対する表彰などを行い、町民や事業者などの環境保全の取り組みを支援します。

### ②連携・協力による環境保全の取り組みの推進

- ・ 環境保全活動などを通じた各種団体、地域間の交流を図り、人の交流や情報交換による環境保全活動の活性化を推進します。
- ・ 大気や水質、外来生物、有害鳥獣などの情報公開に努め、町民や事業者との情報の共有化を推進します。
- ・ 地域における自発的な環境保全の取り組みの推進のため、地域の美化活動や資源回収などの取り組みを活用した地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・ 近隣自治体との連携・協力により、河川の環境保全事業などを継続します。

## (2) 町民の取り組み

- ・環境問題に関する一人ひとりの社会的責任を認識し、積極的に行動しましょう。
- ・日々の生活や行動が、環境に関わっているという意識を持ちましょう。
- ・地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう。
- ・地域の高齢者から、昔から伝わる生活の知恵を学びましょう。
- ・環境について学んだ知識や体験を子どもたちに伝えましょう。



●地域の集団回収に積極的に参加しましょう。

●地域の清掃活動に積極的に参加しましょう。

## (3) 事業者の取り組み

- ・エコアクション21などの環境認証の取得、ごみや省エネに関する社内の管理部署の設置や責任者の任命など、環境保全に向けて社内体制の整備を進めましょう。
- ・事業者間の交流や情報交換に努めましょう。
- ・地元の住民との交流や意見交換などの機会を設けましょう。
- ・事業所の環境保全に向けた取り組みや事業活動を通じて蓄積した知識やノウハウをPRするなど、積極的に情報を発信しましょう。
- ・事業者の知識や技能を活かし、環境に関する各種のイベント・行事などに参加・協力しましょう。

## **II 一般廃棄物処理基本計画**



# **第1章 計画の基本的事項**

## 第1節 計画策定の目的と背景

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(一般廃棄物処理基本計画)を定めなければならないこととされています。

これを受け、川島町(以下『本町』と呼びます。)では、「川島町ごみ処理基本計画」を平成11年3月に策定し、一般廃棄物処理事業を通じた各種施策を推進することで、快適で安全な生活環境の充実に努めてきました。

計画策定後、ごみ処理を取り巻く諸条件は大きく変化しました。

国は、「第三次循環型社会形成推進基本計画」を平成25年5月に閣議決定し、循環型社会の形成を一層推進することとしました。また、廃棄物処理法に基づく廃棄物の減量化の目標が平成22年12月に定められました。この他、ごみ量の増加や種類の多様化などの問題に対応するため、各種のリサイクル法制度が整備されており、近年では「家電リサイクル法」が平成21年4月に一部改正、「小型家電リサイクル法」が平成24年8月に成立するなど、制度の充実が図られています。

埼玉県は、「第7次埼玉県廃棄物処理基本計画」を平成23年3月に策定し、循環型社会の形成を目指して、県民、事業者、行政がそれぞれの適切な役割分担のもとでごみの減量や資源の循環利用をより積極的に進めていくこととしました。

このような状況の中で、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討し、今回、本町における新たな「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

## 第2節 計画の位置づけ

今回見直しを行う「一般廃棄物処理基本計画」(以下『本計画』と呼びます。)は、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」(平成25年6月)に準拠して作成します。

本計画は、本町の廃棄物処理行政における最上位の計画に位置付けられ、本町における廃棄物処理の基本方針となるものです。本計画の策定に際しては「総合振興計画」や「環境基本計画」などの上位計画や関連計画などと整合を図るものとします。

また、「分別収集計画」などの本町の廃棄物処理に係る諸計画は、本計画を踏まえて策定することになります。

### 第3節 計画の対象

一般廃棄物処理基本計画の対象は、循環型社会形成推進基本法で定める廃棄物等（廃棄物及び使用済物品等または副次的物品）のうち、市町村に処理責任がある「一般廃棄物」とします。一般廃棄物は、『ごみ』と『し尿』に大別されます。

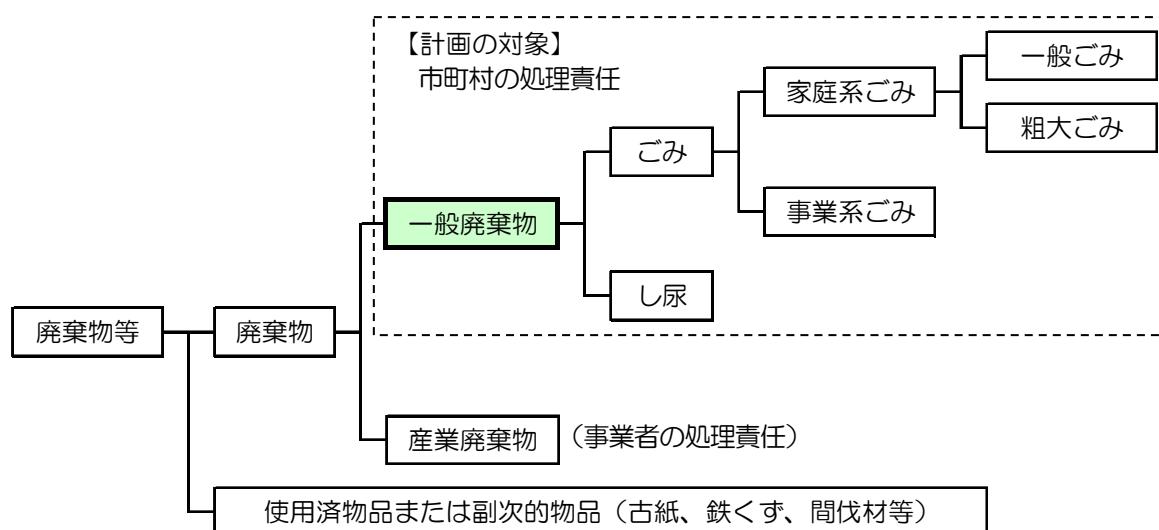


図 2-1-1 計画の対象

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理に関する「ごみ処理基本計画」とし尿などの生活排水処理に関する「生活排水処理基本計画」で構成されます。

「ごみ処理基本計画」では、ごみ処理の現状と課題を整理し、ごみ排出量や処理・処分量等の将来予測を行い、ごみ処理に関する基本方針を定め、ごみの減量化、資源化に関する計画及び適正処理に関する計画を策定します。

「生活排水処理基本計画」では、生活排水処理の現状と課題を整理し、生活排水処理形態別の人口及びし尿・浄化槽汚泥量の将来予測を行い、生活排水処理に関する基本方針を定め、し尿及び浄化槽汚泥の処理計画を策定します。

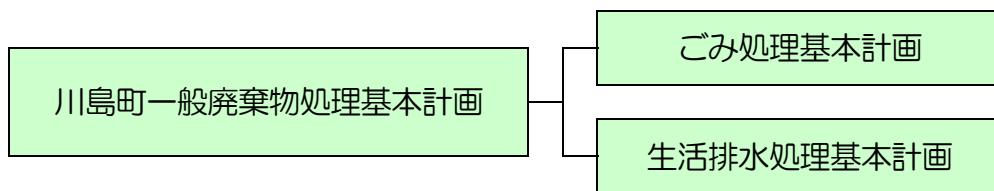


図 2-1-2 計画の構成

## 第4節 計画の期間

本計画の期間は、環境基本計画と同様、長期的な将来を見据えながら、平成27年度（2015年度）を初年度、平成41年度（2029年度）を目標年度とする15年間とします。

本計画は、上位計画や関連計画と整合を図りながら概ね5年ごと、または計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合には、適宜見直しを行うものとします。

### 平成27年度（2015年度）から平成41年度（2029年度）までの15年間



図2-1-3 計画の期間

## 第5節 廃棄物・リサイクル関連の動向

I

### 法制度

本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」ならびに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」、リサイクル関連の法律等の関係法令に配慮して策定するものです。廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系を以下に示します。

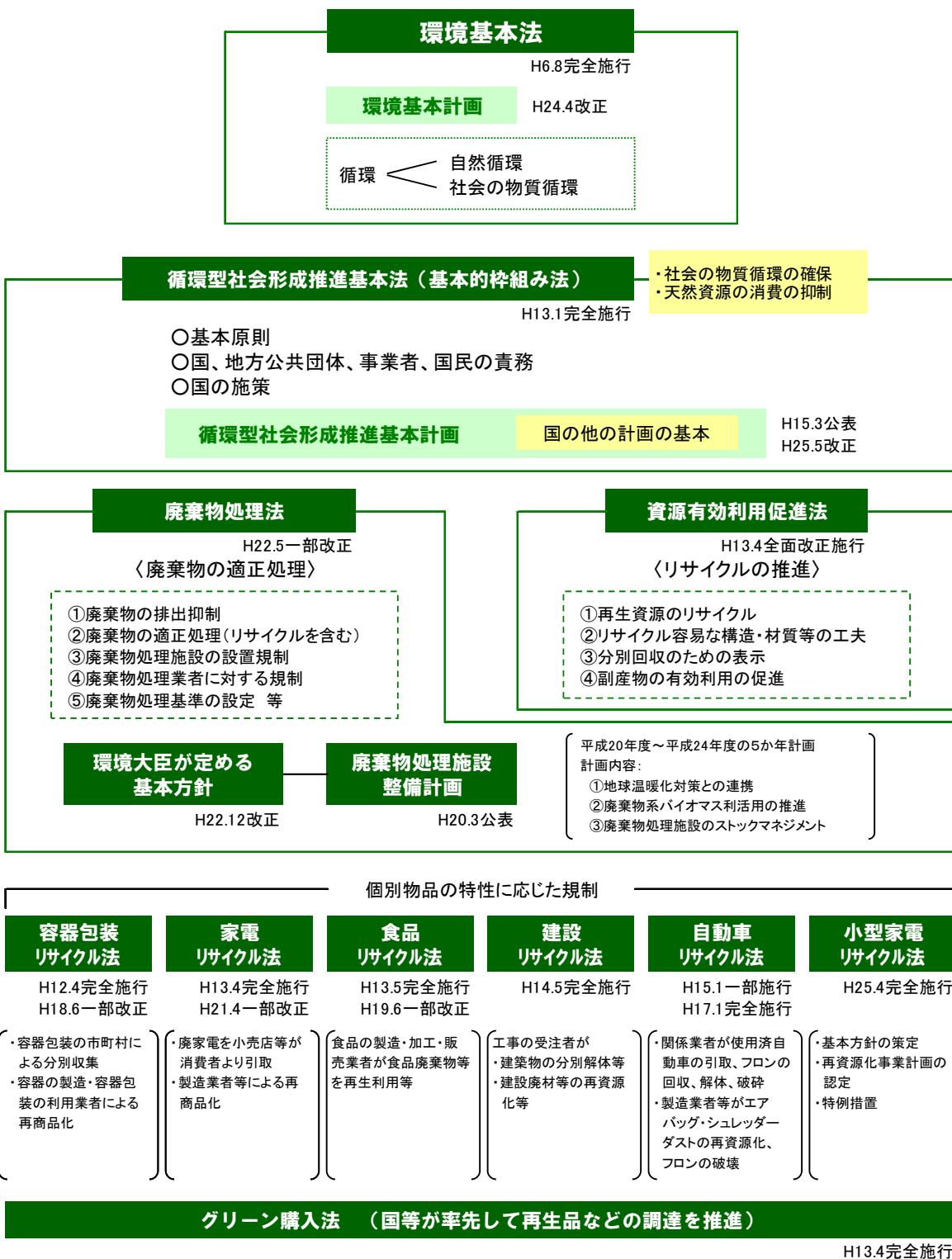


図2-1-4 廃棄物やリサイクルに係る法制度の体系

## (1) 廃棄物処理法に基づく基本方針

国は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成13年5月環境省告示第34号)について、平成22年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であること、また、「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」(平成22年1月25日中央環境審議会)等を踏まえ、平成22年12月に所要の変更を行いました。

廃棄物の減量化の目標については、以下のとおり定めました。

表2-1-1 廃棄物処理法に基づく基本方針(平成22年12月)での目標

指標	目標年	目標
排出量	平成27年度	平成19年度比約5%削減
再生利用率		約25%に増加
最終処分量		平成19年度比約22%削減

## (2) 循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などの各種リサイクル法の整備を行ってきました。

循環型社会形成推進基本法では、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を実現することとしています。

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第三次循環型社会形成推進基本計画」が平成 25 年5月に閣議決定されました。

第三次循環型社会形成推進基本計画では、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の「量」に着目した施策に加え、循環の「質」にも着目し、①リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化、②有用金属の回収、③安心・安全の取組強化、④3R国際協力の推進を新たな政策の柱とすることにより、循環型社会の形成を一層推進することとしています。

また、循環型社会形成のための数値目標を拡充し、一般廃棄物の減量化に関する取組指標については、以下のとおり目標を設定しました。

表 2-1-2 第三次循環型社会形成推進基本計画での一般廃棄物の減量化に関する目標

取組指標	目標年	目標
一般廃棄物の減量化 (計画収集量+直接搬入量+集団回収量)	平成 32 年度	平成 12 年度比約 25% 削減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (集団回収量、資源ごみ等を除く)		平成 12 年度比約 25% 削減
事業系ごみ排出量 (事業系ごみの「総量」)		平成 12 年度比約 35% 削減

## (1) 第7次埼玉県廃棄物処理基本計画

埼玉県は、環境問題と資源問題を同時に克服し、今後も持続的な経済発展を継続していくため、循環型社会の構築に向けて「第7次埼玉県廃棄物処理基本計画」を平成23年3月に策定しました。この計画では、県が目指す循環型社会実現のための将来像を示すとともに、その実現のために各主体に求められる役割や県の施策等を示したものです。

また、一般廃棄物の減量化に関する目標については、以下のとおり設定しました。

表2-1-3 第7次埼玉県廃棄物処理基本計画での一般廃棄物の減量化に関する目標

指標	単位	実績	目標		H27年度目標設定の考え方
		H20	H27	H28	
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	g/人・日	698	642	642	H20年度実績から8%削減
事業系ごみ排出量	千t/年	602	478	460	事業系ごみ削減対策ガイドラインで定めた目標と同じ
1人1日当たりの最終処分量	g/人・日	65	55	54	H20年度実績から16%削減

## (2) 埼玉県生活排水処理施設基本構想

内陸部に位置する埼玉県では、水辺空間の保全に向けて、河川汚濁の主な原因となる生活排水の処理施設の整備が極めて重要であり、埼玉県は「埼玉県生活排水処理施設基本構想」を平成23年3月に策定しました。この構想では、人口減少や少子高齢化の進展、地域社会の構造の変化など、生活排水処理施設の整備を取り巻く情勢が大きく変化してきていることを受けて、新たな整備方針を定めたものです。

表2-1-4 埼玉県生活排水処理施設基本構想での目標

項目		全体計画（目標年度：平成37年度）		
		処理人口 (人)	構成比率	構成比率 増減率
行政人口		6,594,700	100.0%	0.0%
集合処理	下水道	5,691,100	86.3%	-5.1%
	農業集落排水	103,106	1.6%	-1.3%
	コミュニティプラント	0	0.0%	-0.1%
	計	5,794,206	87.9%	-6.5%
個別処理	浄化槽	800,494	12.1%	+6.5%
計（生活排水処理人口）		6,594,700	100.0%	0.0%
生活排水未処理人口		0	0.0%	0.0%

## **第2章 ごみ処理基本計画**

## 第1節 ごみ処理の現状と課題

### I ごみの分別区分と排出方法

#### (1) 町の収集に出す場合

家庭からのごみの品目別のごみ出しの方法を以下に示します。

**表 2-2-1(1) ごみの分別区分と排出方法**

分別区分	具体的な内容		ごみの出し方	収集
可燃ごみ		生ごみ、貝殻、小枝、クリーニングの袋、ホース、プラスチック製ハンガー、角ハンガー、ポリタンク、紙おむつ、CD・DVD、ビデオテープ、プラスチック製おもちゃ、かばん、くつ、くつ下、ボールペン、ぬいぐるみ・人形、バケツ、洗面器、座布団、花火・マッチ、食用油など	透明又は半透明の袋に入れて出す。 45ℓ以下の袋に入る大きさとする。	2回/週
容器包装	プラスチック製	レジ袋、スナック菓子の袋、食品の袋、食品のカップ、食品トレイ・ラップ類、ネット類、わさび・からしのチューブ、おにぎり等の外装フィルム、シャンプー等のボトル・ポンプ、食品のボトル、コンビニ弁当の容器、プラスチック製キャップ、発泡スチロールの箱など ※  マークが目印	透明の袋又はレジ袋に入れて出す。 中身を残さず、軽く水洗いする。	1回/週
	紙製	粉末洗剤の箱、レトルト食品の箱、ティッシュの箱、包装紙、酒パック、菓子の箱、ジュースのパック、タバコの箱、紙の袋、紙の箱など ※  マークが目印	透明の袋又は紙袋に入れて出す。 中身を残さない。	
	びん	ジュース・ドリンク剤、酒類のびん、ジャムのびん、食品のびん、化粧品のびん	透明の袋に入れて出す。 中身を残さず、軽く水洗いし、ふた・キャップをはずす。	
資源ごみ	かん	飲料用かん、ペットフード用かん、缶詰かん ※  マークが目印	透明の袋に入れて出す。 中身を残さず、軽く水洗いする。	2回/月
	ペットボトル	酒類用・飲料用・しょうゆ用のペットボトル ※  マークが目印	透明の袋に入れて出す。 中身を残さず、軽く水洗いする。	
	紙・布類	新聞紙	新聞紙、チラシ	
雑誌・雑紙		雑誌、電話帳、はがき、カレンダー、封筒、本・ノート、カタログ、ダイレクトメール、名刺、スター、トイレットペーパー・ラップの芯	ひもで十文字に縛る。	
ダンボール		ダンボール	折りたたんでひもで十文字に縛る。	
紙パック		牛乳パック、その他飲料用パック	洗って、開いて、乾かし、ひもで十文字に縛る。	
布類		衣類、毛布、カーテン、タオル	透明の袋に入れる。	

表 2-2-1(2) ごみの分別区分と排出方法

分別区分		具体的な内容	ごみの出し方	収集
不燃ごみ・有害・危険	不燃ごみ	やかん、なべ、一斗かん、フライパン、ポット、小型家電製品、懐中電灯、菓子かん・海苔かん・油かん、金属を含むおもちゃ、針金ハンガー、かさ、キーボード・マウス、スプーン・フォーク・ナイフ	透明の袋に入れる。又はひもで縛る。	2回/月
	有害	電球、蛍光管、乾電池、体温計	透明の袋に入れる。又はひもで縛る。	
	危険	スプレーかん、カートリッジ式ガスボンベ、ライター、コップ、せともの、刃物・カミソリ	透明の袋に入れる。又はひもで縛る。 スプレーかん、ガスボンベ、ライターは完全に中身を使い切る。 刃物やガラス・せとものは紙に包み、品名を記入してから袋に入れる。	
粗大ごみ		机、ソファー、タンス、自転車、姿見、いすなど ※最大の辺の長さが50cmを超えるもの(45ℓのごみ袋に入らないもの)、又は片手で持てない重さ(10kgを超える程度)のごみ	戸別収集を申し込むか、環境センターに自己搬入。	—
パソコン・携帯電話		パソコン・携帯電話	環境センターに自己搬入し、専用BOXへ。 PCリサイクルマークの付いたパソコンは、パソコンメーカーの回収へ。	—
できない収集・処理ごみ	処理困難ごみ	農薬・農薬のびん、劇物・劇物のびん、注射器・針、農業用ビニール、土砂・廃材、屋根瓦、コンクリート・ブロック、消火器、ガスボンベ、ガソリン、オイル、ペンキ、耐火金庫、ピアノなど	購入店に引き取ってもらうか、専門業者に処理を依頼。	—
	家電リサイクル法指定対象	テレビ、エアコン、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機、衣類乾燥機	リサイクル料金と収集運搬料金を支払い、家電販売店に引き渡す。	—

## (2) ごみ処理施設に直接搬入する場合

家庭からの多量のごみ（引越しや増改築等によるごみ）や粗大ごみは、排出者自身が町のごみ処理施設（川島町環境センター）に自己搬入して処理してください。

また、事業所からのごみについては、排出者の責任で処理することが原則であり、一般的のごみ集積所に出すことはできないため、事業者自身が町のごみ処理施設（川島町環境センター）に自己搬入するか、町の収集運搬許可業者と契約して処理してください。

ごみ処理施設に自己搬入する場合の手数料等を以下に示します。

表 2-2-2 ごみを自己搬入する場合の手数料等

項目	具体的な内容		
搬入施設	川島町環境センター		
所在地	埼玉県比企郡川島町大字曲師370番地		
受付時間	月曜日～金曜日：午前9時～11時30分、午後1時～6時 第1・3・5 土曜日：午前9時～11時30分 ※日曜、祝祭日、第2・4 土曜日、年末年始は休日		
料金	家庭系ごみ	1日の搬入ごみ重量が80kg以下の場合	無料
		1日の搬入ごみ重量が80kgを超える場合	超過分に対して 10kgあたり 40円
	事業系ごみ	1日の搬入ごみ重量が70kg以下の場合	無料
		1日の搬入ごみ重量が70kgを超える場合	10kgあたり 200円

注1. 搬入する際は、「ごみの分け方、出し方」の分別区分を遵守。

2. ごみの計量は10kg単位としており、10kg未満の端数があるときはこれを四捨五入。

3. 事業所から出る廃棄物のうち、以下に示すものは「産業廃棄物」であるため搬入不可。

- ・廃プラスチック類（例：発泡スチロール、ビニール袋、廃タイヤ、PPバンド 等）

- ・金属くず（例：事務机、一斗缶、小型家電、廃乾電池 等）

- ・ガラスくず 及び陶磁器（例：蛍光灯、電球、ガラス、陶磁器 等）

- ・木のパレット

※業種によっては、産業廃棄物になるものと一般廃棄物になるものがあるため注意。

### 【産業廃棄物の例】

- ・食品製造業（食品工場等）から出る動植物性残渣（魚の骨、野菜くず、しょうゆかす等）

- ・木製品製造業から出る木くず類

- ・印刷業・製本業・出版業から出る紙くず類

- ・畜産業から出る動物の糞尿・死体 など

可燃ごみは、川島町環境センター（ごみ処理施設：焼却施設）で焼却処理後、焼却残渣は民間業者に委託し、セメント原料などとして資源化しています。

不燃ごみ等及び粗大ごみは、川島町環境センター（ごみ処理施設：不燃物処理施設）で破碎・選別処理後、不燃残渣は寄居町にある県営最終処分場で埋立処分しています。また、金属類等は資源回収業者（民間業者）に引き渡して資源化しています。

本町において、資源ごみは以下のとおり指定されています。

- ①容器包装（プラスチック製・紙製）
- ②びん・缶・ペットボトル
- ③紙・布類（新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パック、布類）

これらの資源ごみは、川島町環境センター（ごみ処理施設：不燃物処理施設、容器包装処理施設、保管施設）に搬入され、品目別に処理されています。

資源ごみのうち、紙・布類は搬入後、保管施設で保管され、資源回収業者に直接引き渡して資源化しています。容器包装、びん・缶・ペットボトルは搬入後、選別・梱包・保管等の処理を行った後、資源回収業者に引き渡して資源化しています。

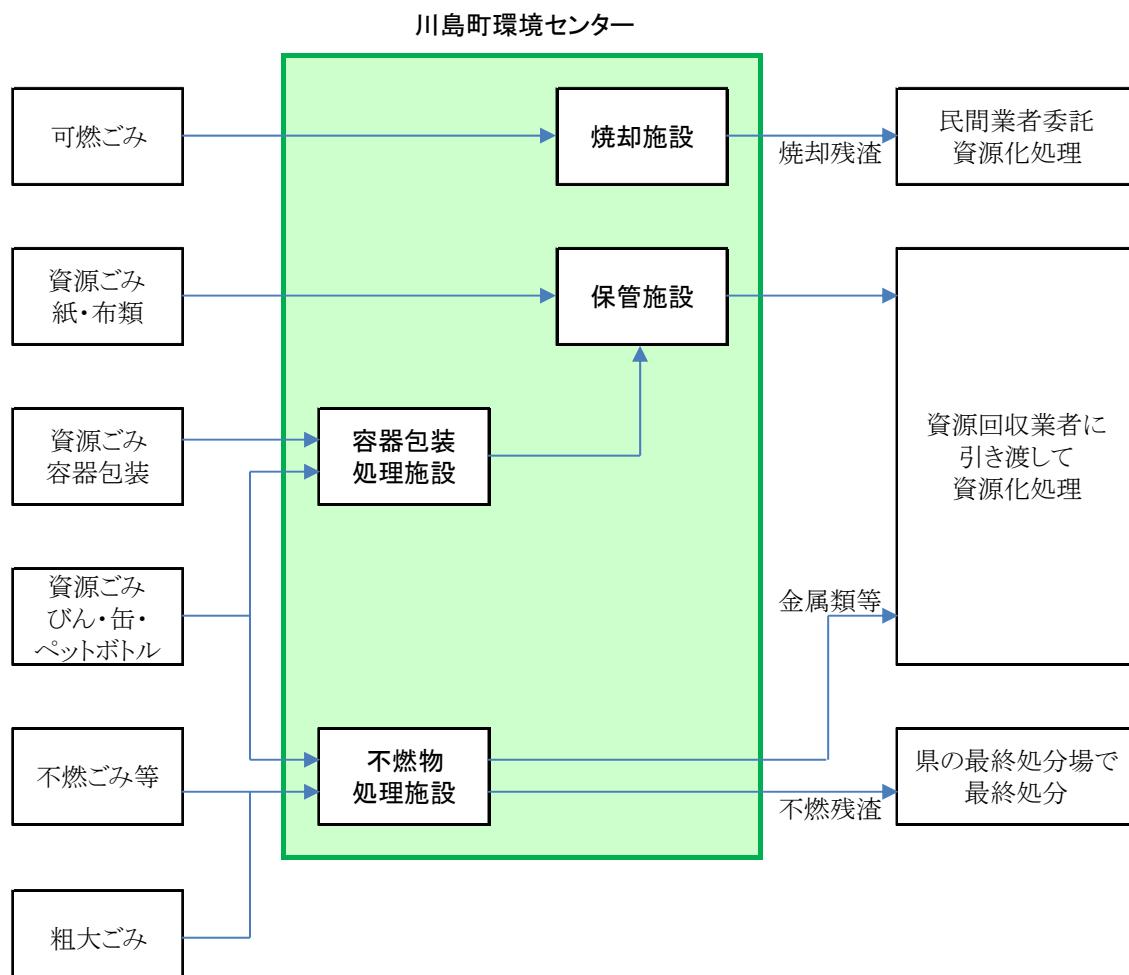


図 2-2-1 ごみ処理の流れ

## (1) 集団資源回収事業報償金

紙類・びん類・布類は、ステーションでの回収のほか、各種団体・小中学校等による集団回収が実施されています。

本町は、集団回収を実施している団体に対して「集団資源回収事業報償金」を交付しています（報償金：3円/kg）。平成25年度は25件の申請があり、約175万円を奨励金として交付し、約584tの資源回収が行われました。

## (2) ごみの分別出前講座の実施

本町では、町民や事業者に対してごみを分別排出させることにより、ごみの減量化や資源ごみのリサイクルに取り組んでいます。

町民や事業者に「ごみの分別」を徹底して頂くため、環境センターでは「出前講座」を行うことで、容器包装や紙・布類など分別区分がわかりにくいものについて分別の方法などを具体的に教えています。

表2-2-3 ごみの分別出前講座の概要

項目	具体的な内容
対象	原則10人以上の団体
開催日時	年末年始、祝日を除く午前9時から午後7時までの間。 ※講座の時間は1時間程度。
手続	申請団体は電話で仮予約の後、「講座申込書」を提出し、会場を手配。

## (1) ごみ総排出量

ごみ総排出量（生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収量の合計）及び町民1人1日当たりごみ排出量は、過去15年間（平成10～24年度）において増加傾向で推移しています。

平成24年度のごみ総排出量は8,885tであり、平成10年度以降の15年間で14.6%増加しました。また、町民1人1日当たりごみ排出量は1,114g/人・日であり、平成10年度以降の15年間で24.3%増加しました。

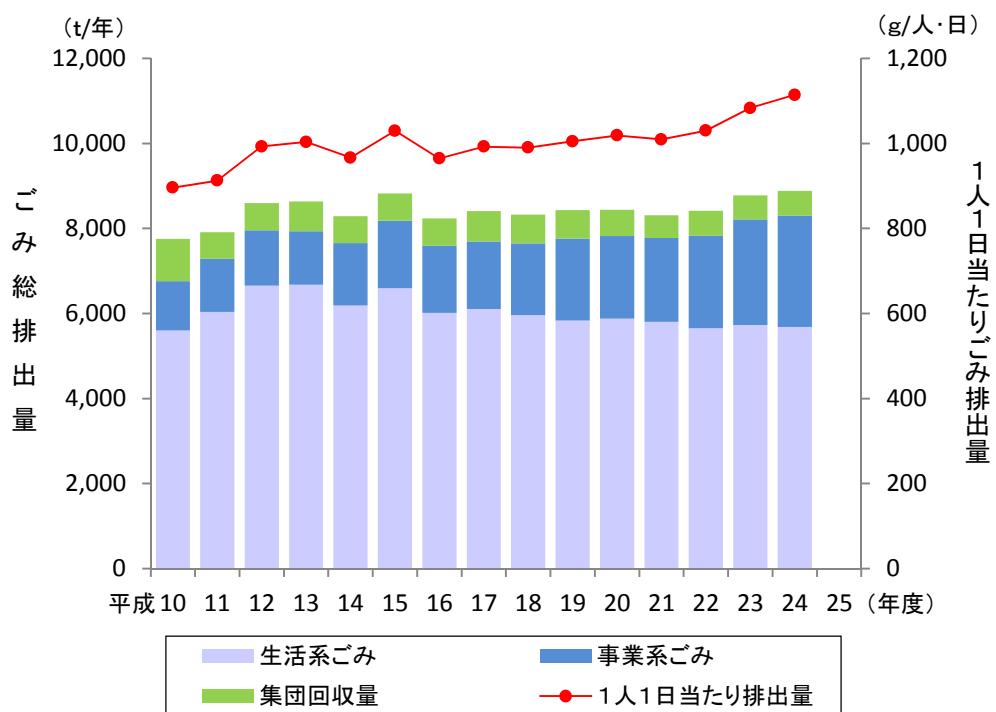


図2-2-2 ごみ総排出量の推移

## (2) 生活系ごみ

家庭から排出される「生活系ごみ」の排出量は、平成 13 年度以降は減少傾向で推移しています。また、1 人 1 日当たり生活系ごみ排出量は、近年横ばいで推移しています。

平成 24 年度の生活系ごみ排出量は 5,681 t、1 人 1 日当たり生活系ごみ排出量は 712g/人・日です。

平成 24 年度の生活系ごみの内訳をみると、可燃ごみが 76.7% で最も多く、全体の約 3/4 を占めています。次いで資源ごみが 22.9% となっており、不燃ごみ等と粗大ごみはいずれも 0.2% となっています。

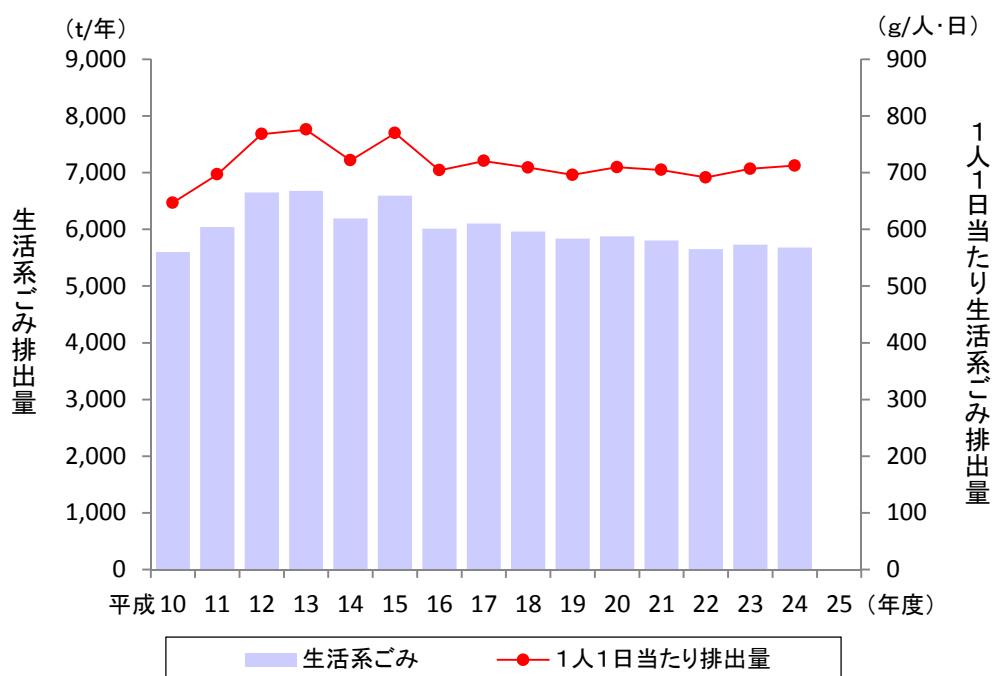


図 2-2-3 生活系ごみ排出量の推移

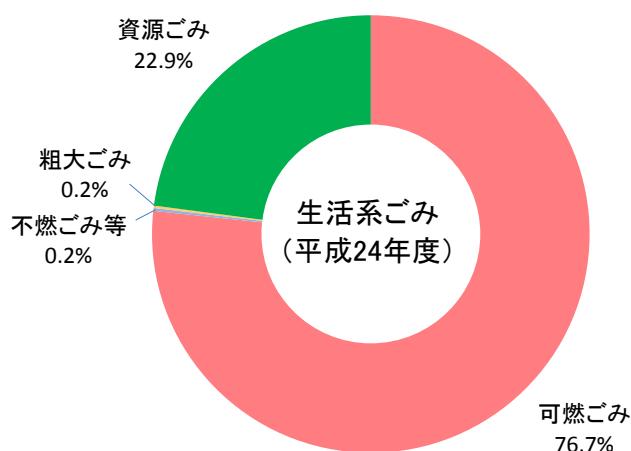


図 2-2-4 生活系ごみの内訳(平成 24 年度)

### (3) 事業系ごみ

事業所から排出される「事業系ごみ」の排出量、及び1人1日当たり事業系ごみ排出量は、増加傾向で推移しています。

平成24年度の事業系ごみ排出量は2,624t、1人1日当たり事業系ごみ排出量は329g/人・日です。

平成24年度の事業系ごみの内訳をみると、可燃ごみが97.3%でほとんどを占めており、次いで資源ごみが2.7%となっています。不燃ごみ等と粗大ごみは含まれません。

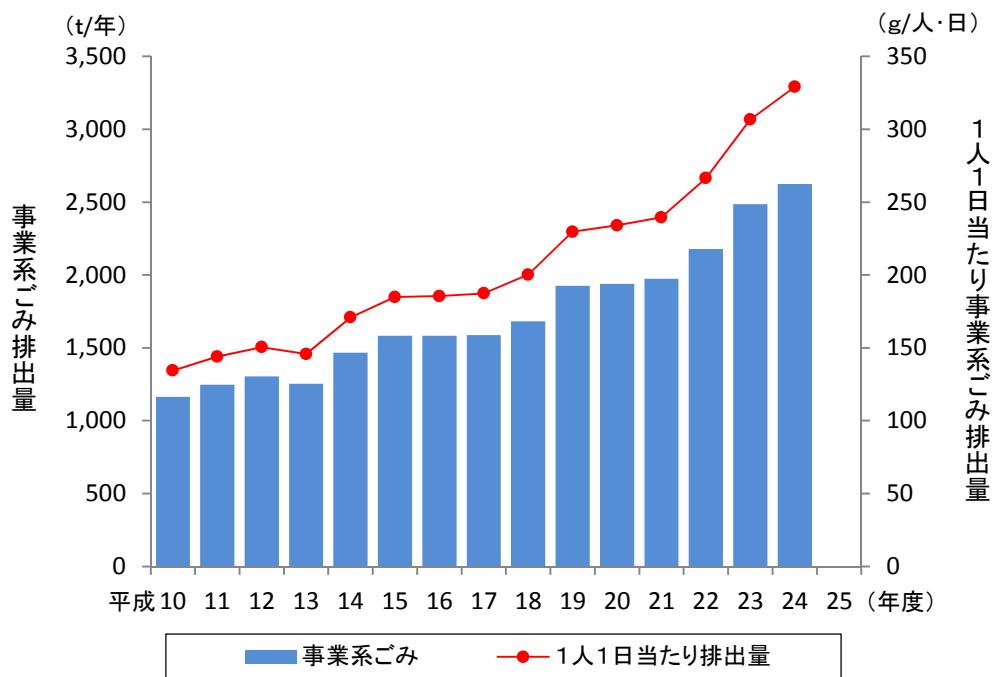


図2-2-5 事業系ごみ排出量の推移

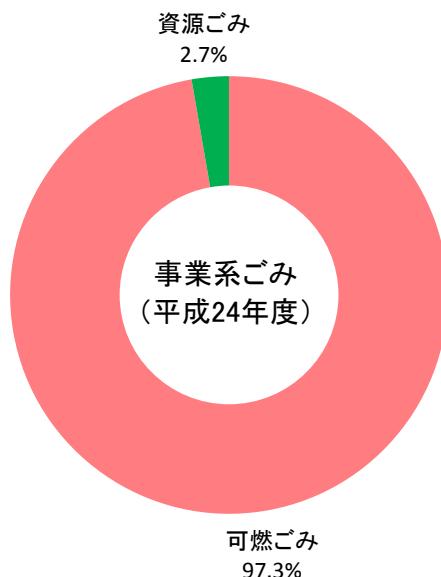


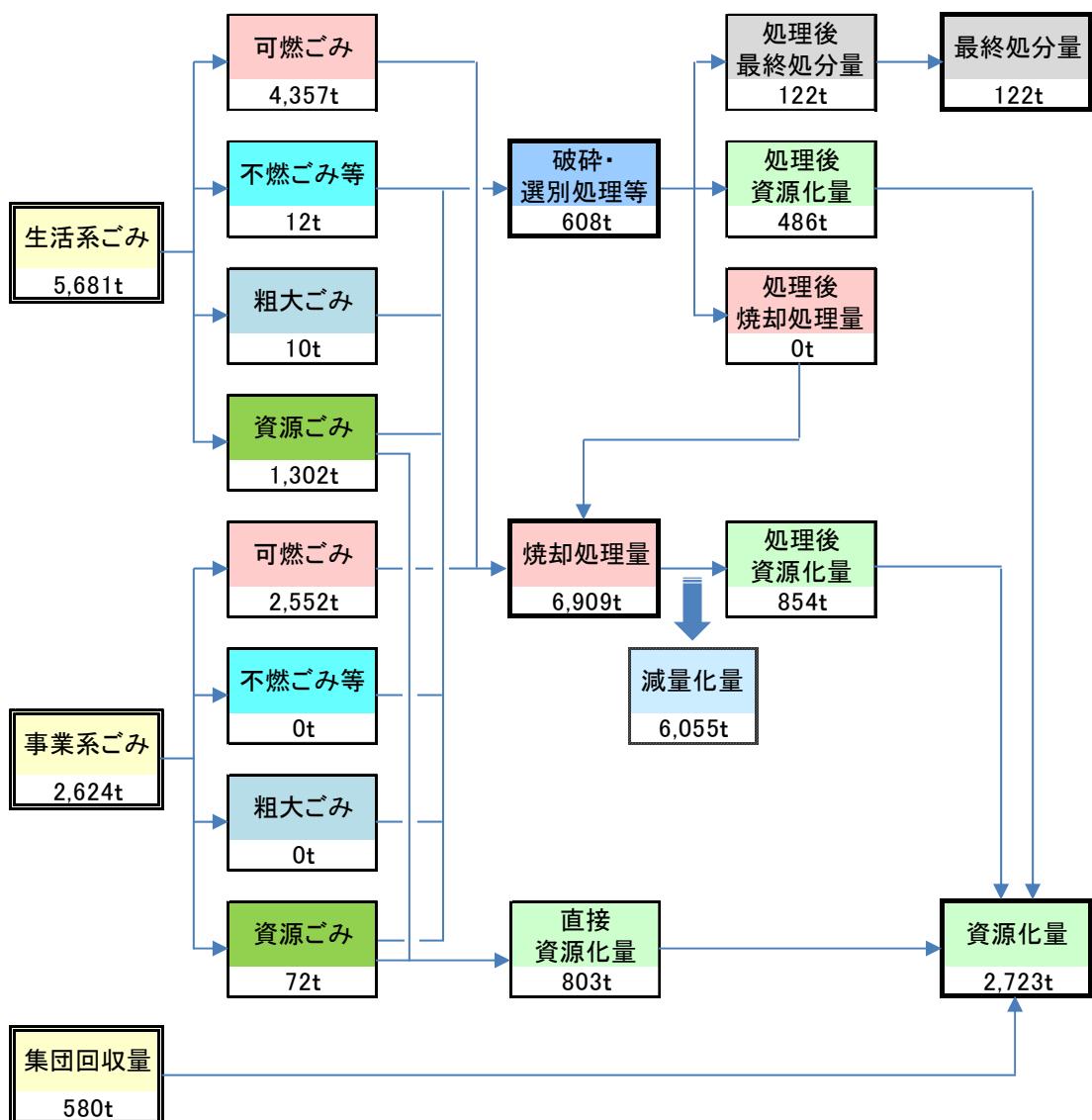
図2-2-6 事業系ごみの内訳 (平成24年度)

## 5

## ごみの処理・処分

平成 24 年度に本町から排出された生活系ごみは 5,681 t、事業系ごみは 2,624 t であり、川島町環境センターに搬入されて処理しています。集団回収量は 580 t であり、そのまま資源回収業者に引き渡して資源化処理しています。

平成 24 年度における焼却処理量は合計 6,909 t、破碎・選別処理量は合計 608 t であり、ごみ処理の結果の最終処分量は合計 122 t、資源化量は合計 2,723 t でした。



- 注1. 小数以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。
2. ごみ排出量（可燃、不燃など）の合計と処理量（破碎・選別、焼却など）の合計が一致しないのは、計量の仕方の違いによる差分です。
  - ・ごみ排出量（可燃、不燃など）：搬入時にトラックスケールで計量
  - ・処理量（破碎・選別、焼却など）：施設内で処理時にクレーン等で計量
3. 資源ごみは、品目別に処理方法が異なります。
  - ・紙・布類、缶は搬入後、保管施設で保管され、資源回収業者に直接引き渡して資源化（直接資源化）。
  - ・容器包装、びん・ペットボトルは搬入後、選別・梱包・保管等の処理を行った後、資源回収業者に引き渡して資源化（処理後資源化）。

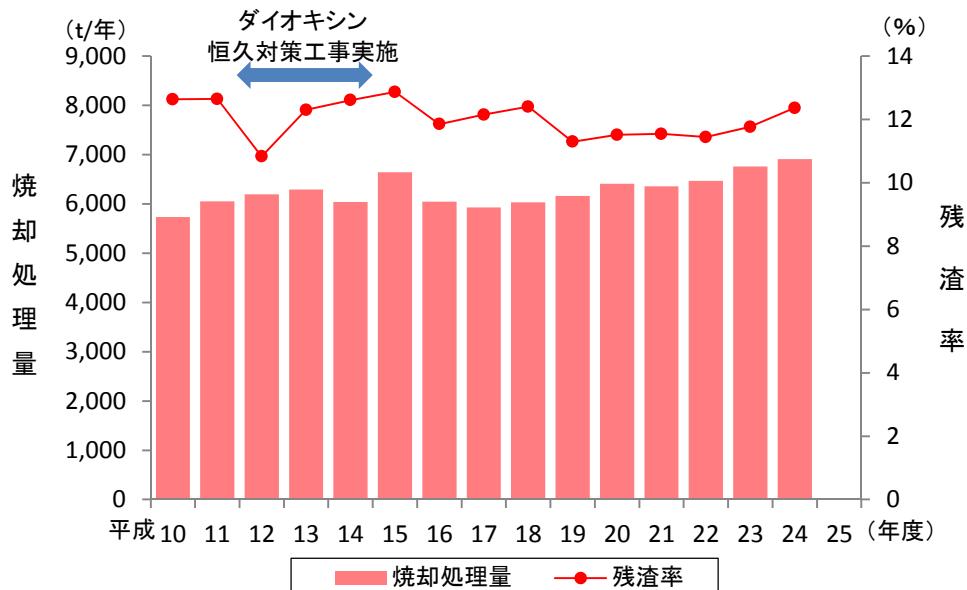
図 2-2-7 ごみ処理フロー（平成 24 年度）

## (1) 焼却処理量

平成 24 年度の焼却処理量は 6,909 t、残渣率は 12.4% です。

平成 10 年度以降、ごみ排出量の増加に伴い、焼却処理量も増加傾向で推移しています。

残渣率（焼却処理量に対する焼却残渣量の発生率）は、平成 12～14 年度にダイオキシン恒久対策工事を実施した後は減少傾向で推移しましたが、平成 19 年度を底に近年では増加傾向を示しています。



注. 残渣率 (%) = 焼却残渣量 ÷ 焼却処理量 × 100

図 2-2-8 焼却処理量の推移

## (2) 最終処分量

平成 24 年度の最終処分量は 122 t です。平成 19 年度以降、焼却残渣の最終処分量がなくなったことにより、最終処分量は大きく減少しました。

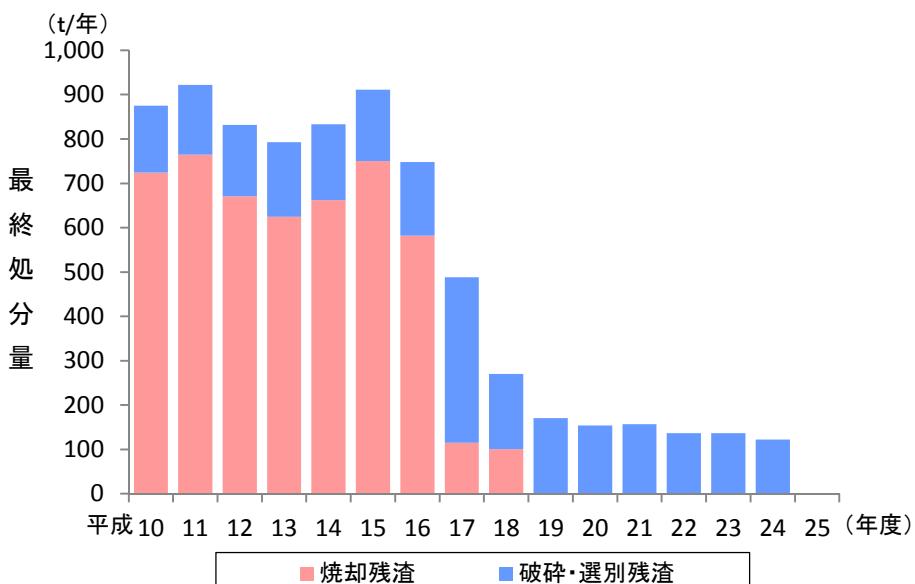
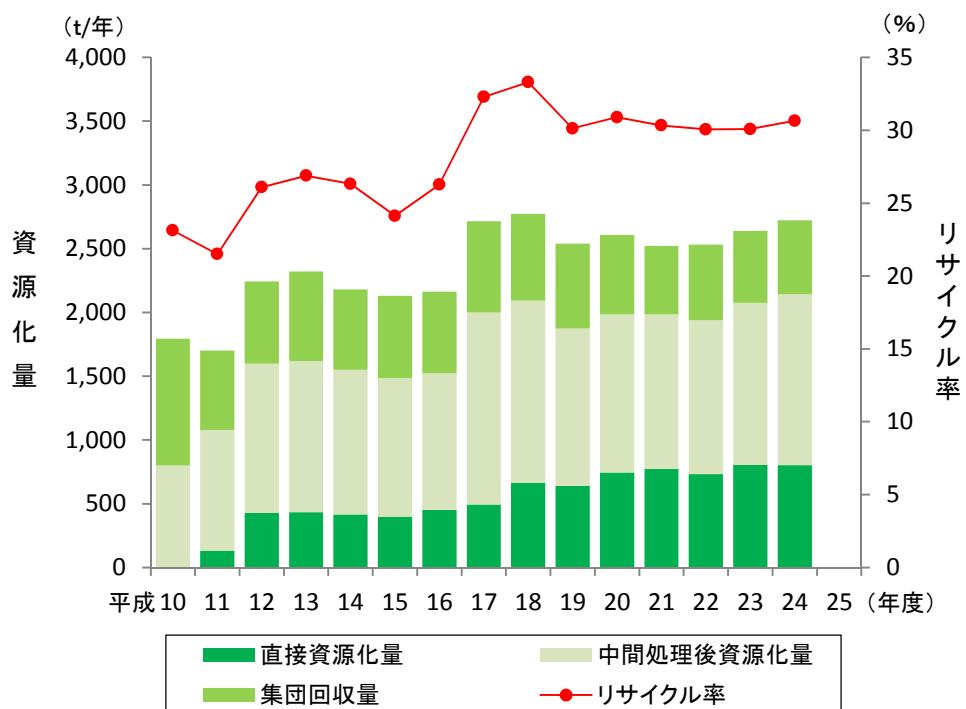


図 2-2-9 最終処分量の推移

### (3) 資源化量

平成 24 年度の資源化量は 2,723 t、リサイクル率は 30.6%です。

平成 10 年度以降、ごみ排出量の増加に伴い、資源化量とリサイクル率も増加傾向で推移してきました。しかし、近年では、資源化量とリサイクル率の増加傾向は収束し、いずれもほぼ横ばいで推移しています。



注. リサイクル率 (%) = 資源化量 ÷ ごみ総排出量 × 100

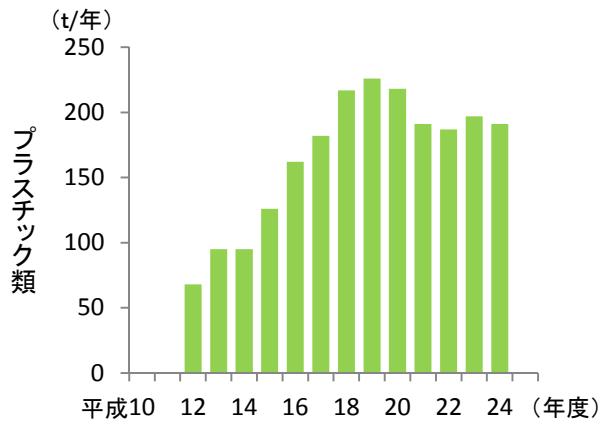
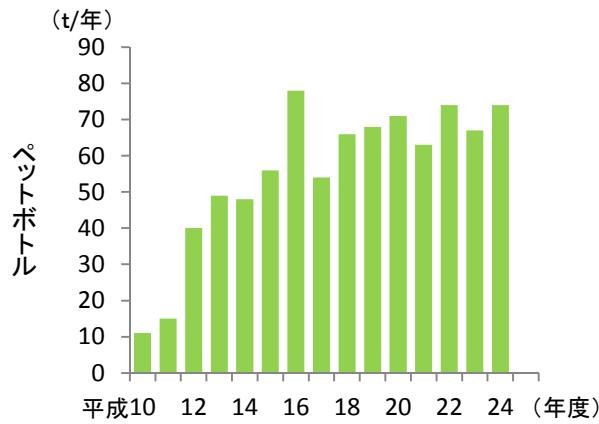
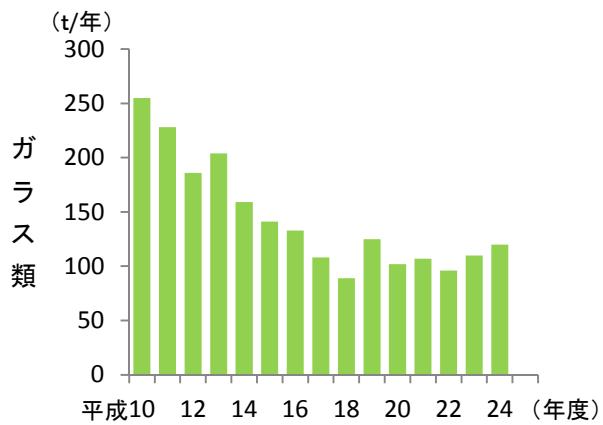
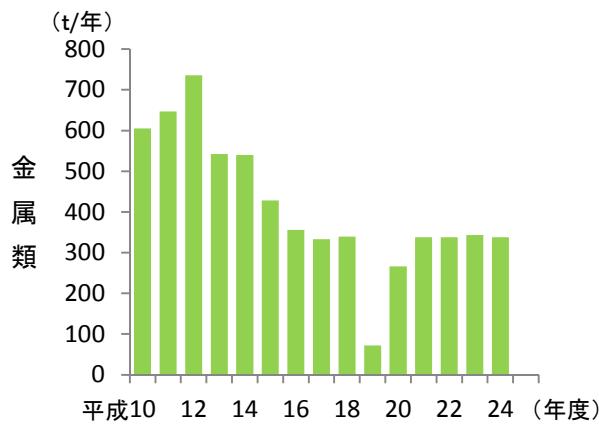
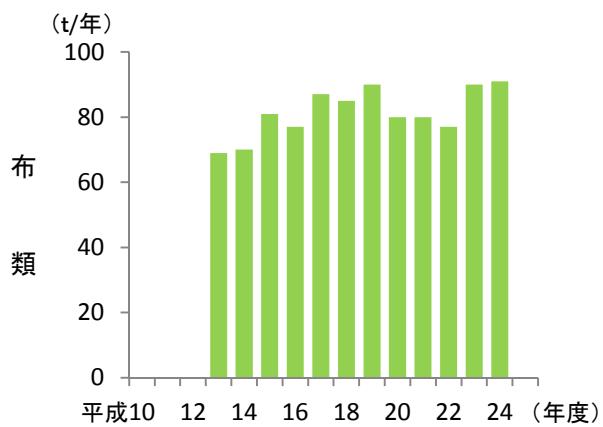
図 2-2-10 資源化量の推移

資源化量の内訳を主な品目別にみると、紙類は平成17年度をピークに減少傾向で推移していましたが、近年再び増加傾向を示しています。

布類とペットボトル、プラスチック類は、これまで増加傾向で推移してきましたが、近年では増加傾向が収束してきています。

金属類とガラス類は、これまで減少傾向で推移してきましたが、近年では減少傾向が収束し、ほぼ横ばいとなっています。

紙類・布類以外の資源において、これまでの増加・減少傾向が収束し、ほぼ横ばいで推移するようになってきているのは、容器包装類の変化（びん・缶からペットボトル・プラスチック製容器への移行）がほぼ完了したことによるものと考えられます。



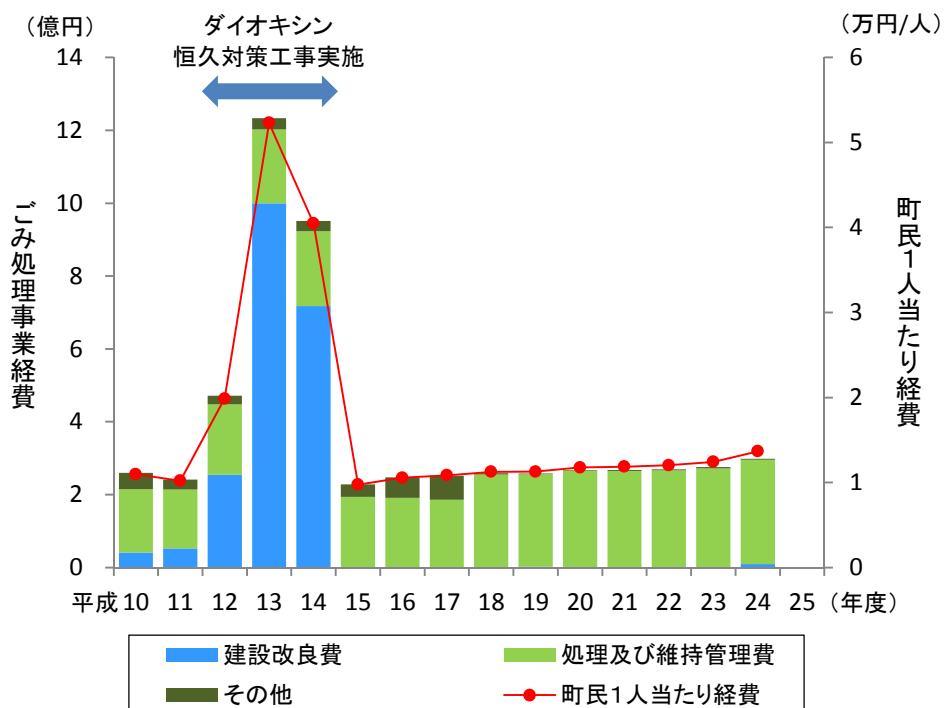
注：布類は平成12年度、プラスチック類は平成11年度までの実績データ無し

図2-2-11 資源化量の推移（主な品目別）

## (4) ごみ処理事業に要する経費

平成 24 年度のごみ処理事業経費は約 3 億円、町民 1 人当たりの経費は 1.37 万円です。平成 12~14 年度は、ダイオキシン恒久対策工事を実施したため、建設改良費が大きく増加しました。

工事終了後の平成 15 年度以降についてみると、ごみ処理事業経費、町民 1 人当たりの経費は、いずれも増加傾向で推移しており、ごみ処理に要する経費が増加してきていることがわかります。



- 注1. ごみ処理事業経費：各年度の「歳出額」  
2. ごみ処理事業経費の内訳：建設改良費、処理及び維持管理費、その他  
3. 処理及び維持管理費の内訳：人件費、処理費、車両購入費、委託費、調査研究費等

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図 2-2-12 ごみ処理事業に要する経費の推移

## (1) ごみ処理施設の概要

川島町環境センター（ごみ処理施設）の概要を以下に示します。

可燃ごみを処理する焼却炉は、現状で1日8時間の運転となっています。

表2-2-4 川島町環境センター（ごみ処理施設）の概要

項目	具体的な内容
施設名	川島町環境センター（ごみ処理施設）
事業主体	川島町
所在地	埼玉県比企郡川島町大字曲師370番地
焼却施設	処理対象廃棄物 可燃ごみ、粗大ごみ、その他、ごみ処理残渣、し尿処理残渣
	処理方式 ストーカ式（可動）
	炉型式 バッチ運転
	処理能力 40t / 8時間（1日8時間稼働）
	炉数 2炉
	使用開始年度 1979年度（昭和54年度）
	余熱利用の状況 無し
	発電能力 無し
	排ガス処理設備 有害ガス除去装置（乾式）+活性炭吹き込み+バグフィルタ方式
	灰出し設備 灰パンカ方式
不燃物 処理施設	備考 ダイオキシン恒久対策工事を実施（2001年1月～2002年11月）
	処理対象廃棄物 ガラス類、その他資源ごみ
	処理内容 破碎、選別、圧縮・梱包
	処理能力 10t / 5時間
容器包装 処理施設	使用開始年度 1979年度（昭和54年度）
	処理対象廃棄物 その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック
	処理内容 選別、圧縮・梱包
	処理能力 4t / 5時間
保管施設	使用開始年度 2000年度（平成12年度）
	保管対象廃棄物 紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック、布類
	屋内面積 157m <sup>2</sup>
	屋外面積 0m <sup>2</sup>
	使用開始年度 2000年度（平成12年度）

## (2) 可燃ごみのごみ質と焼却処理施設に係る問題点

焼却処理している可燃ごみのごみ質について、種類組成をみると、平成20年度以降は「紙・布類」の比率が増加傾向で推移しています。また、これに伴い、ビニール、合成樹脂等と厨芥類（生ごみ）の比率が減少傾向で推移しています。

三成分をみると、水分、可燃分、灰分の比率は、平成20年度までは毎年度ほぼ同じ水準でしたが、近年では年度による変動が大きくなっていることが特徴です。

低位発熱量は減少傾向で推移しており、焼却時にカロリーの高いプラスチック類（容器包装プラスチック）の分別が進んでいることが伺われます。

単位容積重量は年度による変動が大きくなっていますが、概ね減少傾向で推移しているとみなすことができ、ごみの軽量化が進んでいることが伺われます。

川島町環境センター（ごみ処理施設）は、使用開始から35年を経過し、老朽化が進んでいます。このため、ごみの焼却による焼却炉への負担を軽減するため、何らかの対応が必要な状況となってきており、具体的な対応策とそれとの問題点を以下に示します。

### 1) ごみ量の減量

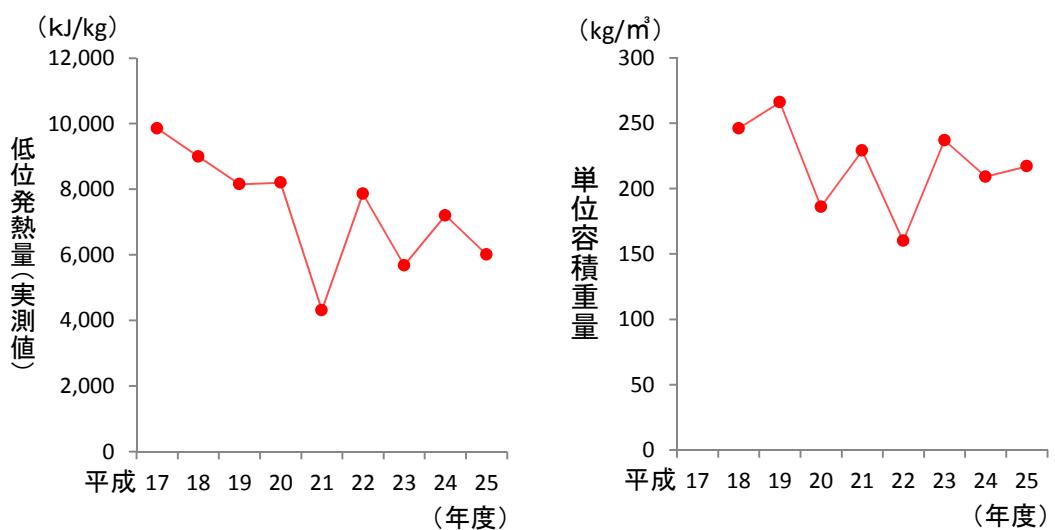
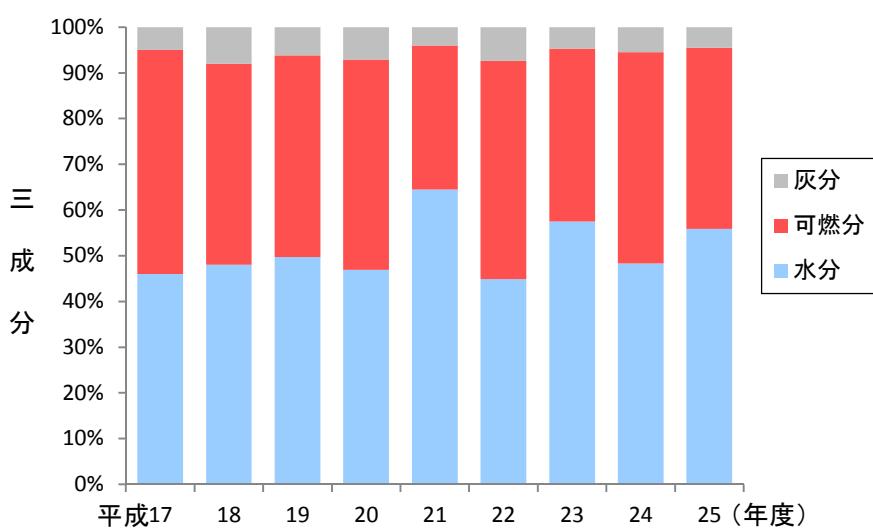
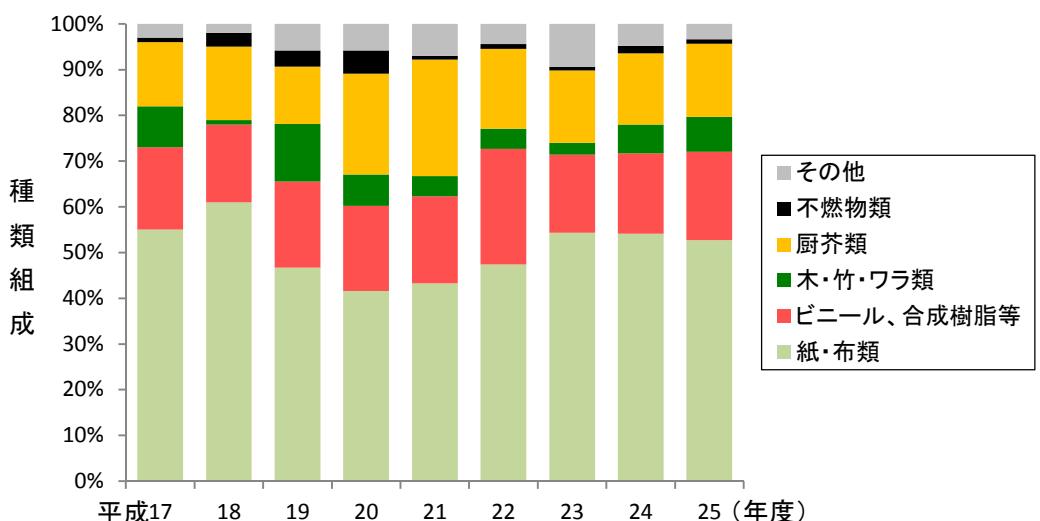
→【問題点】ごみの低位発熱量は減少傾向で推移していますが、ごみ排出量が増加傾向で推移しているため、この効果が打ち消され、全体での炉への負荷（カロリー×ごみ量）は変わらない状態にあります。

### 2) 単位時間当たりの焼却量の削減

→【問題点】ごみ排出量が増加傾向で推移しているため、1日8時間運転の中で単位時間当たりの焼却量を削減することは困難な状況です。

### 3) 焼却施設の更新

→【問題点】施設自体が古いため、現行施設を今後も継続して使用することを前提として、新たなごみ処理体制を構築することは困難と考えます。しかし、新たな施設を町単独で整備するとコスト面での問題が生じます（町単独では、循環型社会形成推進交付金の交付要件を満たしません）。



注. 「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)では、平成17年度以降の実績値が示されています。  
(単位容積重量のみ平成18年度以降)

図2-2-13 燃却処理している可燃ごみの質

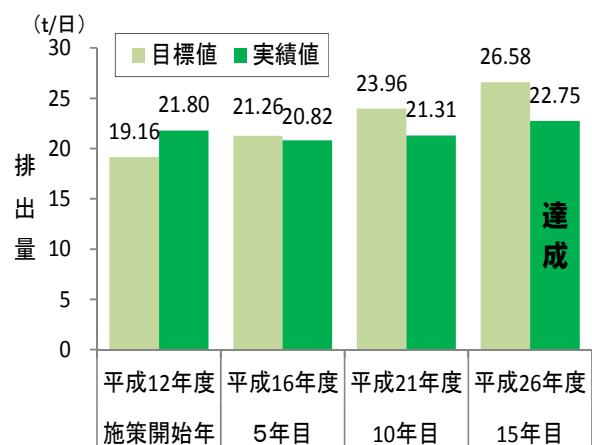
## (1) 前計画の目標との比較

前計画（平成 11 年3月策定）で設定されたごみ処理に係る目標（排出抑制に係る目標、資源化に係る目標、最終処分に係る目標）と、直近年度（平成 24 年度）の実績値を比較した結果を以下に示します。

この結果、資源化に関する目標は達成できませんでしたが、他の目標は全て達成しており、ごみの減量化と資源化、環境負荷の低減が比較的順調に進んでいることが伺われました。

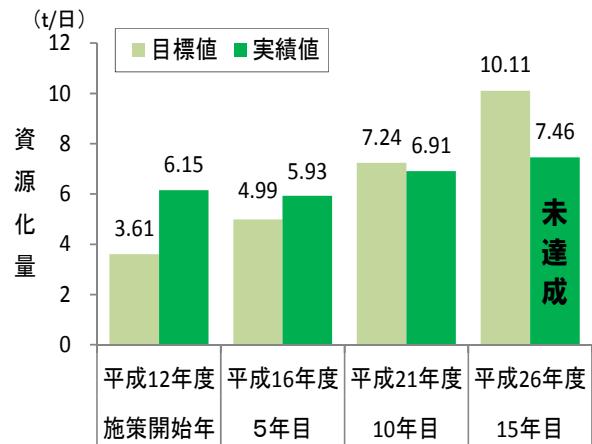
### ①排出量 → [目標達成]

平成 24 年度の排出量は 22.75 t / 日であり、平成 26 年度の目標（26.58 t / 日）を下回る水準であり、目標を達成しました。



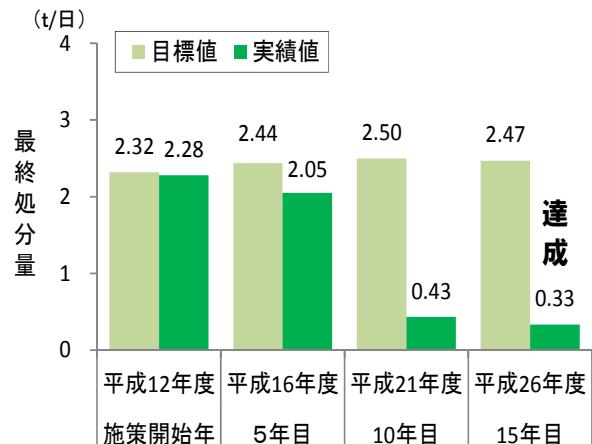
### ②資源化量 → [目標未達成]

平成 24 年度の資源化量は 7.46 t / 日であり、平成 26 年度の目標（10.11 t / 日）を下回る水準であり、目標を達成できませんでした。



### ③最終処分量 → [目標達成]

平成 24 年度の最終処分量は 0.33 t / 日であり、平成 26 年度の目標（2.47 t / 日）を下回る水準であり、目標を達成しました。



注：平成 26 年度の目標は、平成 24 年度の実績値と比較しました。

図 2-2-14 前計画の目標との比較

## (2) 国・県の目標との比較

平成 24 年度のごみ処理の実績値について、国・県の目標と比較して評価を行いました。

- ・国の目標：廃棄物処理法に基づく基本方針（平成 22 年 12 月）での目標
- ・県の目標：第 7 次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成 23 年 3 月）での目標

比較・評価結果によると、本町ではリサイクル率や最終処分量については国・県の目標を達成しましたが、ごみの排出量については国・県の目標を達成できませんでした。

本町では人口減少等の社会背景に伴い、生活系ごみの排出量は減少傾向で推移しています。しかし、1 人 1 日当たりのごみ排出量では減量が進んでいません。

また、事業系ごみについては、前計画を策定した平成 10 年度から一貫して排出量が増加傾向にあります。特に平成 20 年 3 月末の圏央道川島インターチェンジの開通以後、事業系ごみの排出量は、それまで以前よりも大きな増加傾向を示しています。

のことから、本町ではごみの排出抑制―特に事業系ごみの減量化―に向けた取り組みの一層の推進・展開によるごみの減量化が必要と考えられました。

また、リサイクル率や最終処分量など、ごみの処理・処分に係るものについては、国・県の目標と比較した限りでは、現状でかなりうまくいっていると思われますが、本町において最終処分量の削減やリサイクル率の向上を実現できた大きな理由は、焼却残渣を民間業者に委託し、セメント原料などとして資源化していることによるものです。

このことに加えて、本町ではごみ処理施設の老朽化等の問題が進行しており、新たなごみ処理体制の構築に向けた検討が必要です。

表 2-2-5 国の目標との比較・評価結果

項目	国の目標	比較・評価結果	
①ごみ排出量	平成 19 年度から 27 年度までの 8 年間で約 5% 削減。	×	平成 19 年度から 24 年度までの 5 年間で 5.4% 増加しました。
②リサイクル率	平成 27 年度に約 25%。	○	平成 24 年度に 30.6%。 リサイクル率は近年横ばいで推移しています。
③最終処分量	平成 19 年度から 27 年度までの 8 年間で約 22% 削減。	○	平成 19 年度から 24 年度までの 5 年間で 28.7% 減少しました。

表 2-2-6 県の目標との比較・評価結果

項目	県の目標	比較・評価結果	
①1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量	平成 20 年度から 27 年度までの 7 年間で約 8% 削減。	×	平成 20 年度から 24 年度までの 4 年間で 0.4% 増加しました。
②事業系ごみ排出量	平成 27 年度に 478 千 t。 ※平成 20 年度から 27 年度までの 7 年間で約 20% 削減。	×	平成 20 年度から 24 年度までの 4 年間で 35.3% 増加しました。
③1 人 1 日当たりの最終処分量	平成 27 年度に 55 g/人・日。 ※平成 20 年度から 27 年度までの 7 年間で約 16% 削減。	○	平成 24 年度に 15 g/人・日。 平成 20 年度から 24 年度までの 4 年間で約 18% 減少しました。

## (1) ごみの排出に関する課題

### ♣ 課題1 生活系ごみの減量

本町は県平均と比較して1人1日当たりのごみ排出量が高い水準にあります。また、現状において以下の取り組みが必要です。

- ・焼却処理量の削減による焼却施設への負担の軽減
- ・最終処分量の削減による環境負荷の軽減
- ・ごみ減量化によるごみ処理経費の削減

本町において、排出されるごみの多くは生活系ごみであること、1人1日当たりの生活系ごみ排出量はいずれも増加傾向で推移していることなどを考慮すると、ごみ排出量の減量のため、今後も生活系ごみの減量に努める必要があります。

このとき、生活系ごみの約3/4は「可燃ごみ」であるため、ごみの組成を十分に把握した上で、減量化・資源化を進めるものとします。特に生活系ごみの減量に効果が大きいと考えられる「資源ごみの分別徹底」と「生ごみの減量」に向けて、今後も重点的に取り組みます。

### ♣ 課題2 事業系ごみの減量

本町の事業系ごみ排出量は、前計画策定後も減少傾向を示さず、継続して増加しています。また、平成20年3月末の圏央道川島インターチェンジの開通以後、事業系ごみの排出量は、それまで以前よりも大きな増加傾向を示しています。

事業系ごみは生活系ごみと比べて排出量は少ないのですが、町全体でのごみ排出量の増加原因となっているため、減量化に向けて対策を強化する必要があります。

このとき、事業系ごみは、業種や事業所の形態により、排出状況が大きく異なることが特徴であるため、事業系ごみの排出実態を正しく把握し、適切な減量施策などについて今後も引き続き検討し、事業系ごみの減量化・資源化に向けて取り組みます。

また、事業系ごみの減量化・資源化と併せて、以下の事項について検討が必要です。

- ・事業系ごみの処理手数料は、負担の公平化の観点も踏まえて定期的に検討を行い、ごみの排出者に適正・公平な負担となるよう配慮します。
- ・十分に分別されていない事業系ごみの搬入禁止措置などについて検討します。
- ・事業系の資源ごみのリサイクル推進に向けた取り組みについて検討します。

## (2) 減量化・資源化に関する課題

### ♣ 課題3 ごみ分別の徹底とリサイクルの推進

ごみ分別は、以下の観点からも必要であり、今後も徹底を図ります。

- ・焼却施設への負担軽減
- ・最終処分量の削減
- ・資源化量の増加とリサイクル率の向上

本町において、リサイクル率は近年横ばいで推移していますが、これは新聞や雑誌の販売部数の減少による古紙そのものの減少や、容器包装がびん・缶からペットボトルやプラスチック製容器包装に変化したことの影響などが考えられます。

このことを考慮すると、重量ベースで算定するリサイクル率は、リサイクルの取り組みの実態を反映していない可能性があるため、今後はこれらの事項を踏まえた上で、リサイクルの取り組みのあり方について検討が必要です。

資源物については、分別徹底により異物の混入を防ぎ、品質向上を図る必要があります。資源物の回収量増加と品質向上による売却益の増加は、ごみ処理事業の歳入の増加につながることから、今後も資源物の回収量の増加を一層推進する必要があります。

このほか、本町においてリサイクル率が高い水準を示すのは、これは焼却残渣を民間業者に委託して資源化していることによるものであるため、今後も適正な資源化を実行できるよう全体としての適正なごみ処理システムの維持に努める必要があります。

### ♣ 課題4 生ごみの減量

生活系ごみのうち、重量比で最も大きな成分は「生ごみ」です。生活系ごみの減量のためには、生ごみの減量が大きな効果を示します。ダイオキシン類の発生防止や焼却施設への負担軽減に向けた焼却処理量の削減のためにも、自家処理の推進や水切り徹底などにより一層の生ごみの減量化を図る必要があります。

また、本町は田畠が多いことから、自家処理した生ごみを地域の資源として有効活用する方法について検討が必要です。

### ♣ 課題5 地域特性に応じた資源回収の活発化

今後、本町では人口減少と高齢化（特に高齢者のみの世帯の増加）が急速に進むことが予測されています。このため、これまで以上に合理的なごみ処理事業を展開することにより、社会状況の変化に対応していくかなければなりません。

家庭から出る資源ごみについても、効率的な資源回収とリサイクルの推進に向けて、費用対効果の高い資源回収の手法などを模索していく必要があります。

こうしたことを踏まえ、本町における家庭系資源ごみの回収のあり方については、地域の実情を踏まえて、地域における資源回収を推進するしくみを構築します。

具体的には、町内会や子供会などによる地域の集団資源回収のしくみの再構築、地域において人が集まりやすい場所での資源の拠点回収の実施、スーパーや小売店での店頭回収等の活発化などについて検討が必要です。

### (3) 収集・運搬に関する課題

#### ♣ 課題6 ごみ集積所の適正管理

ごみ集積所への不適正なごみ出し（未分別でのごみ出し、指定された出し方を守らないごみ出しなど）を防止するため、ごみ出しマナー・ルールの遵守徹底に向けた広報・啓発の強化が必要です。

また、地域住民との連携・協力によるごみ集積所の適正管理のあり方について検討が必要です。

#### ♣ 課題7 安全なごみ収集の継続

本町において、ごみ集積所は、歩道上や道路わきに設置しているものが多いため、ごみ収集作業の際には、事故を起こすことの無いよう細心の注意を払う必要があります。

また、収集作業中の引火・爆発等の事故や作業員のけがを防ぎ、安全なごみ収集を継続するため、蛍光管、水銀体温計、乾電池、スプレー缶、ライター、刃物などの分別徹底と適正排出について、町民への意識啓発・指導等を継続する必要があります。

#### ♣ 課題8 効率的な収集・運搬の継続

本町では、将来における人口減少に加え、急速な高齢化とそれに伴う要介護者の増加などが予測されます。将来的な人口減少と高齢化に対応するため、より作業効率の高いごみの収集・運搬体制を検討・構築する必要があります。

この他、高齢化に伴い、在宅医療廃棄物の排出量の増加が予測されるため、近隣自治体や医療機関、収集運搬業者との連携・協力の下、将来における医療廃棄物の適切な収集のあり方についても検討する必要があります。

## (4) 処理・処分に関する課題

### ♣ 課題9 焼却施設への負担軽減

川島町環境センター（ごみ処理施設）の焼却施設は、平成12～14年度にダイオキシン恒久対策工事を実施しました。焼却施設は昭和54年の供用開始以後、適切な点検・管理のもとで運転していますが、竣工後35年を経過しており、老朽化が進んできています。

これに加え、近年では事業系ごみの増加に伴う焼却処理量の増加が進んでおり、炉への負担軽減に向けた対応が必要です。

このように、焼却施設の更新についての検討が必要になってきていますが、新たな焼却施設の整備には概ね10年の期間を要し、新たなごみ焼却処理施設が供用されるまでは、現行施設での焼却処理を継続する必要があるため、現行施設における適切な運転管理（投入量の調整や十分な攪拌による安定した焼却など）が必要です。

### ♣ 課題10 最終処分量の削減に向けたごみ処理システムの維持

本町では、最終処分場を保有していないため、最終処分量の削減が、ごみ処理事業の最も大きな目標となります。

現状では、焼却残渣を民間業者に委託して資源化することで最終処分量を少なくすることに成功しています。しかし、本町においてごみ排出量が増加傾向を示していることや、焼却施設の老朽化が進んでいることなどを考慮すると、将来的に焼却残渣が増加することが予測されるため、今後も焼却残渣の適正処理に向けたごみ処理システムの維持・整備に努める必要があります。

### ♣ 課題11 ごみ処理経費の削減

本町では、ダイオキシン恒久対策工事が終了した平成15年度以降、ごみ処理事業経費、町民1人当たりの処理費がいずれも増加傾向で推移しています。また、本町では、将来的な人口の減少以上に、高齢化・少子化に伴う15～64歳の「生産年齢人口」の減少が大きいことが予測されています。

生産年齢人口の減少は、町の税収減少につながることから、今後もこれまで以上に一層効率的なごみ処理事業を推進することにより、ごみ処理経費の節減に努める必要があります。

このため、処理経費削減に向けたごみ発生・排出抑制、特に事業系ごみの減量の一層の推進に努めるとともに、人口減少とそれに伴う生活系ごみ量の減少を前提とした上で、これまで以上に合理的・経済的なごみ処理のあり方について検討する必要があります。

### ♣ 課題12 不法投棄の防止

本町は、農地や原野、河川敷などが多く、ごみの不法投棄を招きやすい地理的条件にあります。また、不法投棄の防止に向けて常時監視することは困難であるため、現時点では不法投棄をなくす有効な手段は見つからず、対応に苦慮している状況にあります。

このため、現状では、不法投棄を発見するたびに、個別に撤去等の対処を行っています。

今後も、不法投棄の未然防止に向けて、対策の強化等について検討する必要があります。

## 第2節 ごみ処理量の予測

### 1

#### ごみ処理量の予測方法

現状のごみ処理を取り巻く状況が将来も継続する場合に、ごみ処理量（ごみ排出量、処理・処分量）がどのように推移するかを把握しました。

将来人口は、「第5次川島町総合振興計画」（平成23年3月）に示された目標人口がありますが、実績値との乖離が大きくなっているため、将来予測で使用するのは不適と判断し、今回は国の推計人口（国勢調査結果を基に、国立社会保障・人口問題研究所が推計）を使用しました（将来人口については、24ページ参照）。

この場合の将来人口は、平成31年度は20,515人（平成24年度から6.1%減少）、平成36年度は19,492人（同10.8%減少）、平成41年度は18,341人（同16.0%減少）です。

### 2

#### ごみ排出量の予測結果

##### (1) ごみ総排出量

ごみ総排出量（生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収量の合計）は増加傾向で推移し、平成31年度は9,115t（平成24年度から2.6%増加）、平成36年度は9,169t（同3.2%増加）、平成41年度は9,165t（同3.2%増加）と予測されました。

ごみ総排出量が増加傾向で推移するのは、事業系ごみの増加によるものです。

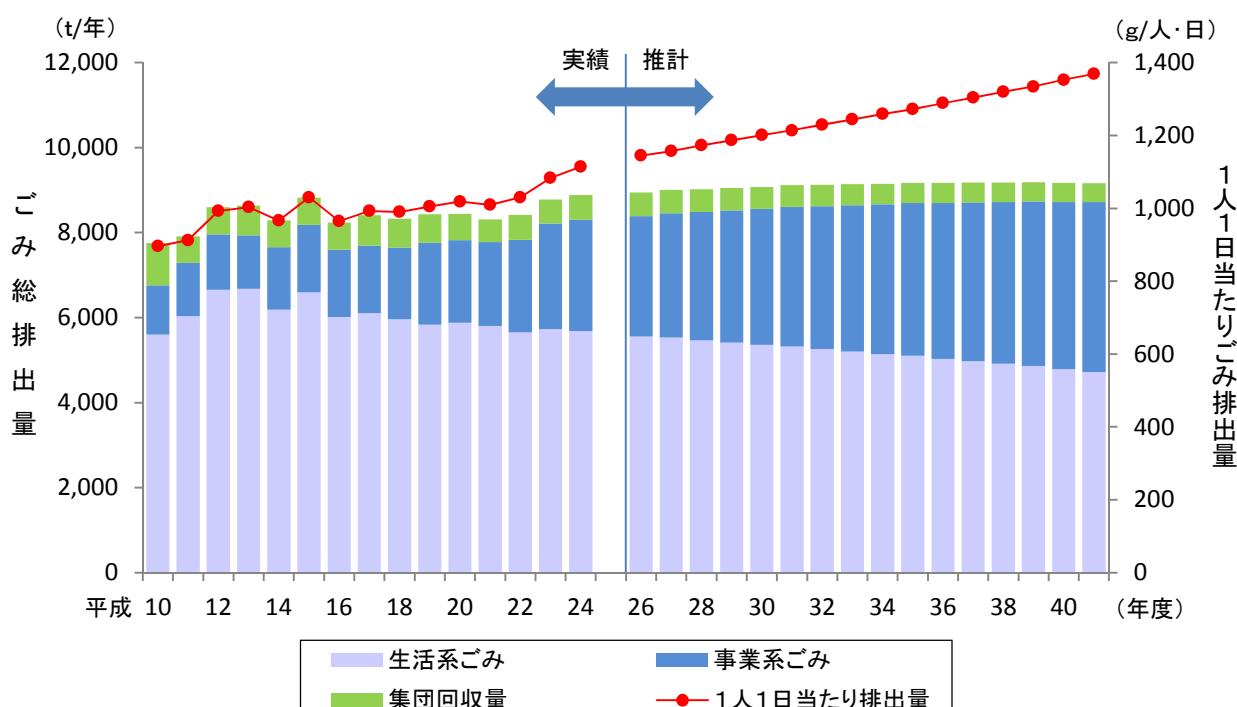


図2-2-15 ごみ総排出量の予測結果（現状推移時）

## (2) 生活系ごみ

生活系ごみの排出量は減少傾向で推移し、平成 31 年度は 5,325 t（平成 24 年度から 6.3% 減少）、平成 36 年度は 5,032 t（同 11.4% 減少）、平成 41 年度は 4,723 t（同 16.9% 減少）と予測されました。

これに対し、1 人 1 日当たり生活系ごみ排出量はほぼ横ばいで推移し、平成 31 年度は 709g/人・日（平成 24 年度から 0.5% 減少）、平成 36 年度は 707g/人・日（同 0.7% 減少）、平成 41 年度は 706g/人・日（同 1.0% 減少）と予測されました。

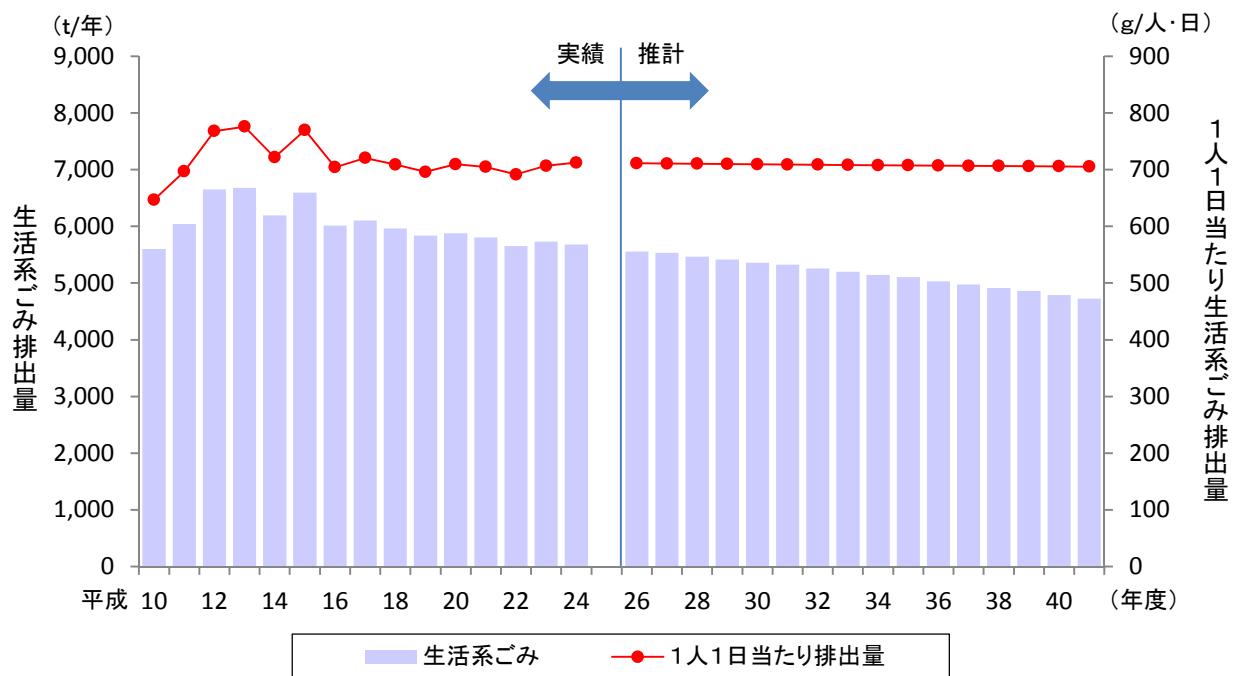


図 2-2-16 生活系ごみ排出量の予測結果（現状推移時）

## (2) 事業系ごみ

事業系ごみの排出量は増加傾向で推移し、平成 31 年度は 3,281 t（平成 24 年度から 25.0%増加）、平成 36 年度は 3,665 t（同 39.7%増加）、平成 41 年度は 3,999 t（同 52.4%増加）と予測されました。

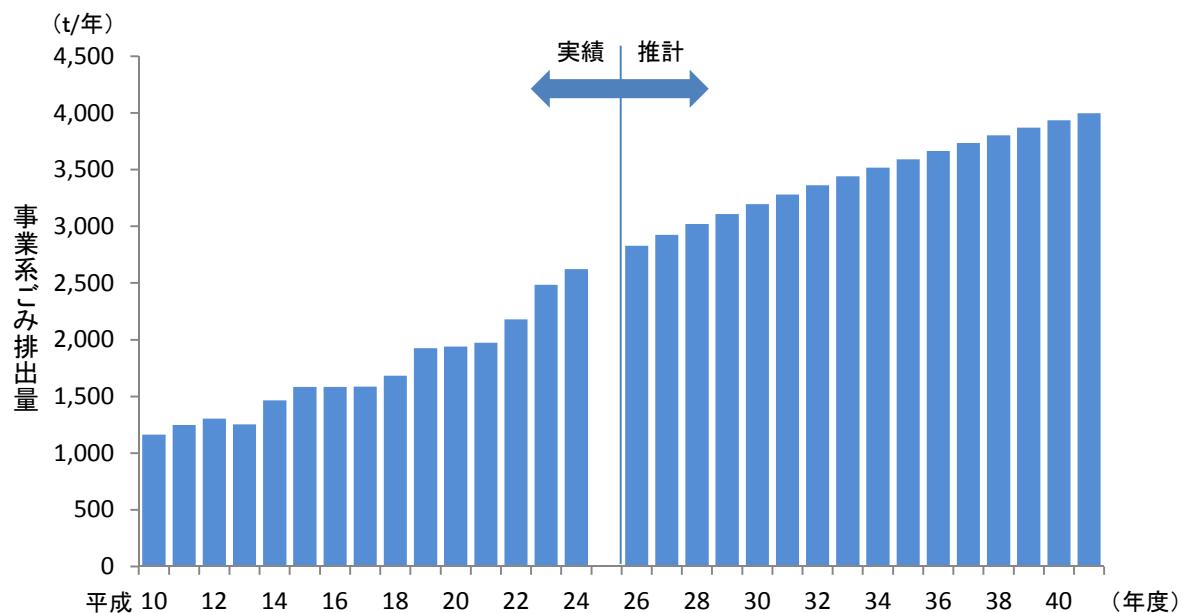


図 2-2-17 事業系ごみ排出量の予測結果（現状推移時）

## (1) 焼却処理量

焼却処理量は増加傾向で推移し、平成31年度は7,275t（平成24年度から5.3%増加）、平成36年度は7,423t（同7.4%増加）、平成41年度は7,512t（同8.7%増加）と予測されました。

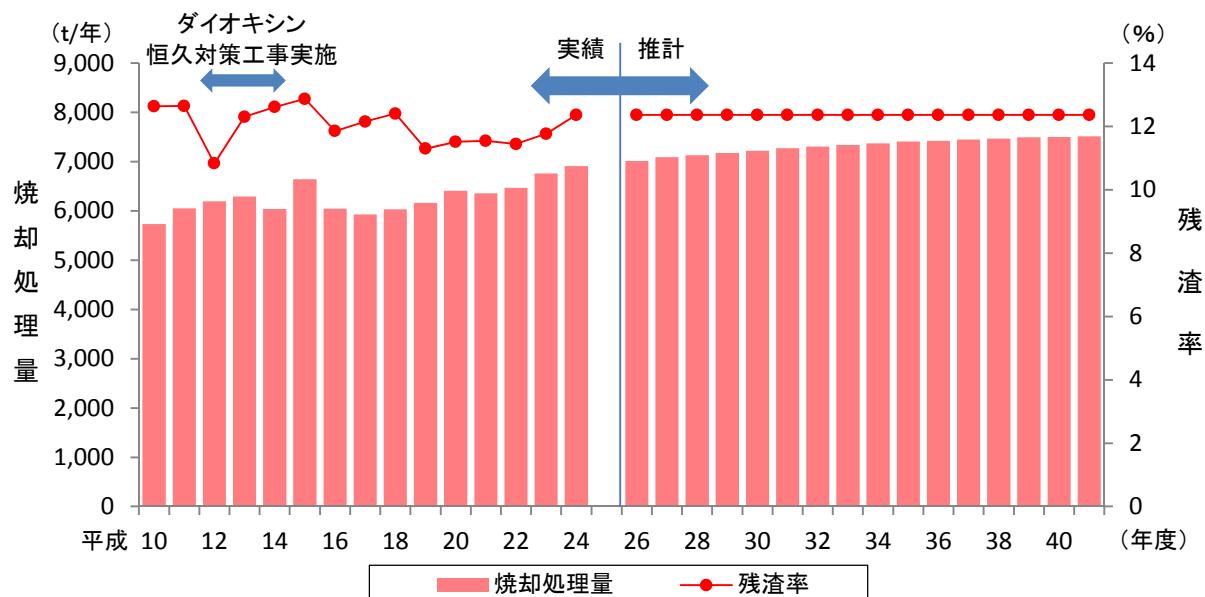


図2-2-18 焼却処理量の予測結果（現状推移時）

## (2) 最終処分量

最終処分量は減少傾向で推移し、平成31年度は115t（平成24年度から5.7%減少）、平成36年度は110t（同9.8%減少）、平成41年度は105t（同14.2%減少）と予測されました。

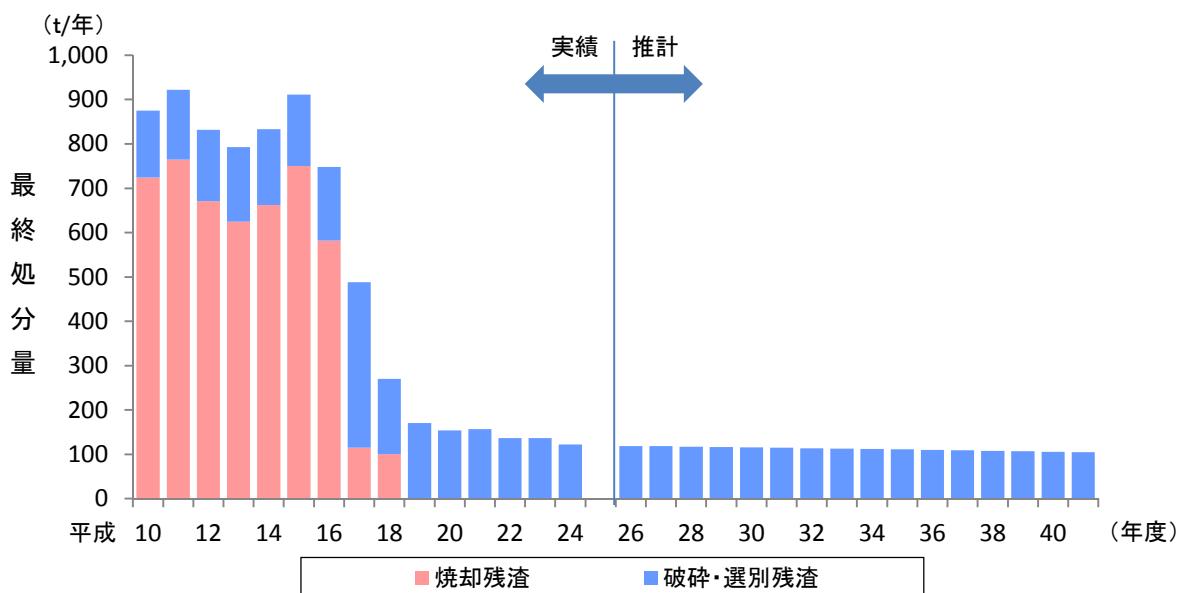


図2-2-19 最終処分量の予測結果（現状推移時）

### (3) 資源化量

資源化量は減少傾向で推移し、平成 31 年度は 2,625 t（平成 24 年度から 3.6% 減少）、平成 36 年度は 2,553 t（同 6.2% 減少）、平成 41 年度は 2,477 t（同 9.0% 減少）と予測されました。

リサイクル率は、平成 31 年度は 28.8%（平成 24 年度から 1.8 ポイント減少）、平成 36 年度は 27.8%（同 2.8 ポイント減少）、平成 41 年度は 27.0%（同 3.6 ポイント減少）と予測されました。

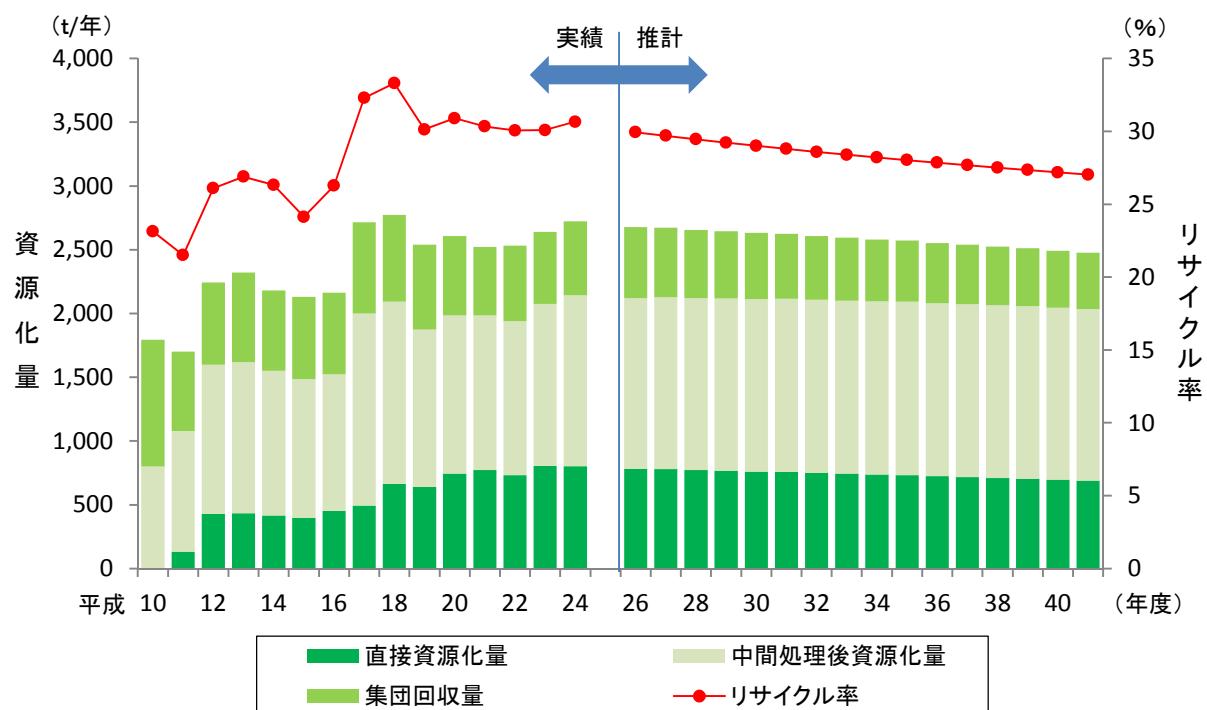


図 2-2-20 資源化量の予測結果（現状推移時）

## 第3節 ごみ処理基本計画

I

### 基本理念と基本方針

本町は、最終処分場を保有していないため、町のごみ処理事業にあたっては、最終処分量の削減が最も重要な事項です。

本町は、「川島町ごみ処理基本計画」を平成11年3月に策定し、この計画に基づき、ごみ処理に関する各種の取り組みを推進し、ごみの減量化・資源化に努めてきました。ごみ処理に係る一連の取り組みの中で、焼却残渣の資源化を開始したことにより、リサイクル率は増加し、最終処分量は大きく減少しました。のことより、本町において、ごみ処理に関する取り組みは、一定の成果を収めたと評価できます。

本計画では、これらのことと踏まえて、計画の基本理念を以下のとおり定め、今後もごみの減量化・資源化の推進に努めることにより、適正なごみ処理事業を継続していくことを目指します。

#### 【基本理念】

地域における循環型社会の形成を推進し、  
豊かな自然環境と安全・快適な生活環境を未来に伝えます。



#### 【基本方針】

##### ①ごみの減量化と資源化の推進

- 町民、事業者、町のパートナーシップを基調とする施策の展開により、ごみの減量を図ります。
- 3R [リデュース・リユース・リサイクル] を基本とする施策の展開により、資源回収量の増加と資源の有効活用を図ります。併せて、資源ごみの効率的な回収とリサイクルルートの確保を図ります。

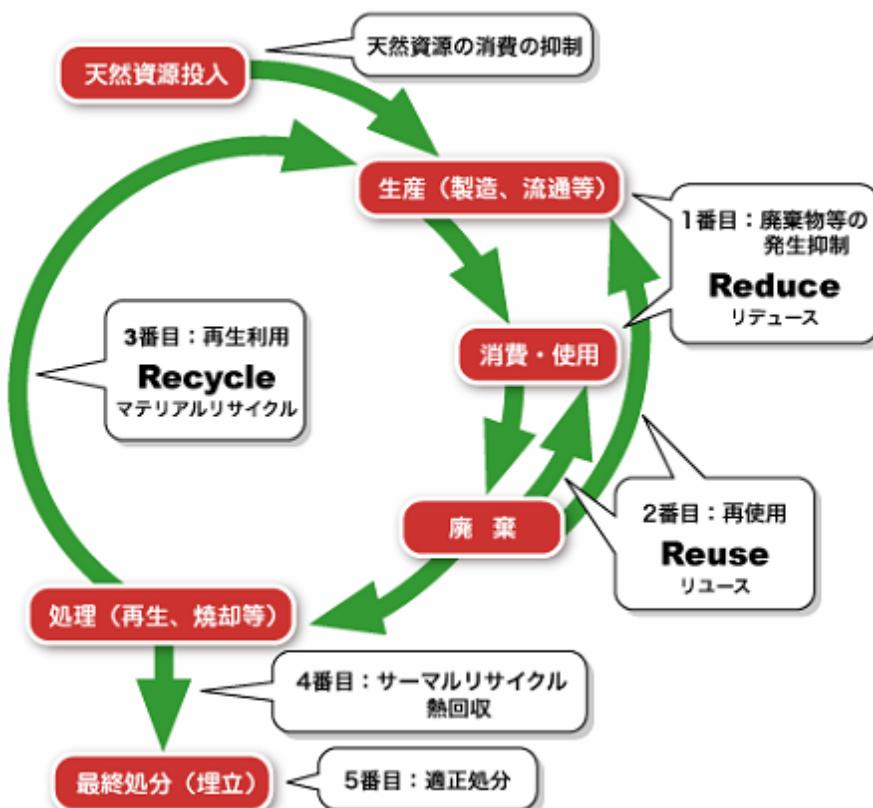
##### ②適正なごみ処理事業の推進

- 安心・安全で環境負荷の少ないごみ処理事業の推進により、本町の豊かな自然環境と安全・快適な生活環境を守ります。
- 経済性を考慮した効果的・効率的なごみ処理事業の推進により、ごみ処理経費の節減に努め、人口減少や高齢化などの社会情勢の変化に柔軟に対応します。

## 【循環型社会の姿】

本計画では、「循環型社会形成推進基本法」に定める『3R原則』に基づき、「ごみの減量化を推進することを第一とし、排出されたごみはできるだけリサイクルに回す」ことを基本として、ごみ処理を行うものとします。

3R原則とは、まずごみの発生・排出を抑制し（リデュース）、次いで不要となったものの再使用に努め（リユース）、再生資源として利用できるものについては再生利用を推進（リサイクル）することで、ごみの減量と円滑な資源循環の実現を目指し、その上でどうしても資源として利用不可能なものを対象として、環境への負荷の少ない適正な処理・処分を行うものです。



1番目：廃棄物等の発生抑制 (Reduce リデュース)	ごみとなるようなものを作らない・求めないというライフスタイルを定着させます。
2番目：再使用 (Reuse リユース)	不要となったものを繰り返し使用することにより、ごみとして排出する量を減らします。
3番目：再生使用 (Recycle リサイクル)	発生・排出抑制、再使用を行った後に排出されるごみのうち、リサイクル可能なものは「資源」としてリサイクルします。
4番目：熱回収 (サーマルリサイクル)	発生・排出抑制、再使用、再生利用を図った後で残ったごみのうち、焼却可能なものは焼却処理を行い、その際に得られる熱を積極的に回収して有効利用します。
5番目：適正処分	どうしても利用不可能なものは、環境への負荷の少ない適正な方法で処理・処分します。

資料：環境省資料

## (1) ごみ減量に係る目標

本計画でのごみ減量に係る目標は、「ごみ総排出量」（生活系ごみ・事業系ごみ・集団回収量の合計）を対象とします。

現状推移時の場合、ごみ排出量は今後も継続して増加傾向で推移すると予測されましたが、本計画に基づく各種の施策や取り組みを実施することにより、現状（平成 24 年度実績値）よりも減量させることを目指します。

表 2-2-7 ごみ減量に係る目標

項目	目標年度	数 値 目 標
ごみ総排出量	平成 31 年度	現状(平成 24 年度)とほぼ同じ水準に抑える
	平成 36 年度	現状(平成 24 年度)よりも 2.5%以上減量
	平成 41 年度	現状(平成 24 年度)よりも5%以上減量

※ごみ総排出量＝生活系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収量

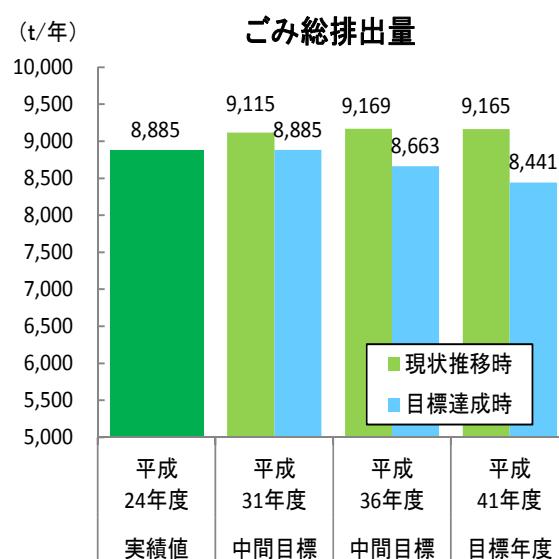


図 2-2-21 現状推移時と目標達成時のごみ総排出量

## (2) 処理・処分に係る目標

本計画での処理・処分に係る目標は、「リサイクル率」及び「最終処分量」を対象とします。

現状推移時の場合、最終処分量は減少傾向で推移すると予測されましたが、本計画に基づく各種の施策や取り組みを実施することにより、現状（平成 24 年度実績値）より更に減量させることを目指します。

リサイクル率も減少傾向で推移すると予測されましたが、本計画に基づく各種の施策や取り組みを実施することにより、現状（平成 24 年度実績値）とほぼ同じ水準を維持することを目指します。

表 2-2-8 処理・処分に係る目標

項目	目標年度	数値目標
最終処分量	平成 31 年度	現状(平成 24 年度)よりも 8% 以上減量
	平成 36 年度	現状(平成 24 年度)よりも 15% 以上減量
	平成 41 年度	現状(平成 24 年度)よりも 22% 以上減量
リサイクル率	平成 31 年度	30% 以上とする(平成 24 年度は 30.9%)
	平成 36 年度	
	平成 41 年度	

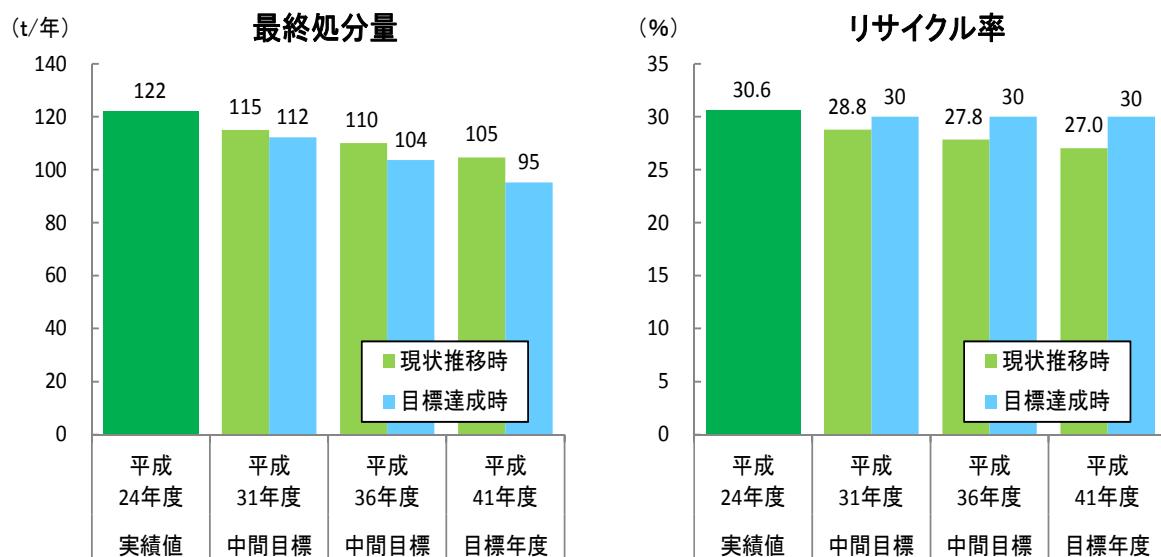


図 2-2-22 現状推移時と目標達成時の最終処分量、リサイクル率

本町では、以下に示す体系に基づく各種の施策を行うことにより、ごみの減量化・資源化を推進し、地域における循環型社会の形成を目指します。



## (1) ごみの減量化に向けた意識の向上

本町は県平均と比較して1人1日当たりのごみ排出量が高い水準にあります。また、事業系ごみが近年増加傾向で推移しています。

焼却処理量の削減による焼却施設への負担の軽減、最終処分量の削減による環境負荷の軽減、ごみ減量化によるごみ処理経費の削減などのため、ごみの減量化が必要であるため、本計画では以下の施策を展開することにより、ごみの減量化を目指します。

### ①生活系ごみの減量化

本町のごみ総排出量の約2/3は生活系ごみであるため、ごみ減量のためには、まず生活系ごみの減量に努めることが望まれます。

生活系ごみの減量に向けて、ごみを出さないライフスタイルを定着させるため、町民のごみ問題への意識の向上が必要です。

具体的には、不要と判断したものは買わない、ものを大切にする、使い捨てにせず修理して長く使う、買い物に際してマイバッグを持参してレジ袋や過剰包装を断る、食品の買いすぎや料理の作りすぎをしない、食事に際して食べ残しをしないなど、ごみを出さないことに配慮した行動を実践するよう、住民一人ひとりの意識の向上を図ります。

### ②事業系ごみの減量化

事業系ごみの減量化に向けて、排出者の処理責任を徹底させ、排出事業者の自己責任による減量化・資源化や許可業者との契約による適正処理などを指導します。

また、ごみ処理施設において搬入物の検査を実施し、事業所から多量のダンボールやOA用紙などリサイクル可能なものが可燃ごみに混入した状態で排出されないように指導します。

このとき、排出事業者と収集・運搬業者の双方に働きかけることにより、事業系ごみの分別を推進することで、事業系ごみの減量化を図ります。また、ごみの減量化に取り組むことが、却って事業所全体でのコスト削減に繋がることを具体的な事例の紹介などで事業者にPRします。

## (2) リデュース・リユースの活発化

本町での資源ごみの指定状況などから、「リサイクル」については、町民の意識に定着したと判断することができます。しかし、その一方で「リデュース」「リユース」の取り組みは遅れていると考えられます。

これは全国的な傾向であり、国の「第四次環境基本計画」（平成24年4月閣議決定）では、リデュース・リユースはリサイクルと比べて優先度が高い一方、取り組みが遅れていることを踏まえて、リデュース・リユースの取り組みを広く社会・経済に定着させる社会システムの構築を目指すこととしています。

こうした状況を踏まえ、本計画では以下の施策を展開することにより、リデュース・リユースが定着することを目指します。

### ①生ごみの減量化【リデュース】

食材の適量使用による食べ残しや賞味期限切れの食品の廃棄ができるだけなくすなど、生ごみの発生抑制に努めます。発生した生ごみは、水切りの徹底や生ごみ処理機器での処理等により、減量化を推進します。

また、本町は農地が多いことを踏まえ、家庭で発生した生ごみを地域の資源として有効活用する方法等について、本計画策定後も検討を継続します。

### ②レジ袋、過剰包装の削減【リデュース】

レジ袋の削減に向けて、町民に対してマイバッグの持参を呼びかけます。

また、買い物に際して過剰包装を断る習慣が定着するよう、町民、事業者の双方に働きかけます。

### ③再使用の推進【リユース】

レンタルショップやリサイクルショップ等の店舗に関する情報、フリーマーケットやバザー等のリサイクルイベントに関する情報の提供により、家庭や事業所で使用された家具や器具、衣類などの再使用を推進します。

また、町民の間での物品の再使用を推進するため、町のホームページで不用品の交換情報を提供することなどについて、本計画策定後も検討を継続します。

### (3) リサイクルの推進

近年、本町のリサイクル率はほぼ横ばいで推移していますが、本計画では以下の施策を展開することにより、リサイクルの一層の推進を目指します。

また、リサイクルの推進に際しては、以下の事項についても配慮します。

- ①資源回収量の増加と品質向上による売却益の増加に努め、ごみ処理事業の歳入の増加を図ります。
- ②効率や費用対効果などに配慮して最適な規模での資源の循環利用を行うことで「地域循環圏」の形成を推進します。
- ③リサイクル活動の推進が地域の活性化にも資するよう配慮します。

#### ①生活系ごみのリサイクルの推進

今後も資源物の分別徹底に向けた意識啓発や広報活動の強化に努めます。

本町では、プラスチック容器包装や紙製容器包装についても資源ごみとして指定しており、今後はこれらの資源ごみとしての意識の定着と資源回収量の増加のための取り組みなどについて、本計画策定後も検討を継続します。

この他、以下に示すような多様なリサイクルの方法を整備・充実することで資源化のしくみづくりに努めます。

- 集団資源回収を維持するため、集団回収報償金を今後も継続します。
- 剪定枝など草木類のリサイクルについて検討します。
- 飲料用紙パック、トレイ、ペットボトル等については、行政による集積所での回収の他、スーパー等での店頭回収を推進します。このため、店頭回収を行う店舗の増加や回収品目の拡大などについて、事業者の協力を求めます。
- 廃乾電池・廃蛍光管等については、行政による集積所での回収の他、販売店での回収を推進します。このため、販売店回収を行う店舗の増加などについて、事業者の協力を求めます。
- 小型家電は分別回収が難しいため、現時点では分別指定しておらず、ごみ処理施設で選別することで資源化しています。小型家電については、適切な回収とリサイクルが行われるよう、関連団体や小売店などと協力して民間での回収の推進に努めます。また、役場や公民館などの公的施設での拠点回収について検討します。
- 廃食油（使用済のてんぷら油）を回収し、燃料として再利用する取り組みの普及・拡大について検討します。

## **②事業系ごみのリサイクルの推進**

業界団体や商工団体等と連携・協力し、中小事業者を対象とした事業系資源物（資源古紙等）の回収ルートの確保などを図り、事業系ごみのリサイクルを推進します。

また、スーパー等の小売店からの食品残渣、飲食店からの厨芥類など、事業系の食品廃棄物については、できるだけ事業者によるリサイクル等を推進し、本町のごみ処理施設に搬入しないよう指導します。

## **③リサイクル製品の利用拡大**

リサイクルによる循環資源の有効利用を推進するためには、入口（資源物の収集）だけでなく、出口（再生資源の利用先の確保）が必要です。

このため、再生資源やリサイクル製品の利用推進に向けて、行政においてリサイクル製品の利用を率先して行います。また、町民や事業者に対して、再生品や環境保全型商品（エコマーク商品等）の情報提供を行い、再生品の利用拡大、詰め替え利用が可能な製品の購入などを呼びかけます。

## (4) 環境教育・意識啓発の推進

これまでと同じ生活や事業活動を続けている限り、ごみの排出状況も変わりません。ごみの減量化・資源化に向けて、町民や事業者の日常のライフスタイルやビジネススタイルの見直しと、一人ひとりの価値観の転換が必要です。本計画では以下の施策を展開することにより、ライフスタイルやビジネススタイルの見直しを目指します。

### ①効果的な情報提供

広報紙での記事の掲載、チラシの配布、ホームページの活用などにより、ごみの分別徹底やリサイクルの推進に向けた情報を積極的に提供します。

また、町民や事業者がごみの減量やリサイクルに関心を持つことができるよう、情報提供のあり方を工夫します。情報提供に際しては、わかりやすいことを念頭におき、より効果的な内容となるよう努めます。

この他、将来的な高齢化の進行や一人暮らしの高齢者の増加などが予想されるため、高齢者にもわかりやすいパンフレットなどを通じた広報活動や情報提供を充実し、現状以上にごみの分別が推進されるよう努めます。

### ②環境教育の推進

ごみの減量化・資源化を推進するため、一人ひとりのレベルでのライフスタイルやビジネススタイルの見直しに向けた環境教育の推進に努めます。

このとき、多くの対象者への環境学習の機会を創出することが必要であることから、地域の自治会・町内会等と連携した講座や説明会などで、ごみの減量・リサイクルの情報を提供し、町民や事業者の協力を求めていきます。

また、特に子どもに対して、循環型社会の形成に向けた正しい知識と行動を習得してもらうため、今後も学校での環境教育・環境学習を継続します。

### ③意識啓発の推進

町民や小中学生に対するごみ処理施設見学会などの機会を増やし、ごみ処理の現状や課題の周知とごみの減量化・資源化に対する意識啓発を図ります。

また、町民や事業者からごみの減量・リサイクルに関する自発的な取り組み、アイデアなどを募集し、広報紙やホームページに掲載することにより、取り組みの周知と実践の推進を図ります。

この他、地域の行事やイベント等を活用し、地域のリサイクル活動や美化運動などが積極的に行われるよう働きかけます。

## (1) 適正な収集・運搬

将来における高齢化・人口減少に適切に対応するため、作業効率や費用対効果の高いごみの収集・運搬体制を構築する必要があります。

こうした状況を踏まえ、本計画では以下の施策を展開することにより、今後も適正な収集・運搬体制を維持し、町域における衛生的かつ快適な生活環境を確保します。

### ①効率的な収集・運搬の継続

計画収集区域は、これまでと同様、町の全域とします。

ごみの収集・運搬は、ごみ排出から最終処分に至る一連のごみ処理の過程において、町民と行政が接する場でもあるため、今後も安全や衛生に配慮して効率的に実施することにより、清掃行政全体のイメージアップを図ります。

この他、行政サービス向上の観点から、町民に対してきめ細かな対応を行えるよう、以下に示す事項について、本計画策定後も検討を継続します。

- ごみの分別区分と出し方は、町民へのサービス向上や収集・運搬の効率などの観点から適宜見直しを行います。
- 生活系ごみの排出量は、人口減少などに伴い、将来的に減少傾向で推移すると予測されるため、収集頻度は今後の動向を踏まえた上で適宜見直しを行います。
- 経費の削減に向けて効率的なごみ収集を行うため、ごみ集積所の設置数・設置場所について適宜見直しを行います。

### ②ごみ集積所の適正な管理の継続

ごみ処理に関して、ごみ集積所は町民と行政の接点となる場所であるため、清潔で安全かつ適正な管理ができるよう、自治会・町内会等との連携・協力による管理体制を強化します。また、美観や衛生等のため、地域住民に対して適正な指導・広報等を行います。

この他、ごみ出しルールの遵守徹底のため、広報紙やチラシ、ホームページ等を活用して町民に対するPR や意識啓発を行います。ごみ出しルールを守らない地域や住居に対しては、本町の職員が直接指導を行います。

### ③安全なごみ収集の継続

不燃ごみに危険ごみ（スプレーかん、カートリッジ式カセットボンベ、ライター等）が混入することにより、ごみ収集車両の火災事故が発生する可能性があるため、町民に対して、ごみの分別徹底を実践させ、収集作業時の安全確保に努めます。

また、収集・運搬業者に対しては、収集作業時における安全や衛生への配慮に加え、騒音や悪臭など生活環境への影響を及ぼさないよう適正な指導を行います。

### ④人口減少・高齢化への対応

将来的な人口減少・高齢化への対応と、行政サービス向上の観点から、以下に示す事項について、本計画策定後も検討を継続します。

- 高齢世帯（高齢者の単独世帯、高齢夫婦のみの世帯）や障害者・要介護者のいる世帯を対象とした収集のあり方について検討を継続します。
- 将来的な人口減少や高齢化の進行に対応するため、より効率の高いごみ収集方法のあり方について検討を継続します。
- 高齢化の進行に伴う在宅医療や在宅介護の増加により、家庭からの医療系廃棄物が増加することが予想されます。医療系廃棄物は、一般のごみと区別して処理・処分する必要があるため、医療関係機関や関係部署等と連携を図り、適正な収集・処理を行えるよう、情報提供及び必要な対策について検討を継続します。

## (2) 適正な処理・処分

本町において、可燃ごみは川島町環境センターの焼却施設で焼却処理され、処理後の焼却残渣は民間業者により資源化しています。

不燃ごみ等及び粗大ごみは、収集・搬入後、川島町環境センターの不燃物処理施設で破碎・選別処理され、可燃残渣は焼却施設で焼却処理、不燃残渣は県の最終処分場で最終処分、金属類等は資源回収業者に引き渡して資源化しています。

資源ごみは、収集後、川島町環境センターに搬入して選別・保管等を行い、品目毎に資源回収業者に引き渡して資源化しています。

今後も、最終処分を委託している県や資源化を委託している業者などとの連携・協力の下で、適正な処理・処分を継続していきます。

本町は最終処分場を保有していないため、焼却残渣の資源化を民間業者に委託していることや、不燃残渣の最終処分を県に委託していることなどを考慮し、可能な限り最終処分量を削減することをごみの処理・処分の第一の目標とします。

こうした状況を踏まえ、本計画では以下の施策を展開することにより、今後も排出されたごみを安全かつ適正に処理していきます。

### ①安全かつ適正な中間処理の継続

安全かつ適正な中間処理は、環境負荷の削減の他、ごみ処理経費の削減にもつながるため、今後も適正なごみ処理に努めます。

川島町環境センターの焼却施設は、適切な点検・管理のもとで運転していますが、竣工後35年を経過しており、老朽化が進んできています。また、近年では焼却処理量が増加傾向で推移しており、炉への負担軽減に向けた対応が必要となってきています。

このような状況を踏まえ、今後も安定した焼却処理を継続するためには、焼却処理量の削減に向けたごみの減量化・資源化の対応が必要です。

これらの対応に加え、焼却処理時の安全確保と処理施設の故障防止のためにも、分別徹底によるごみの減量化と異物除去に努めます。

### ②最終処分量の削減と資源化量の増加

本町では、破碎処理後の不燃残渣のみを最終処分の対象としているため、最終処分量が少ないことが特徴ですが、

- ・本町では最終処分場を保有せず、県に委託して最終処分を行っていること
- ・近年ごみ排出量が増加傾向で推移していること

などを考慮すると、ごみの減量化と資源化（資源ごみ、中間処理後の残渣物の両方を含む）の推進により、今後も一層の最終処分量の削減に努める必要があります。

特に資源化量の増加は、最終処分量の削減に直結するため、今後も最終処分量の削減に向けて、ごみの分別徹底を町民や事業者に呼びかけます。

最終処分量の削減は、環境負荷の低減の他、ごみ処理経費（埋立の委託経費）の削減にも繋がります。

また、現在、回収した資源ごみは、資源回収業者に委託して資源化していますが、今後も優れた資源化技術を有する業者との連携強化による効率的リサイクル体制の継続に努め、経済性・効率性に配慮したリサイクルを推進します。

### ③不法投棄の防止

本町は、農地（耕作放棄地を含む）や原野、河川敷などが多く、ごみの不法投棄を招きやすい地理的条件にあります。また、不法投棄の防止に向けて常時監視を行うことは困難であり、現時点では不法投棄を防止するための有効な手段が見つからず、対応に苦慮している状況にあります。

こうした状況の中、本町は不法投棄が発見された場合には撤去等の対処を行っている他、巡回パトロールなどを行っています。

今後も、不法投棄の防止に向けて近隣自治体や関係機関の他、地元の住民や団体などの連絡体制の整備を図り、住民・事業者・町が一体となった不法投棄の未然防止体制の構築に努めます。

### ④災害廃棄物の処理

災害時に発生する廃棄物の処理や、災害によるごみ処理施設の被災などにより、一時的に通常のごみ処理が不可能になった場合に備えて、近隣自治体との連携体制を構築します。

また、大規模な地震や水害などの災害時に大量に発生することが想定される災害廃棄物について円滑かつ適正に処理できる体制を整備します。このとき、大規模な災害発生後数ヶ月程度は、ごみの仮置き、一時保管場所の確保が必要となるため、公共用地を活用した仮置き場の確保を図ります。

## ごみ減量化・資源化推進のための取り組み

本町は、町民、事業者との連携・協力の下で、以下の取り組みを重点的に推進することにより、今後も引き続きごみ減量化・資源化に努め、本計画で掲げた将来の目標（119～120ページ参照）の達成を目指します。

### リデュース:Reduce

ごみの発生を減らす



### リユース :Reuse

ものを繰り返し使う



### リサイクル:Recycle

ものを資源として再利用



●3Rの取り組みを推進しましょう。

### (1) 町民との連携による取り組み

#### ①フードロス削減運動の推進

他地域での報告によると、生ごみの10%は賞味・消費期限切れなどによる未利用食品の廃棄といわれています。

生ごみの減量に向けて、未利用食品を出さない、安いからと言って買いすぎない、料理は適量を作る、食べ残しをしないなどを心がける運動の広報・啓発を強化します。



●生ごみを減らす工夫をしましょう。

#### ②生ごみの水切り徹底

他地域での報告によると、生ごみは水切りを徹底することで10%減量できるといわれています。

本町でも台所での水切り徹底を心がけるよう広報・啓発を強化します。



●生ごみをごみとして出す場合には、水切りを徹底しましょう。

#### ③生ごみの自家処理の推進

生ごみの自家処理の推進に向けて、処理後の堆肥を地域の花壇整備で有効利用するなど、ごみ処理以外の他の分野を含めた地域全体での取り組みについて検討します。



●生ごみは自宅で堆肥化するなど、できるだけ自己処理しましょう。

#### ④容器包装類の資源回収量の増加

本町では、容器包装類（紙製・プラ製）は資源ごみとして指定されています。しかし、容器包装類（紙製・プラ製）は、可燃ごみ中への混入が多い、道端などへのポイ捨てが多いなどの問題が報告されているため、資源回収量を増加させるための取り組みについて検討します。



●容器包装類（紙製・プラ製）は資源ごみとして出しましょう。

#### ⑤資源古紙の拠点回収

第三次産業への就業者の増加などに伴い、ライフスタイルの多様化が進んでおり、指定日に合わせたごみ出し（特に資源ごみの排出）が困難と考えている町民が増えている可能性があります。

また、資源古紙は、雨の日には集積所に排出できないなどの問題があるため、資源古紙の回収量の増加に向けて、公民館や集会所などの公的施設を活用した拠点回収の実施などを検討します。

#### ⑥レジ袋削減の取り組み

可燃ごみ中にレジ袋やビニール袋が多く混入していることが報告されているため、これらの削減に向けて町民、事業者との連携・協力の下、買物時のマイバッグ持参を推進します。また、商品に対する簡易包装も併せて推進します。



●マイバッグ持参を推進し、レジ袋の削減に努めましょう。

#### ⑦店頭回収の推進

発泡トレイ、ペットボトル、紙パック、缶等の容器包装については、スーパー等の販売店での回収を推進します。

このため、協力店舗の拡大、回収品目の増加などについて事業者の協力を呼びかけます。また、店頭回収を推進・拡大するため、各種のキャンペーンやPRを事業者とともに行います。



●スーパー等での店頭回収に協力しましょう。

## ⑧ごみ減量、分別の徹底について広報・啓発の強化

家庭でのごみ減量と資源ごみの分別徹底に取り組んでもらうため、町民に対する広報・啓発を強化します。

広報・啓発に際しては、同じ内容を繰り返すのではなく、重点的にPRする内容（資源古紙、容器包装、生ごみ等）を定期的に変更し、町民がごみ減量と分別に取り組む際に飽きさせない、適度の緊張感を持たせるなどの工夫を行います。



- 日常の暮らしの中でごみ減量を意識しましょう。

## ⑨ごみ減量チェックリストの作成・配布

家庭でのごみ出しは、日常の習慣として特に意識せず行われていることがほとんどであるため、「ごみ減量チェックリスト（仮称）」を作成・配布することを検討します。

このチェックリストは、各家庭のごみ置き場や台所などに貼ってもらい、ごみ出し時に資源の分別等を意識してチェックできるようにするものです。



- ごみの分別区分に従い、ルールやマナーを守ってごみ出しをしましょう。

## ⑩ごみ出しルール・マナーの徹底

一般に、環境保全の意識の高い地域は、環境保全の取り組みも積極的に行われていることが報告されています。具体的には、ごみ集積所が適正に管理され、ごみ出しルール・マナーが遵守されている地域は、ごみの減量化・資源の分別徹底が進んでいると言われています。

このことを受けて、町内会や自治会・地域のリーダーなどの連携、巡回パトロールの強化など、ごみ出しルール・マナーの徹底に向けた各種の取り組みを推進・展開します。

また、ごみ出しルール・マナーが遵守されている地域は、地域社会が健全に維持されている地域であることも報告されているため、地域社会の活性化や地域住民の結びつきの強化等に向けて、各種の取り組みを検討します。



- 学校や町内会など、地域の資源回収に積極的に協力しましょう。

## (2) 事業者との連携による取り組み

### ①事業系生ごみの減量

事業系ごみ全体の減量のためには、事業系の生ごみの減量が有効です。

このため、生ごみを多く排出する事業者に対して、生ごみを自己処理するよう指導します。また、生ごみの資源化に向けて、食品リサイクル業者を紹介します。



- 生ごみを地域の花だん整備などで使用することを検討しましょう。



- 生ごみを堆肥として農地で使用することを検討しましょう。



- オフィス古紙のリサイクルを推進しましょう。

### ③中小事業所による事業系ごみの共同排出

中小事業所の場合、オフィスビルや商店街等の単位で「共同排出」を行うことで、ごみ処理に際してのスケールメリット（ごみ処理単価の軽減、資源回収量の増加等）を活かすことが可能となるため、共同排出の実施に向けた広報・啓発を強化します。

### ④小規模事業所を対象とした事業系資源の拠点回収

中小事業所の場合、まとまった量の資源ごみを定期的に排出して資源回収業者に委託することがそもそも困難であると考えられるため、公的施設などを活用した事業系資源（特に資源古紙）の拠点回収の可能性について検討します。

### ⑤処理施設での搬入物検査

川島町環境センターに搬入される事業系ごみの中身を検査し、資源ごみの混入が多い場合には、搬入を拒否します。

また、不適正な搬入があった場合には、搬入業者に対して指導を行い、搬入業者を通して排出事業者に資源ごみの分別と適正排出の推進を呼び掛けます。

## ⑥ごみ処理手数料の改定と資源化業者の紹介

他地域において、事業系ごみを処理施設に搬入する際の処理手数料を改定したことで、事業系ごみの減量に成功したケースが報告されています。

これを受け、本町においても処理手数料の改定を検討することとします。

また、改定と併せて排出事業者に対して資源ごみや食品残渣などの回収・資源化業者を紹介することで、減量化・資源化を推進します。最近では、機密書類やシュレッダー紙でも回収・資源化できる業者が増えており、施設で「ごみ」として処理される量の減少に向けて、適切な業者を紹介します。

## ⑦ごみ減量、分別の徹底について広報・啓発の強化

事業所でのごみ減量と資源ごみの分別徹底に取り組んでもらうため、事業者に対する広報・啓発を強化します。

## ⑧ごみ減量チェックリストの作成・配布

中小事業所を対象に「ごみ減量チェックリスト（仮称）」を業種別に作成し、各事業所に配布することを検討します。

このチェックリストは、各事業所でのごみ出し時に資源の分別等を意識してチェックできるようにするものです。

## ⑨ごみ減量・資源化の取り組み事例の広報・PR

他地域での報告によると、中小事業所では、ごみ減量化・資源化の方法がそもそもわからないというケースが多いことが報告されています。

このため、町のホームページでの情報提供や、業界団体などへの連絡等を通じて、ごみ減量・資源化の取り組み事例の広報・PRに努めます。

## ⑩ごみ減量・資源化に困窮している事業所への指導

事業所においてごみ減量・資源化に困窮している場合、町の方で相談を受け付けていることをPRし、積極的に指導を行います。また、必要に応じて職員による事業所への訪問指導などを行います。



## **第3章 生活排水処理基本計画**

# 第1節 生活排水処理の現状と課題

## I

### 生活排水処理の概要

本町の公共下水道は、10市3町（川越市、吉見町等）の下水を集めて処理する「荒川右岸流域下水道」に参加しています。

公共下水道が整備されている地域（市街化区域）では、住宅等からのし尿・生活雑排水（台所や洗濯・風呂などの排水）は、下水道を通して和光市にある新河岸川水循環センターに送られ、処理されています。

一方、公共下水道が整備されていない地域（市街化調整区域）では、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿の汲み取りにより、し尿・生活雑排水の処理が行われています。

合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿の汲み取りからのし尿及び汚泥は、本町の川島町環境センター（し尿処理施設）で処理されています。

単独処理浄化槽を設置している世帯、し尿の汲み取りを行っている世帯において、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流されるため、河川等の水質汚濁の原因となっています。

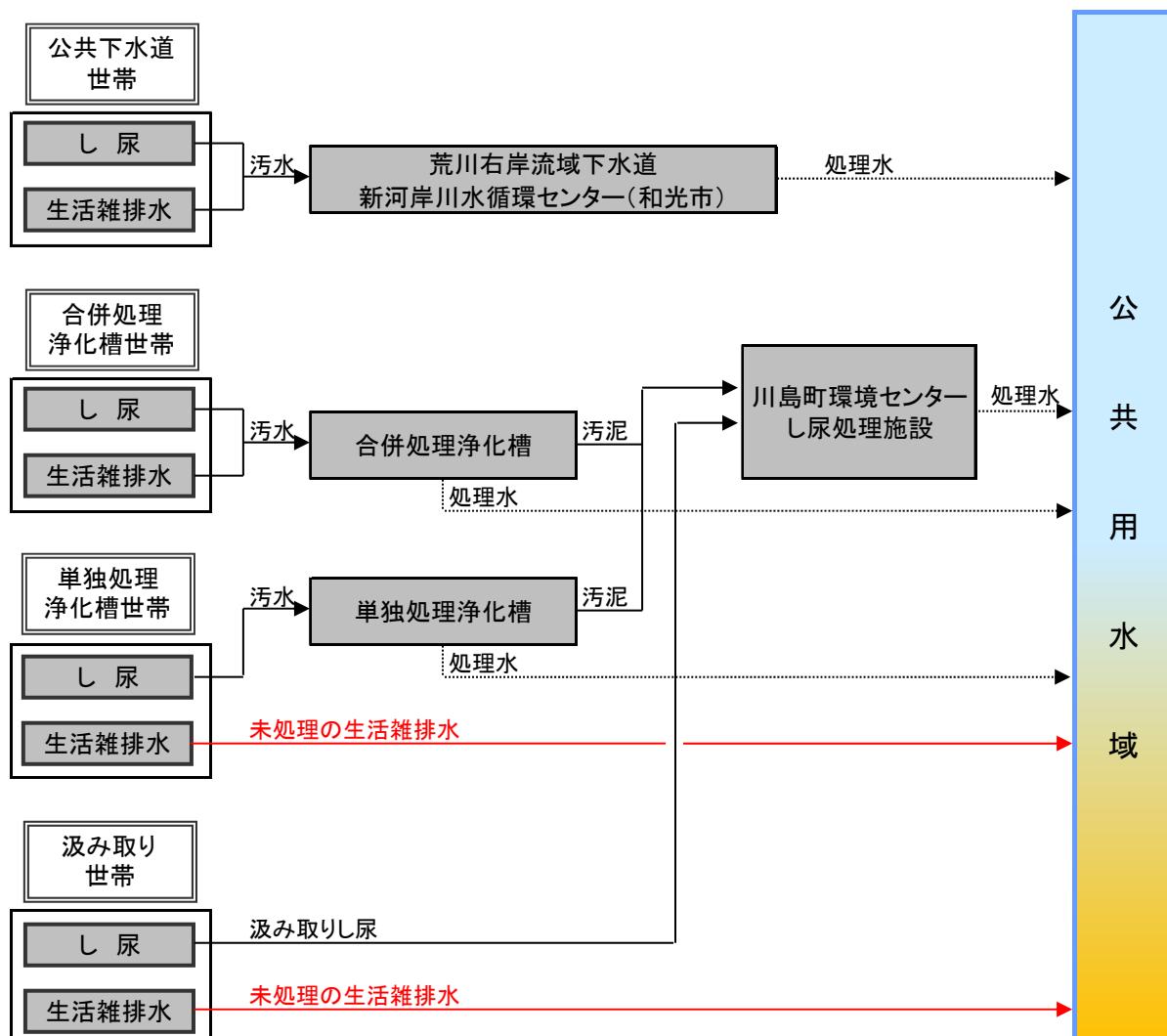


図2-3-1 生活排水処理の流れ

## (1) 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体を下表に示します。

表 2-3-1 生活排水の処理主体

生活排水処理施設	処理対象物	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	県
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人・事業者
単独処理浄化槽	し尿	個人・事業者
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	町

## (2) 下水道事業の概要

本町では、污水管は流域下水道に接続し、荒川右岸流域下水道に参加しています。

荒川右岸流域下水道の計画処理区域は、埼玉県の南西部であり、当初は、川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町を計画処理区域として、昭和 46 年度に事業着手しました。

その後、昭和 50 年度に本町（川島町）、昭和 60 年度に吉見町を編入し、現在は 10 市 3 町を計画処理区域としています。

表 2-3-2 荒川右岸流域下水道の概要（平成 23 年度末現在）

項目	具体的な内容
計画処理区域	10 市 3 町： 川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町
全体計画	処理面積：3 万 726ha 処理人口：約 157 万 4,000 人 計画汚水量：1 日最大 78 万 9,900m <sup>3</sup>
下水道普及率	89.6% ※県平均の 77.4% を大きく上回っています。
処理施設	(1) 新河岸川上流水循環センター（川越市） ・川越市から旧滝ノ下終末処理場の移管を受け、平成 18 年 4 月から流域下水道の処理場として処理を開始。 ・汚水処理量：1 日平均約 5 万 2,000 m <sup>3</sup> （平成 23 年度実績） ・水処理方式：1 系列 標準活性汚泥法 3 系列 窒素やリンも除去できる高度処理対応  (2) 新河岸川水循環センター（和光市） ・昭和 56 年 4 月から和光市と志木市の一帯の下水を受け入れ、処理を開始。 ・汚水処理量：1 日平均約 47 万 1,000 m <sup>3</sup> （平成 23 年度実績） ・水処理方式：1～4 系列 標準活性汚泥法 5 系列 リンや窒素も除去できる高度処理対応

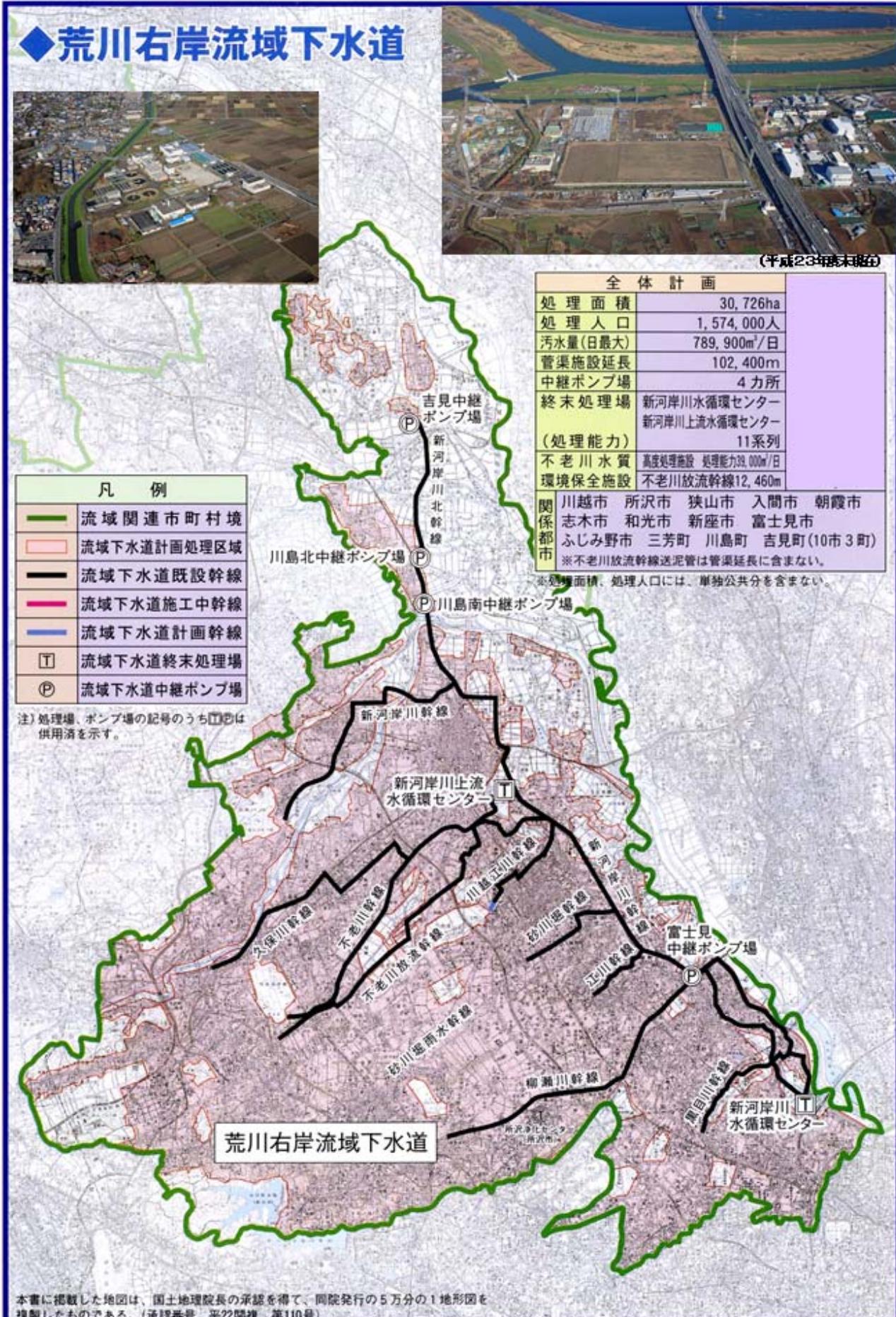


図2-3-2 荒川右岸流域下水道の概要

### (3) 生活排水処理施設の概要

本町が所管する生活排水処理施設としては、町域から収集したし尿・浄化槽汚泥を処理する川島町環境センター（し尿処理施設）が整備されています。

表 2-3-3 し尿処理施設の概要

項目	具体的な内容
処理施設	川島町環境センター（し尿処理施設）
事業主体	川島町
所在地	埼玉県比企郡川島町大字曲師370番地
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式（サンドラMシステム）+高度処理 ・汚水処理：高負荷、膜分離 ・汚泥処理：脱水、乾燥 ・資源化処理： 平成22年度まで 堆肥化（乾燥汚泥肥料）※ 平成23年度以降 脱水汚泥を焼却  ※乾燥汚泥肥料について 平成10年度から循環型社会の形成を目指し、長く活用してきた乾燥汚泥肥料は、東日本大震災の影響により製品から放射性物質が検出されたため、製造を休止しました。 また、電気料金や燃料費が著しく高騰し、製造にかかる原価は平成21年度に1袋1,480円であったものが、平成26年度には2,350円となる見込みです（5年間で約1.6倍と大幅にコストが増加しました）。 このため、省エネルギーと費用対効果などを考慮し、平成26年度より、やむなく乾燥汚泥肥料の製造を取りやめました。
処理能力	30 kℓ/日
処理水の放流先	安藤川
竣工	平成10年3月
敷地面積	7,295 m <sup>2</sup>

### (4) 町内の河川の水質

本町では、町内の小河川の汚濁状況を把握するため、越辺川、市野川、安藤川、横塚樋管、梅ノ木・古凍貯水池において水環境の調査を行っています。

これらの町内の小河川については、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及に伴い、水質の改善がみられます。

## 生活排水の適正処理のための施策

単独処理浄化槽設置世帯及び汲み取り世帯では、生活雑排水を未処理のまま河川等に排出しているため、水環境に負荷を与え、水質汚濁の一因となっています。

本町では、町内の河川など公共用済域の水質保全のため、公共下水道や合併処理浄化槽での生活排水処理を推進しており、以下に示す各種の施策を展開しています。

### (1) 小型合併処理浄化槽補助金

水質汚濁の防止のため、本町では市街化区域における下水道の整備とともに、市街化調整区域における小型合併処理浄化槽の設置を促進しており、小型合併処理浄化槽を設置する家庭に対して補助金を交付しています。

表 2-3-4 小型合併処理浄化槽補助金制度の概要

項目	具体的内容														
交付条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用住宅（併用住宅は居住部分の面積が2分の1以上を有するもの）について、新築により小型合併処理浄化槽を設置するとき</li> <li>単独処理浄化槽や汲み取り槽を小型合併処理浄化槽に転換するとき（既存の住宅を増築、改築するときも含む）</li> </ul>														
補助金額 (平成26年度)	<p>①戸別設置の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人 槽</th> <th>新 設</th> <th>転 換*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽 建物の面積 130 m<sup>2</sup>以下</td> <td>110,000 円</td> <td>392,000 円</td> </tr> <tr> <td>7人槽 建物の面積が 130 m<sup>2</sup>超</td> <td>130,000 円</td> <td>474,000 円</td> </tr> <tr> <td>10人槽 二世帯住宅</td> <td>180,000 円</td> <td>608,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*転換：改築を伴わない単独浄化槽 及び汲み取り槽からの転換（建築確認申請を伴わない）の場合</p> <p>②集団設置*の場合</p> <p>上記①の金額に 1 基あたり 4万円を加算。</p> <p>*集団設置：同一行政区において同一年度内に 10 世帯以上が設置する場合。</p>			人 槽	新 設	転 換*	5人槽 建物の面積 130 m <sup>2</sup> 以下	110,000 円	392,000 円	7人槽 建物の面積が 130 m <sup>2</sup> 超	130,000 円	474,000 円	10人槽 二世帯住宅	180,000 円	608,000 円
人 槽	新 設	転 換*													
5人槽 建物の面積 130 m <sup>2</sup> 以下	110,000 円	392,000 円													
7人槽 建物の面積が 130 m <sup>2</sup> 超	130,000 円	474,000 円													
10人槽 二世帯住宅	180,000 円	608,000 円													
備 考	補助金額は国の基準額の変更により変動することがあります。														

## (2) 川島町小型合併処理浄化槽維持管理補助金

本町では、補助対象地域において小型合併処理浄化槽を適正に維持管理した場合に補助金を交付しています。

表 2-3-5 川島町小型合併処理浄化槽維持管理補助金制度の概要

項目	具体的内容
対象地域	下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により公示した供用開始区域を除く町内全域。
補助対象経費	申請を行う日の前日から過去1年間の保守点検費用及び法定検査費用。
補助金額 (平成26年度)	補助金の額は、補助対象経費（年3回以上実施した保守点検費用、年1回実施した法定検査費用）の合計額に4分の3を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、15,000円を上限とします。
補助対象期間	申請日の前日から過去1年間に実施されたもの。

## (3) 川島町水洗便所改造資金融資あっせん

本町では、下水道の処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、その改造に要する資金の貸付けについて、町が金融機関に融資をあっせんすることにより、水洗便所の普及を図っています。

表 2-3-6 川島町水洗便所改造資金融資あっせん制度の概要

項目	具体的内容
融資のあっせんの要件	(1) 処理区域内の改造工事をしようとする建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。 (2) 処理区域の告示をした日から3年内に改造工事を行う者であること。 ただし、当該期間内に改造工事を施行することが困難であると町長が認めた場合は、この限りでない。 (3) 町税、下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。 (4) 借り受けた資金の償還について弁済能力を有すること。 (5) 確実な連帯保証人があること。
融資あっせん額	改造工事1件につき50万円を限度とし、1万円を単位とします。 ただし、特殊な事情により改造資金が50万円を超える場合は、町長が必要と認める額とします。
貸付金の償還	資金の貸付けを受けた月の翌月から起算して36箇月以内の元金均等(終回を除く)月賦償還とします。ただし、返済回数の短縮又は繰上償還をすることができます。

## (1) 生活排水処理形態別人口

平成 24 年度における本町の生活排水処理形態別人口をみると、公共下水道人口が 10,550 人（全体の 48.3%）、合併処理浄化槽人口が 9,467 人（同 43.3%）、単独処理浄化槽人口が 1,628 人（同 7.5%）、し尿収集人口が 202 人（同 0.9%）となっています。

平成 24 年度における本町の生活排水処理率（公共下水道、合併処理浄化槽により生活排水を処理している人口の比率）は 91.6% であり、増加傾向で推移しています。

本町の人口は、近年減少傾向で推移しており、それに伴い、公共下水道人口も平成 15 年度以降はほぼ横ばいで推移しています。また、合併処理浄化槽人口が増加したことにより、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口は減少傾向で推移しています。

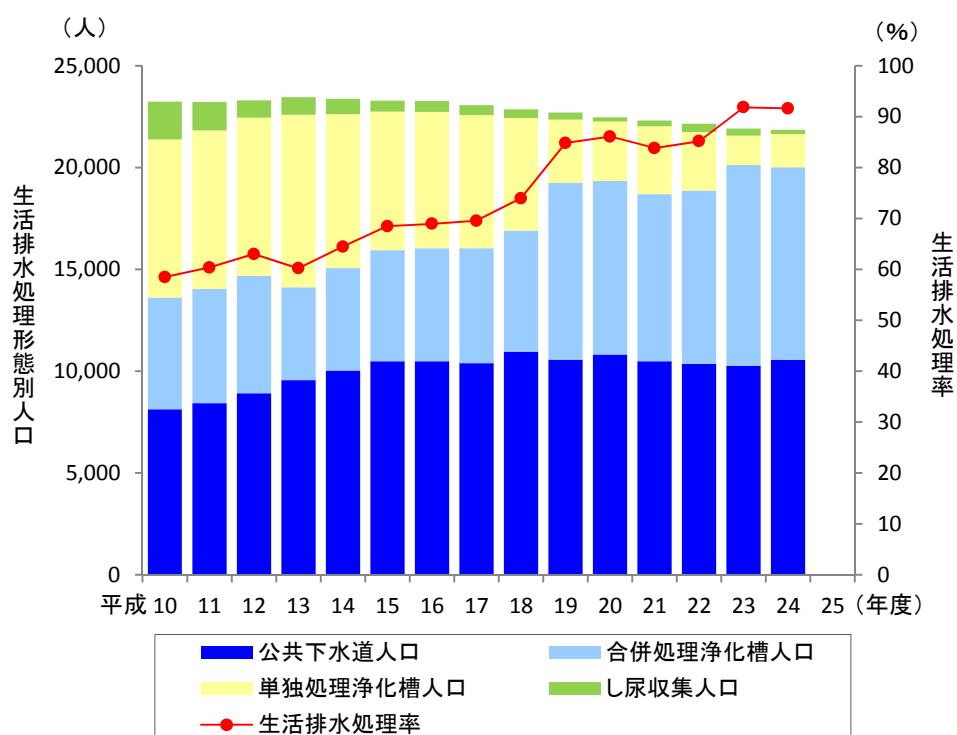


図 2-3-3 生活排水処理形態別人口の推移

## (2) し尿・浄化槽汚泥の処理量

汲み取り便槽、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽から発生するし尿・浄化槽汚泥は、許可業者により収集・運搬され、川島町環境センター（し尿処理施設）で処理されています。

平成 24 年度におけるし尿の処理量は 302 kℓ、浄化槽汚泥の処理量は 5,327 kℓ、合計 5,629 kℓです。また、し尿・浄化槽汚泥の 1 日平均処理量は 15.4 kℓ/日です。し尿・浄化槽汚泥の処理量は、合計、1 日平均いずれも減少傾向で推移しています。

平成 24 年度における1人1日平均処理量は、し尿が 4.1 ℓ/人・日、浄化槽汚泥が 1.3 ℓ/人・日です。近年、浄化槽汚泥はほぼ横ばいで推移しています。これに対し、し尿は工事現場の仮設トイレからの一時的な搬入量の増加などのため、年度による変動が大きくなっていることが特徴です。

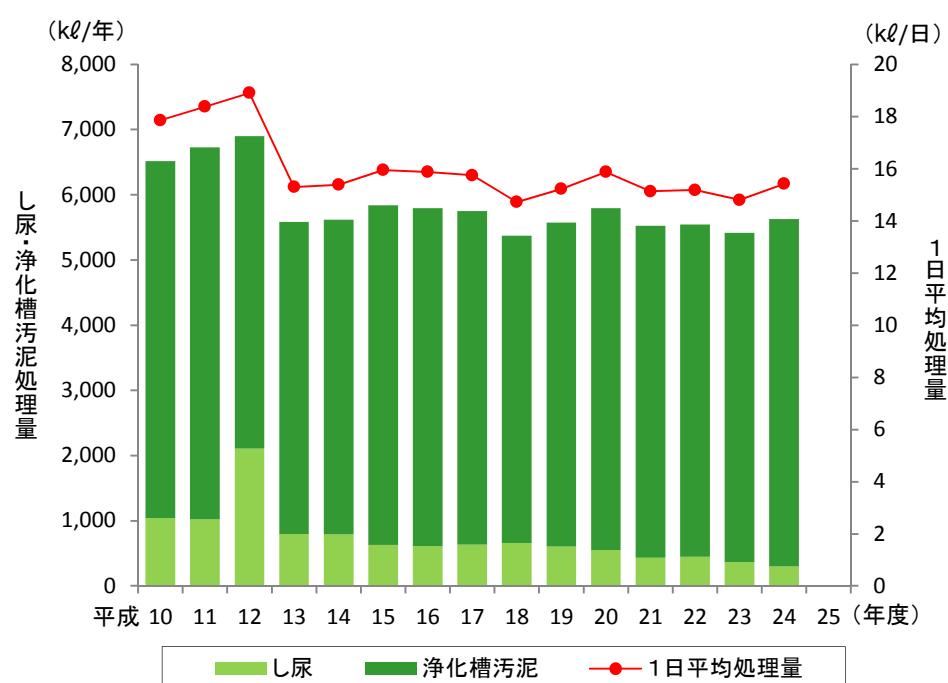


図 2-3-4 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

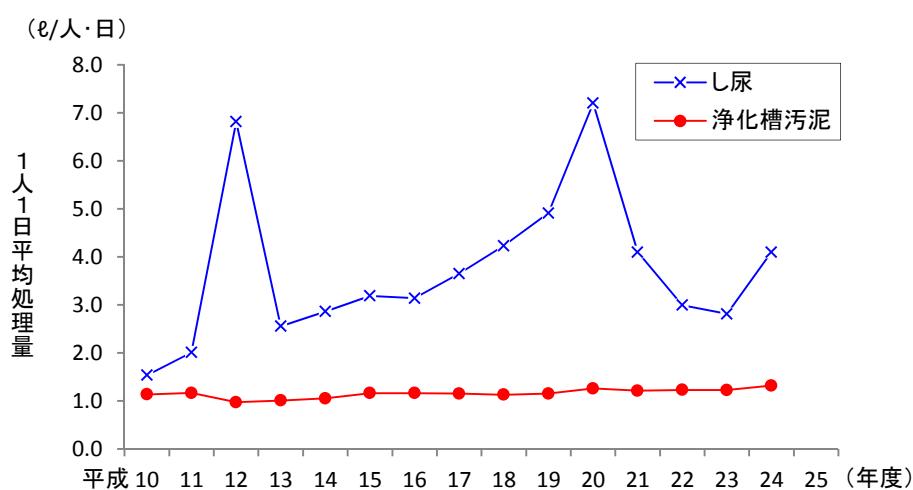
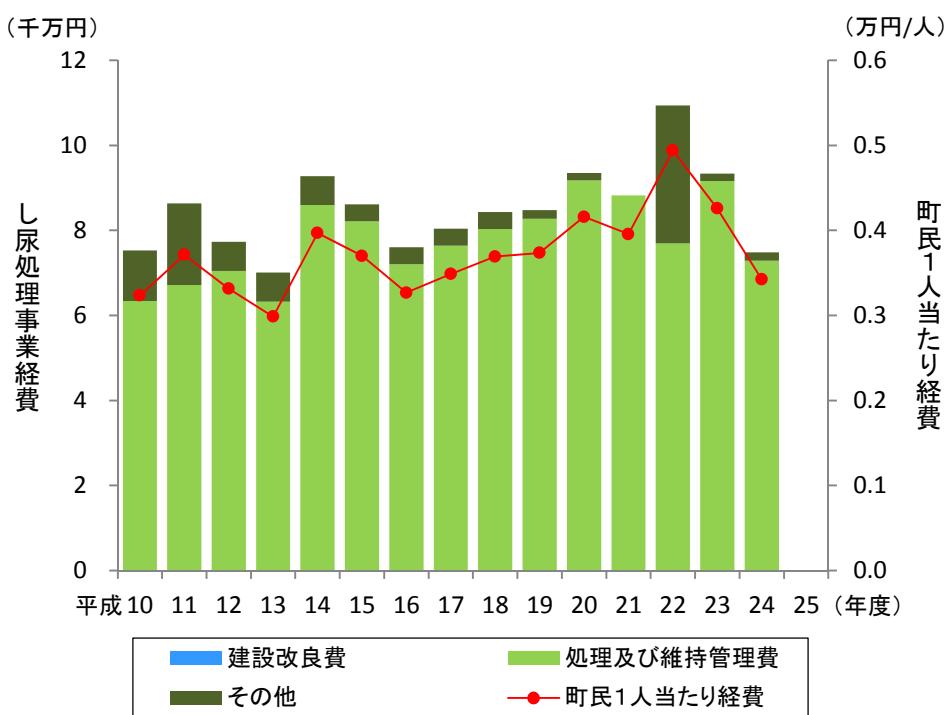


図 2-3-5 し尿・浄化槽汚泥の1人1日平均処理量の推移

### (3) し尿処理事業に要する経費

平成 24 年度のし尿処理事業経費は約 7,500 万円、町民 1 人当たりの経費は3千4百円です。

平成 10 年度以降、し尿処理事業経費、町民 1 人当たりの経費は、いずれも増加傾向で推移しています。ただし、平成 22 年度以降に限るならば、し尿処理事業経費、町民 1 人当たりの経費は、いずれも大きく減少し、平成 24 年度現在においては、平成 10 年度の水準に戻っています。これは、東日本大震災の影響により、平成 23 年度以降に乾燥汚泥肥料の製造を中止したことによるものです。



- 注1. し尿処理事業経費：各年度の「歳出額」  
2. し尿処理事業経費の内訳：建設改良費、処理及び維持管理費、その他  
3. 処理及び維持管理費の内訳：人件費、処理費、車両購入費、委託費、調査研究費等

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図 2-3-6 し尿処理事業に要する経費の推移

### ♣ 課題1 生活排水処理率の向上

公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及などにより、生活雑排水が未処理のまま河川等の公共用水域へ排出される量は、今後も減少していくものと予想されます。

しかし、町域における水環境の保全に向けて、地域特性に応じた効果的・効率的な生活排水処理施設の整備を行い、なお一層の生活排水対策を推進する必要があります。

このため、公共下水道認可区域では、公共下水道の整備推進と整備済の区域における接続率の向上を図ります。他の区域では、合併処理浄化槽の整備により、し尿汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

### ♣ 課題2 合併処理浄化槽の適正な維持・管理

合併処理浄化槽は個別設置型の生活排水処理施設であり、維持管理が適正に行われない限り、その処理性能を発揮することができません。

合併処理浄化槽は、原則として処理主体（この場合は主に個人）が維持・管理に努めることを原則としますが、処理主体が必ずしも維持管理方法を熟知しているとは限らないため、今後も適切に指導を行い、合併処理浄化槽の適正な維持・管理に努める必要があります。

### ♣ 課題3 し尿処理施設の適正な維持・管理

し尿・浄化槽汚泥の処理施設については、現時点では特に問題はないため、今後も適正運転・適正処理を継続しながら、現行のシステム・体制の維持を図ります。

公共下水道の整備等と併せて、し尿汲み取りを行っている世帯や単独処理浄化槽を使用している世帯の減少に伴い、将来的にし尿・浄化槽汚泥の減量が予測されるため、将来における処理施設の適正な運営や維持・管理のあり方について検討する必要があります。

また、この場合のし尿・浄化槽汚泥の効率的な収集・運搬方法などについても検討する必要があります。

## 第2節 生活排水処理量の予測

### 1 生活排水処理量の予測方法

現状の生活排水処理を取り巻く状況が将来も継続する場合に、生活排水処理量がどのように推移するかを把握しました。

このとき、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置が今後も継続して行われ、単独処理浄化槽やし尿汲み取りからの転換が進むものとしました。

### 2 生活排水処理形態別の人口の予測結果

本町は、将来的に人口が減少することが予測されていますが、単独処理浄化槽人口、汲み取り人口が減少傾向で推移することに伴い、生活排水処理率は増加傾向で推移します。

生活排水処理率は、平成31年度は96.4%（平成24年度から4.8ポイント増加）、平成36年度は97.7%（同6.1ポイント増加）、平成41年度は98.5%（同6.9ポイント増加）と予測されました。

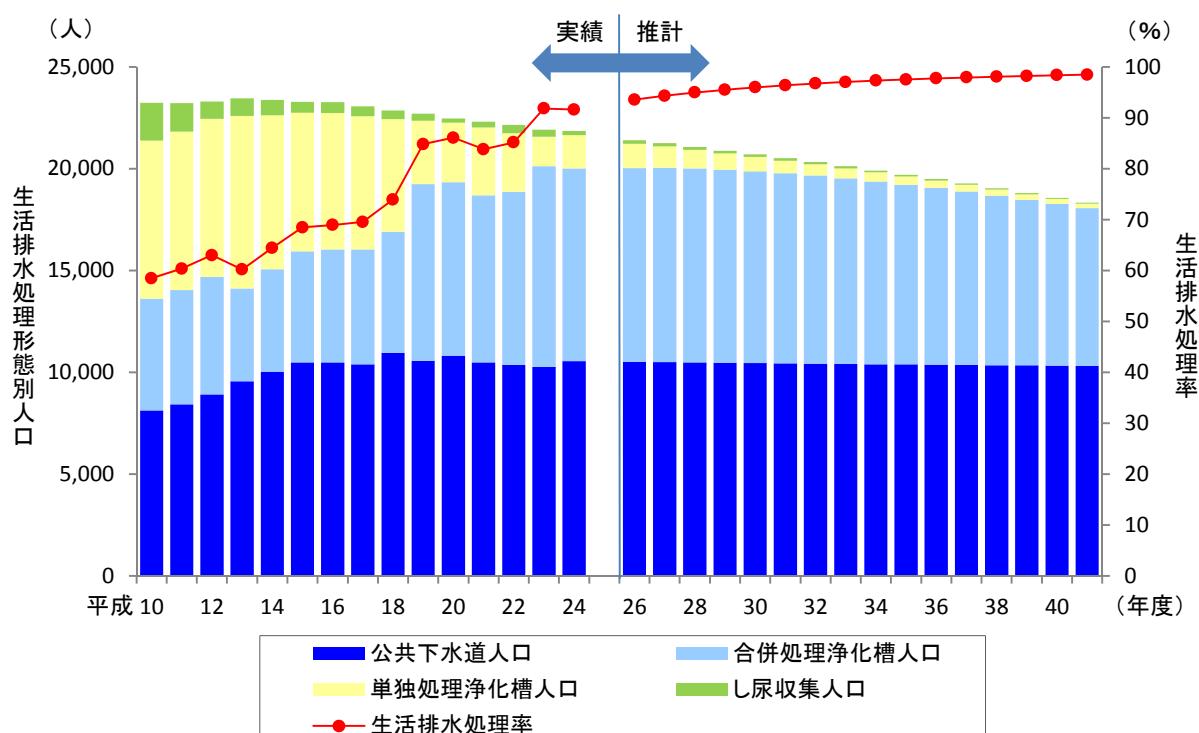


図2-3-7 生活排水処理形態別人口の予測結果

## 3

### し尿・浄化槽汚泥の処理量の予測結果

し尿・浄化槽汚泥の処理量は、合計、1日平均のいずれも減少傾向で推移します。

し尿・浄化槽汚泥の収集量の合計は、平成31年度は4,967 kℓ(平成24年度から11.8%減少)、平成36年度は4,456 kℓ(同20.8%減少)、平成41年度は3,905 kℓ(同30.6%減少)と予測されました。

また、1日平均処理量は、平成31年度は13.6 kℓ/日(平成24年度から12.0%減少)、平成36年度は12.2 kℓ/日(同20.8%減少)、平成41年度は10.7 kℓ/日(同30.6%減少)と予測されました。

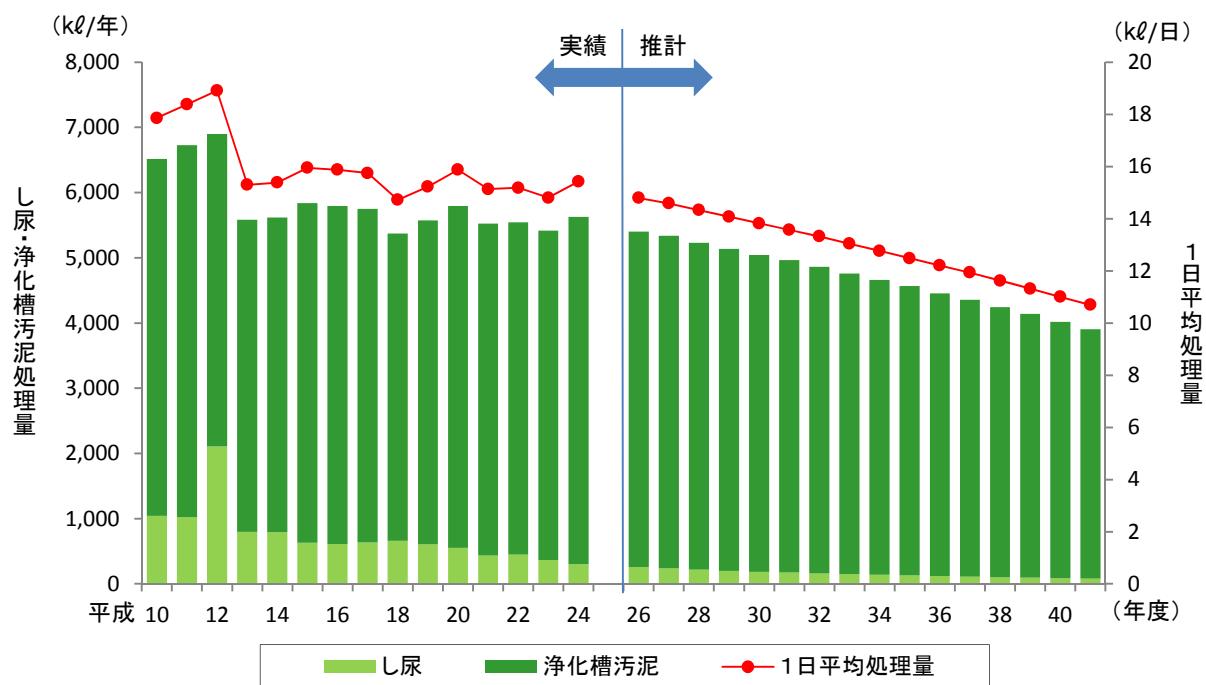


図2-3-8 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測結果

## 第3節 生活排水処理基本計画

1

### 基本理念と基本方針

本町は、四方を河川に囲まれた輪中の里であり、良好で快適な生活環境の確保のためには、河川の水質汚濁の防止に努めることが必要です。

本町は、河川水質の監視に努めるとともに、公共下水道の整備や浄化槽設置整備事業の推進など生活排水の適正処理を進め、河川などに流出する負荷を削減することにより、水質汚濁の防止に努めてきました。この結果、河川水質が環境基準を達成し、良好な状態を維持していることや、生活排水処理率が着実に向上していることなどより、本町において、生活排水処理に関する取り組みは一定の成果を収めたと評価できます。

本計画では、これらのことと踏まえて、計画の基本理念を以下のとおり定め、今後も適正な生活排水処理事業を継続していくことを目指します。

#### 【基本理念】

適正な生活排水処理事業を継続し、  
豊かな自然環境と快適な生活環境を未来に伝えます。



#### 【基本方針】

##### ①生活排水処理施設の整備と 適正処理の推進

- 地域特性に応じた生活排水処理施設の整備により、生活排水の適正処理を継続して推進します。
- し尿・浄化槽汚泥については、川島町環境センター（し尿処理施設）での適正処理を継続します。

##### ②水環境の保全のための 意識啓発の推進

- 町民及び事業者と連携・協力のもと、公共用水域への汚濁負荷削減のための取り組みを推進します。

2

### 数値目標

目標年度（平成41年度）における生活排水処理率100%を目指します。

## (1) 生活排水処理施設の整備推進

平成24年度現在、本町の生活排水処理率は91.6%です。

将来的には、家庭から排出される生活排水を全て生活排水処理施設で処理すること（生活排水処理率100%）を目標として、地域特性に応じて効率的・計画的に生活排水処理施設を整備していきます。

- 公共下水道の整備が完了している区域において、未接続の家庭に対しては、早期の接続を指導することにより、生活排水の適正処理を推進します。
- 公共下水道の処理対象区域以外で、単独処理浄化槽を使用している家庭や汲み取りを行っている家庭に対しては、合併処理浄化槽への転換を指導することにより、生活排水の適正処理を推進します。

## (2) 生活雑排水対策の推進

今後も本町の豊かな水環境を保全していくためには、町民、事業者、町が相互に連携・協力することにより、各種の取り組みを推進していく必要があります。

町民、事業者は、整備済みの下水道への接続や合併処理浄化槽への転換など、生活排水の適正な処理に努めることに加え、洗剤使用量の抑制や風呂の残り湯を洗濯や庭の散水などに使用するなど、家庭や事業所から排出される生活雑排水による汚濁負荷の軽減のための取り組みが必要です。

このため、本計画では以下の施策を展開することで、生活雑排水対策を推進します。

- 生活雑排水が水環境に及ぼす影響について町民一人ひとりが認識し、汚濁負荷の軽減に努めるよう広報・啓発活動を展開します。
- 町のホームページや広報紙、パンフレット等により、水環境の現状や水質保全の取り組みについての情報を広く提供します。
- 生活雑排水の対策は、河川等の水質保全だけでなく、身近な水路・側溝等の水質改善による生活環境の改善・美化にもつながるため、町民に対して各家庭での汚濁負荷の軽減のための取り組みを進めることの大切さについての啓発を今後も継続します。
- 廃食用油を回収し、燃料として再利用する取り組みの実施について検討します。

## (1) 適正な収集・運搬

本計画での収集・運搬の範囲は、町内全域とします。

また、し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者が実施します。

今後、人口の減少などに伴い、し尿・浄化槽汚泥の収集量の減少と収集範囲、収集頻度の変化などが想定されるため、車両・人員の合理的な配置、収集経路の適正化を図るよう許可業者に指導を行い、効率的な収集運搬体制を維持します。

## (2) 適正な処理の継続

町内から発生したし尿・浄化槽汚泥は、これまでどおり、川島町環境センター（し尿処理施設）に搬入して処理します。

今後、処理対象のし尿・浄化槽汚泥の搬入量の減少が想定されることから、これらに対応した施設の運営・維持管理を行い、今後も適正かつ安定的な処理の継続に努めます。

## (3) 災害対策の強化

震災や水害などの災害により、避難所や仮設住宅などから多量のし尿が排出される場合に備えて、県や近隣自治体・関係機関などとの協力体制を構築します。

また、災害時には、収集・運搬、処理の一連の過程において、適正かつ迅速な対応ができるよう、県や近隣自治体・関係機関などと連携を図ります。

## 生活排水対策の推進のための取り組み

町民や事業者は、家庭や事業所から排出される生活雑排水による汚濁負荷の軽減のための取り組みが必要です。

河川等の水質汚濁は、生活雑排水が主な原因であることを理解した上で、以下の取り組みに努めることで水質改善に協力しましょう。

### 【住民の取り組み】

- ①台所には、目の細かいストレーナーや三角コーナーを設置しましょう。
- ②天ぷらなどの油は、使い切るか、新聞紙などにしみ込ませたり、固化剤で固めたりしてごみとして出しましょう。
- ③なべや皿の汚れは、ゴムベラなどで落としたり、紙でふいてから洗いましょう。
- ④台所の調理くず等は、コンポストなどで堆肥にしましょう。
- ⑤お風呂の残り湯は洗濯や洗車・散水などで有効に使いましょう。
- ⑥水路や側溝などを定期的に清掃しましょう。
- ⑦川や河川敷にごみを捨てないようにしましょう。
- ⑧庭木や草花、菜園などへの肥料や農薬は、使い過ぎないようにしましょう。
- ⑨下水道への接続や合併処理浄化槽の設置に協力しましょう。
- ⑩浄化槽は定期的に点検し、清掃、検査をしましょう。

### 【事業者の取り組み】

#### ■農業・畜産業者

- 肥料をやりすぎないようにしましょう。
- 肥料の流出を少なくしましょう。
- 化学肥料の使用を減らしましょう。
- 家畜排せつ物は発酵させてから農地で肥料として使いましょう。
- 排せつ物の処理施設を設置することを検討しましょう。
- 畜舎の清掃では、汚水を減らして外部に流出させないようにしましょう。

#### ■工場・事業所、飲食店

- 有害物質の管理をし、河川、地下水の汚染を防止しましょう。
- 油類の漏出を防止しましょう。
- リサイクルなどにより、廃棄物の発生量を減らしましょう。
- 過剰な包装をやめるなど、環境にやさしい事業活動に努めましょう。
- 生ごみを排水口から流さないようにしましょう。
- 汚水処理施設は、定期的に点検、清掃を行いましょう。



### **III 計画推進のしくみ**



## 第1節 計画の推進体制

新たな「川島町環境基本計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」を実行し、豊かな自然環境と安全・快適な生活環境を未来に伝えるためには、町（行政）による施策の実行だけでなく、町民、事業者、町が互いに連携・協力し、それぞれの役割と責任を自覚した上で、環境保全に配慮した取り組みを進めていくことが必要です。

このため、全庁的な取り組み体制を整備し、環境に関する情報公開に努めるとともに、町民や事業者との意見聴取、協議の場などを設けることにより、町民、事業者、町の連携・協力体制づくりを進めます。

### (1) 庁内体制の整備

「環境基本計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」の施策の対象範囲は広範囲に及ぶため、計画に定める施策の推進に際しては、全庁的な取り組みの体制の整備と関係課との連携・協力が不可欠です。

このため、各課・施設等の担当者などを通じて、各施策の進行状況把握・点検、関係課との連絡・調整を行います。

### (2) 審議会

環境保全審議会は、川島町環境保全条例に規定する町長の諮問機関であり、関係団体の代表、学識経験を有する者、公募による町民、町の職員などの委員15人以内で組織されます。

廃棄物減量等推進審議会は、川島町廃棄物減量等推進審議会条例に規定する町長の諮問機関であり、関係団体の代表、学識経験を有する者、公募による町民などの委員15人以内で組織されます。

これらの審議会において、「環境基本計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」の報告を受けて点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しなどについて、専門的かつ広範な見地から審議を行います。

### (3) 国や県、関係機関などとの連携・協力体制の強化

「環境基本計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」に基づく施策を推進していく上で、国、県、近隣自治体、関係機関などに対して要請や協力を求める場合が想定されます。

特に河川の水質汚濁、放射性物質対策、地球温暖化問題、ごみ処理、生活排水処理などについては、町を超えた広域的な取り組みが必要であるため、今後も国、県、近隣自治体、関係機関などとの連携・協力体制の強化に努めます。

#### (4) 町民や事業者との連携・協力体制の整備

本計画を実行し、町域において安全で健康かつ快適な環境を保全していくためには、町による施策の確実な実行と環境に配慮した取り組みの率先的な実践だけでなく、町民や事業者の参加と協力を欠くことができません。

町としては、環境教育や環境学習、意識啓発の充実、町のホームページや広報紙などによる情報提供と意見聴取、その他町民や事業者の自主的な取り組みに対する支援策などを講じます。また、情報交換や連絡調整、連携・協働のための協議の場などの整備についても検討します。

## 第2節 計画の進行管理

### (1) 計画の点検・評価

新たな計画については、進捗状況を定期的に点検・評価することにより、地域の環境の継続的な改善を図ります。このとき、①計画(Plan)、②実行(Do)、③点検・評価(Check)、④見直し(Action)という手順を踏まえることにより、その時点での進捗状況の把握や課題の抽出などを行います。

この点検・評価結果は、町のホームページや広報紙などを通して、町民、事業者などに公表します。これにより、関係者が環境に関する情報を共有し、環境の現状や課題などについて共通の認識を持ち、町民、事業者、町の連携・協力による環境保全の取り組みを進めることが可能となります。



### (2) 結果の報告

新たな計画の進捗状況は、各課・施設等の担当者などを通じて調査・把握するとともに、環境保全審議会、廃棄物減量等推進審議会に報告し、委員からの意見・指導などを受けるものとします。

年次報告では、計画の全体的な進捗状況、それぞれの施策の実施状況、環境の改善状況などを踏まえて、環境保全のための目標の達成状況を点検・評価するとともに、評価の結果とともに、施策や事業の見直しについて検討します。

年次報告の結果については、各年度の「川島町の環境(仮称)」としてホームページなどを通して町民、事業者に対して公表します。

### **(3) 環境情報の提供**

町民や事業者との連携・協働による環境保全の取り組みを進めるためには、環境に関する情報を共有し、現状や課題などについて共通の認識を持つことが必要です。

このため、町の広報紙やホームページなどを積極的に活用し、町民や事業者に対して環境情報を提供します。

### **(4) 計画の見直し**

新たな計画は、上記(1)～(3)を確実に実行することにより、適切に進行管理していくものとします。

また、5年毎に見直しを行い、計画の目標年度（平成41年度）に改訂することとします。

ただし、社会情勢の変化や町の環境に大きな変化が生じた場合などには、関係機関と協議の上、計画の見直しに関する検討を行います。